

ずっとここに暮らしたい!

みんなで創ろう きらめき湖南

第二次湖南市総合計画



平成28年4月

湖 南 市

地域の活力を創生し、未来を創造するさりげない支えあいのまちづくり

～市民の総参加によるふるさとへの誇りと愛着で豊かさを実感できる共生社会へ～



平成 18 年（2006 年）10 月に第一次湖南省総合計画基本構想を策定し、基本構想に沿った基本計画に基づき、計画的にまちづくりを進めてまいりました。

このたび、総合計画の終了年度にあたり、湖南省総合計画審議会会長の答申を受け、まちの将来像「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」を実現するための第二次湖南省総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）を策定する運びとなりました。

本計画の策定にあたっては、市民の皆さんや中学生の皆さんへのアンケートを実施して、市民の声を計画に反映するとともに、少子高齢化の進展や経済のグローバル化、環境・エネルギー問題の顕在化などの社会経済情勢の変化と前計画期間の 10 年間で進めてきた湖南省におけるまちづくりの進展に合わせた見直し、これからのまちづくりに必要となる施策について検討を重ねてまいりました。

また、基本構想に重点プロジェクト構想として 3 つのプランに取りまとめ、3 話の“物語”に仕立てています。この物語の登場人物は、第一次湖南省総合計画にも登場した人物であり、湖南省で住み、働き、家族をもち、子育てしていくという暮らしを 10 年後のまちの姿と若者の希望として分かりやすく表現しています。

わたしたちの湖南省は、自分たちの地域は自分たちでつくる市民主体のまちづくり、社会福祉の父と言われる糸賀一雄先生の思想が根付いた福祉のまちづくりや地域の自然エネルギーを積極的に活用したまちづくりなどがさらなる進化と発展を遂げようとしています。

今後、人口が急速な減少傾向になるという予測の下、より一層、地域で支えあう子育て環境と暮らしやすい住居環境の実現、地域経済の活性化といった地域の活力を創生してまいります。さらには、市民が総参加して、ふるさとへの誇りと愛着を抱き、豊かさを実感できるような自然体での共生社会の実現に向けて、未来を創造するさりげない支えあいのまちづくりを皆様とともに進めてまいります。

最後になりましたが、熱心な議論のうえ、答申をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケートやパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました多くの皆様、そして本計画に関わっていただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 28 年（2016 年）4 月

湖南省長 谷畑 英吾

湖南市市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流れに沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

一、美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくります。

二、たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。

三、子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくります。

四、ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。

五、社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

平成十七年十一月二十日制定

湖南市の木
うつくし松



湖南市の花
サツキ



湖南市の鳥
ウグイス



湖南省市歌「のびゆく湖南省」

一、水清らかな 野洲川の

瀬音やさしく うたっている

鳴くウグイスの 声さやか

歴史と文化の 咲きにおう

われらの湖南省 きらめくまち

二、四季鮮（あざ）やかな 山すその

田園ゆたかに 稔（みの）っている

うつくし松の 風涼し

湖南三山 仰（あお）ぎ見る

われらの湖南省 希望のまち

三、ひかり波打つ 海道（かいどう）の

先端ひらき 目ざましい

サツキの花の 色ゆたか

文化と産業 調和する

われらの湖南省 のびゆくまち

平成二十一年十月四日制定

湖南省 市歌「のびゆく湖南省」

Bossa Nova (♩=104)

岩井 藍海 作・編曲

1. み ず き よ ら か な や
3. ひ か り な み う つ か

す が わ の せ お と や さ し く う
い ど う の せん た ん ひ ら ー き め

たっ て い る な く ウ ギ ス の こ い
ご ま し い サ ツ キ の は な の こ い

え さ や か れ き し と お ん か の
ろ け た か お ん か と き ん ぎ う

さ き に お う わ れ ら の こ な ん し
ち ょ う わ す る わ れ ら の こ な ん し

to Coda

わ れ ら の こ な ん し き ら め く ま
わ れ ら の こ な ん し

B

ち

C

2. し き あ ざ や か な や ま す ー の で ん

え ん ー ち た か に み の つ て い る

う つ く し ま つ の か ぜ す ず し

こ な ん さ ん ざ ん ー あ お ぎ み る

わ れ ら の こ な ん し わ れ ら の こ な ん し

D

き ぼ う の ま ち

D.S. to A

Coda

の び ゆ く ま ち

poco rit. ---

2

目 次

第1部 はじめに

第1章 策定の趣旨 ～なぜこの計画をつくるのでしょうか～	2
（1）総合計画の目的	2
（2）総合計画の構成と期間	2
（3）策定方法	3
（4）目標設定と施策評価	3
第2章 策定の背景 ～基本的な知識を確認しましょう～	4
（1）湖南省の概況	4
（2）人口特性	6
（3）産業特性	14
（4）社会動向	19
（5）広域計画などの動向	22
（6）新市建設計画	24
（7）まちづくりアンケート結果にみる市民の意向	25
第3章 まちの特性と課題 ～湖南省はどんなまち？何が課題なのでしょう？	35
（1）安心・安全のまちづくり	35
（2）人権を尊重したまちづくり	35
（3）市民参加によるふるさとづくり	35
（4）豊かな自然とともに暮らす	36
（5）持続的発展を導く環境整備	36
（6）利便性の高い交通ネットワークの形成	36
（7）商業サービスの強化と充実	37
（8）観光ネットワークの形成	37
（9）地域での教育・福祉・健康のネットワークづくり	37
（10）心豊かな人づくり	38
（11）歴史文化を大切にするまちづくり	38
（12）地域の自然エネルギーを活用するまちづくり	38

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの5つの理念	40
第2章 まちの将来像	41
（1）まちの将来像	41
（2）人口の見通し	42
第3章 まちづくりの3つの視点	45
第4章 まちづくりの6つの目標	47
（1）みんなで共に進めるしくみをつくろう	47
（2）うるおいのあるまちをつくろう	47
（3）活気あるまちをつくろう	47
（4）ほっとする暮らしをつくろう	48
（5）いきいきとした暮らしをつくろう	48
（6）明日を拓く ^{ひら} しくみをつくろう	48
第5章 人と地域とまちが輝く3つのプラン	49
第6章 みんなでつくる将来のまちの姿	56
第二次湖南省総合計画基本構想 体系	61
「基本構想」を進めるにあたって 広域連携の将来像の考え方	62

第3部 基本計画

第1章 みんなで共に進めるしくみをつくろう	67
人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり	
第2章 うるおいのあるまちをつくろう	89
自然を生かし、自然と共生するまちづくり	
第3章 活気あるまちをつくろう	107
産業が集まり、人が集うまちづくり	
第4章 ほっとする暮らしをつくろう	139
生涯を通じた安心と健康のまちづくり	
第5章 いきいきとした暮らしをつくろう	173
誇りとなる市民文化を創造するまちづくり	
第6章 明日を拓くしくみをつくろう	199
効率的・効果的な行財政システムづくり	
第7章 人と地域とまちが輝く3つのプラン	207
重点プロジェクトの推進	
資料	213

第1部 はじめに

(1) 総合計画の目的

本市では平成 18 年（2006 年）を初年度とする湖南省総合計画「2015 夢おこし・明日づくりの物語」を策定し、基本構想に掲げる将来像「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向け、さまざまな施策に取り組んできました。

湖南省総合計画の計画期間が平成 27 年度（2015 年度）で終了することから、あらためて市民の意向を確認するとともにさまざまな社会経済情勢の変化、この後期基本計画期間におけるまちづくりの進展状況を踏まえ、新たな課題に対応した施策展開を図るため、第二次湖南省総合計画を策定するものです。

(2) 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画および実施計画により構成します。

基本構想

基本構想は、10 年後の湖南省を展望し、まちの将来ビジョンを表すものとして基本理念と将来像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものとします。

基本計画

基本計画は、将来像を達成するための施策方針です。計画期間は総合計画の期間の前期に相当する平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の5年間として、具体的な戦略プロジェクトと主要な施策・事業およびこれらに関する社会指標を分野別に示し、社会指標の数値目標（ベンチマーク）により達成度を点検するものとします。

また、平成 33 年度（2021 年度）から平成 37 年度（2025 年度）の後期については、社会経済情勢の変化や計画事業の評価などを踏まえ、改めて策定するものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を具体的な事業として財政的な裏づけを持って実施していくことを目的とし、3年間の計画をローリング方式¹により毎年度策定し、施策方針を達成するための具体的な手段である事務事業の達成目標を明確に定めることなどにより、実効性の高い計画とします。

¹ ローリング方式…毎年度修正や補完など、計画の見直しを行うことにより、計画と現実とが大きくずれることを防ぐシステム。

(3) 策定方法

本計画は、一般公募市民などで構成する総合計画審議会が中心となって策定し、審議会については一般公開を行いました。また、中学生や 16 歳以上の市民を対象とした市民意識調査（まちづくりアンケート）を実施するとともに、計画案を公開したうえで市民から意見を求め、これらの結果を計画内容に反映するよう努めました。

(4) 目標設定と施策評価

将来像の実現に向けた施策の達成状況を市民にわかりやすくするため、可能な限り数値などの明確な目標を設定し、進捗状況のチェックによる施策評価を行います。

(1) 湖南市の概況

湖南市は滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から 100km 圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にあります。南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望み、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れています。野洲川付近一帯に平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。総面積は 70.40km²で、地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、山林が土地全体の 51.9%を占めています。

本地域は古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の 51 番目の石部宿が置かれ、街道を中心とした産業や文化が栄えました。また、市内には「湖南三山」と称し、それぞれ国宝の建造物を有する常楽寺、長寿寺、善水寺のほか、由緒ある社寺が点在しているとともに、天然記念物のウツクシマツ自生地やステゴドンゾウの足跡化石が出土するなど歴史文化・自然遺産が豊富です。

名神高速道路の開通に伴い、栗東インターチェンジなどに近接する有利な立地条件を利用して県内最大の湖南工業団地が造成されました。

また、国道 1 号と国道 1 号バイパス、JR 草津線が地域を東西に横断しており、鉄道に関しては石部駅、甲西駅、三雲駅の 3 駅が設置されています。これらの交通基盤を利用して京阪神都市圏への通勤通学に利便性が高く、ベッドタウンとしての住宅地開発が進んでいます。

このように、江戸時代以前の昔から現代に至るまで、常に交通の要衝として発展し続け、さらに比較的温暖な気候や野洲川を中心に開けた平野に恵まれたこともあって、さまざまな産業と文化が育まれるとともに、豊かな居住環境が提供されてきました。



(2) 人口特性

人口・世帯数

- 本市の人口は、平成 22 年（2010 年）時点で 54,614 人となっており、減少に転じています。最近5年間の増加率はマイナス 1.3%となっており、近隣都市と比較すると本市および甲賀市のみが減少傾向に入っています。
- 世帯数は、平成 22 年（2010 年）時点で 20,463 世帯となっており、増加傾向にあります。
- 世帯人員は一貫して減少しており、平成 22 年（2010 年）時点で 2.67 人/世帯となっています。

表 人口の推移

	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率
大津市	277,290	10.8	295,574	6.6	309,793	4.8	323,721	4.5	337,634	4.3
草津市	94,767	8.3	101,828	7.5	115,455	13.4	121,159	4.9	130,874	8.0
守山市	58,561	10.4	61,859	5.6	65,542	6.0	70,823	8.1	76,560	8.1
栗東市	45,049	7.7	48,759	8.2	54,856	12.5	59,869	9.1	63,655	6.3
野洲市	43,671	2.8	45,865	5.0	48,326	5.4	49,486	2.4	49,955	0.9
甲賀市	82,668	4.5	90,744	9.8	92,484	1.9	93,853	1.5	92,704	-1.2
湖南市	46,093	17.5	51,372	11.5	53,740	4.6	55,325	2.9	54,614	-1.3
県全体	1,222,411	5.8	1,287,005	5.3	1,342,832	4.3	1,380,361	2.8	1,410,777	2.2

資料) 国勢調査

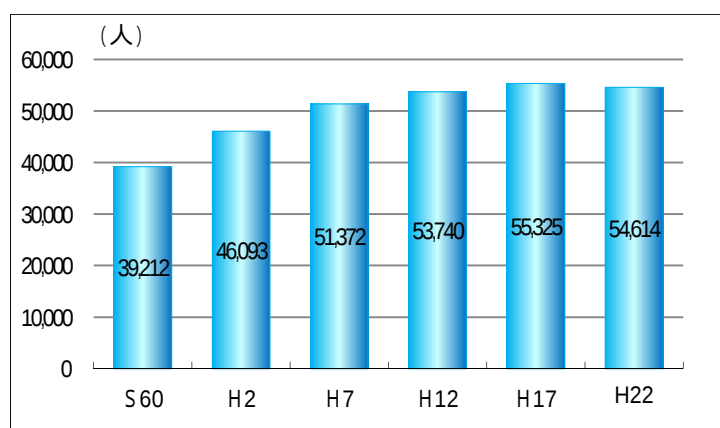


図 人口の推移 資料) 国勢調査

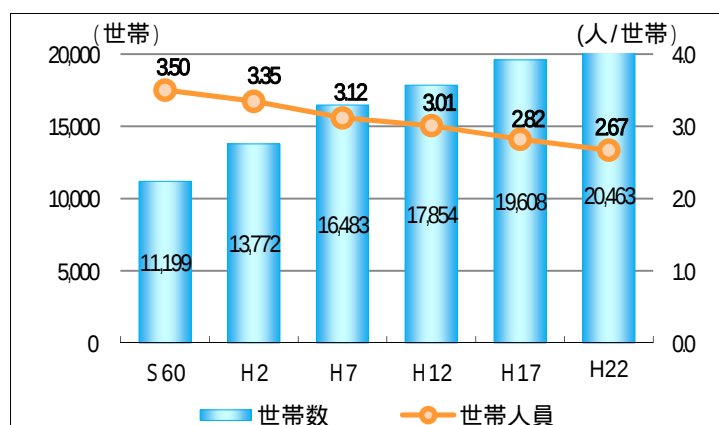


図 世帯数、世帯人員の推移 資料) 国勢調査

- 国立社会保障・人口問題研究所*による推計では、湖南省の人口は今後減少傾向が続き、平成 52 年（2040 年）には、ピークであった平成 17 年（2005 年、55,325 人）から 18%減少する見込みとなっています。

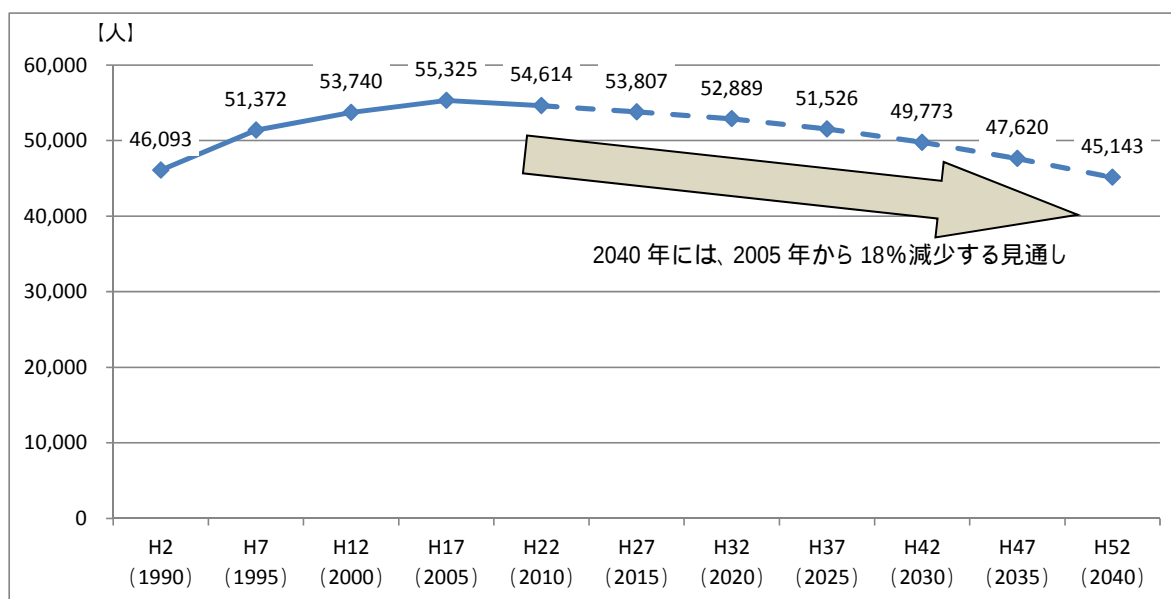


図 将来人口推計結果 資料) 国立社会保障・人口問題研究所*

- ・湖南省の普通出生率*は、平成 14 年（2002 年）以降小さくなっており、平成 24 年（2012 年）時点では 9.01 となっています。周辺都市との比較では野洲市、大津市に次いで小さく、県全体よりも小さくなっています。
- ・平成 20 年（2008 年）～24 年（2012 年）の合計特殊出生率*は 1.49 となっており、県全体を若干下回っています。

表 出生数・出生率の推移

	平成 9 年		平成 14 年		平成 19 年		平成 24 年		平成 20～24 年
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	合計特殊出生率
大津市	3,058	10.22	3,106	9.90	3,001	9.14	2,949	8.77	1.38
草津市	1,148	11.29	1,234	11.11	1,171	9.50	1,327	10.82	1.39
守山市	720	11.48	810	12.06	936	12.66	924	11.84	1.72
栗東市	701	14.24	927	16.55	984	15.84	892	13.73	1.99
野洲市	907	9.97	868	9.41	769	8.18	763	8.33	1.65
甲賀市	510	10.98	526	10.87	505	10.12	523	10.38	1.48
湖南省	597	11.68	638	12.48	512	9.27	475	9.01	1.49
県全体	13,708	10.59	13,938	10.39	13,343	9.57	13,236	9.49	1.54

資料) 出生数：人口動態調査

合計特殊出生率*：平成 20 年（2008）～平成 24 年（2012 年）人口動態保健所・市区町村別統計(人口動態統計特殊報告)

年齢3区分別人口*の推移

- 平成 22 年（2010 年）の年齢3区分別人口*の構成比をみると、年少人口（0～14 歳）の割合は 14.8%、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は 68.5%であり、これらは年々減少する傾向にあります。一方、老年人口（65 歳以上）の割合は 16.6%と増加傾向です。
- 滋賀県全体の年少人口割合は 15.1%、生産年齢人口割合は 64.2%、老年人口割合は 20.7%であり、本市は県内では高齢化率が比較的低い地域となっています。一方、年少人口割合は県全体より 0.3 ポイント低く、少子化が進んでいます。

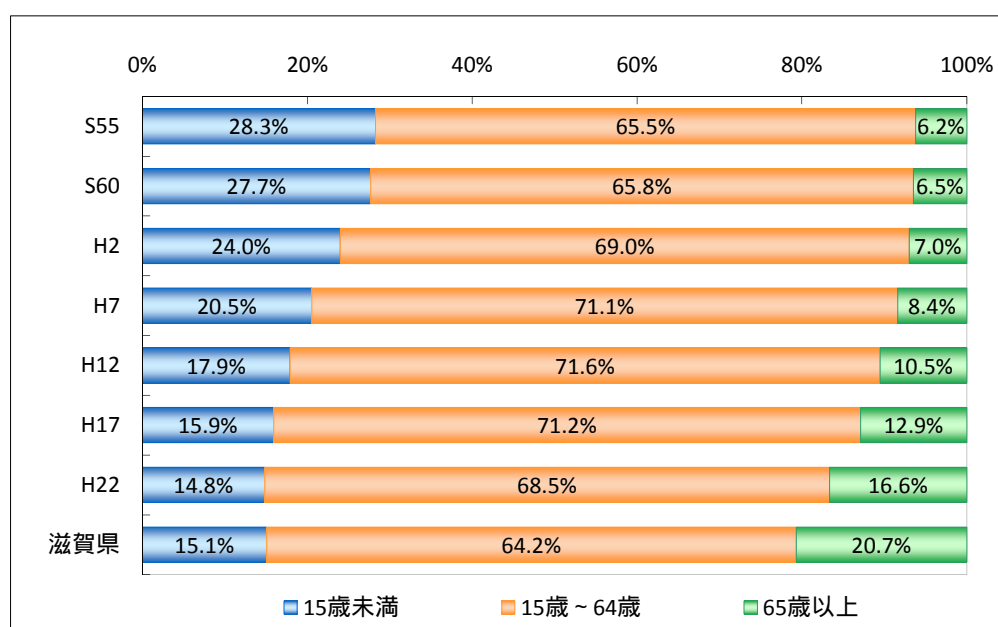


図 年齢3区分別人口*割合の推移 資料) 国勢調査

自然増減*の推移

- 本市人口の自然増減*の推移をみると、出生児数が死亡者数を上回っていますが、自然増の数は減少傾向にあり、平成25年（2013年）には120人の増加となっています。

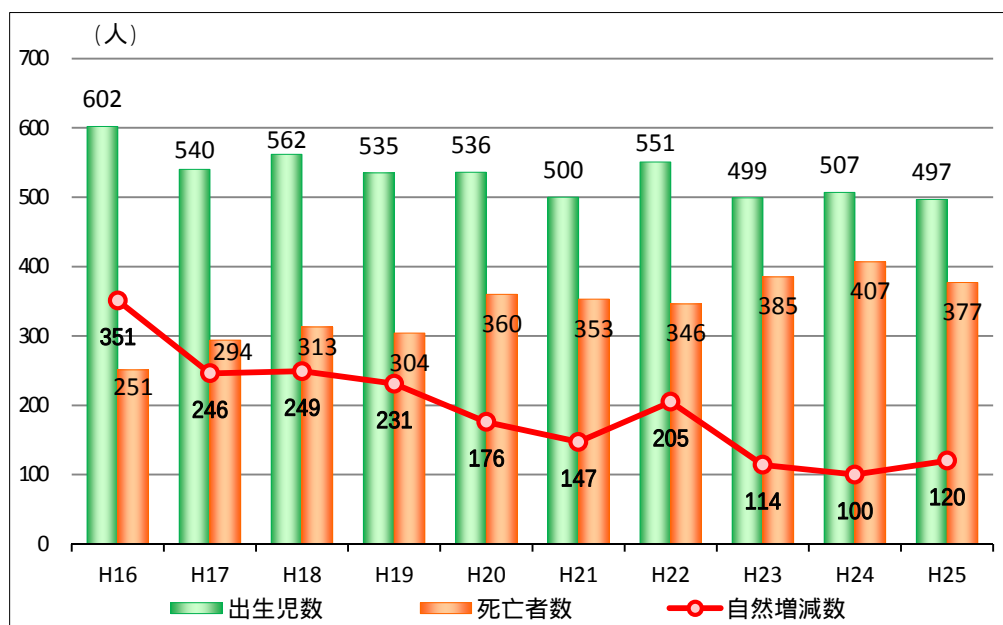


図 人口の自然増減*数の推移 資料) 湖南省統計資料

社会増減*の推移

- 本市人口の社会増減*の推移をみると、転出者数が転入者数を大きく上回る状態が続いていましたが、近年は減少数が小さくなり平成25年（2013年）は156人となっています。

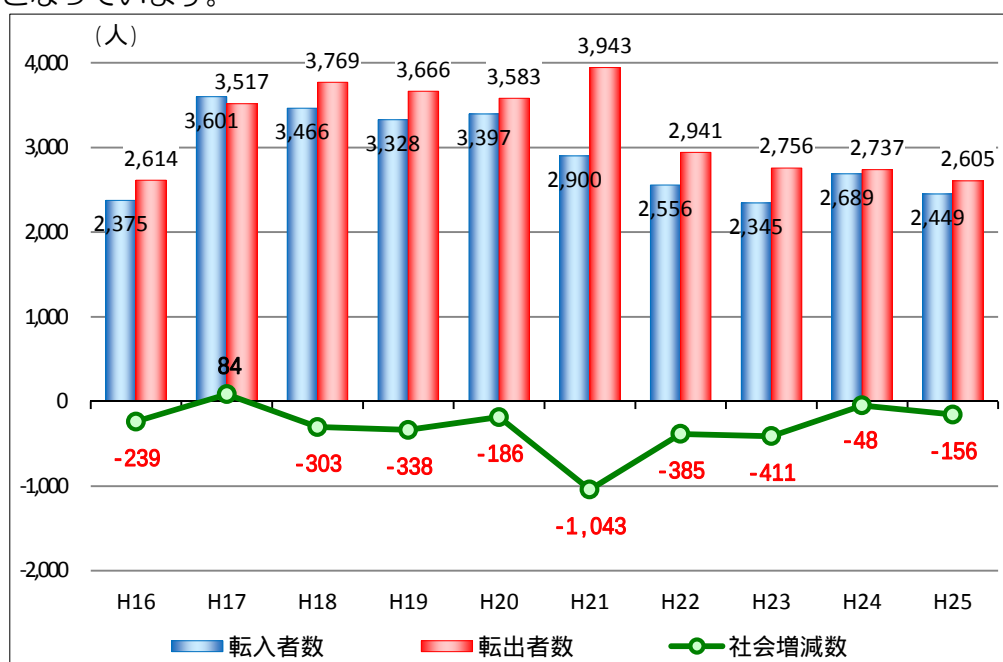


図 人口の社会増減*数の推移 資料) 湖南省統計資料

昼夜間人口*比率

- 平成 22 年（2010 年）時点で、本市の夜間人口が昼間人口を 2,885 人上回っており、流出超過の状態にあります。
- 昼夜間人口*比は、平成 22 年（2010 年）時点で 0.947 となっています。流入人口が減少傾向にあるため、平成 12 年（2000 年）以降、昼夜間人口*比は減少傾向にあります。

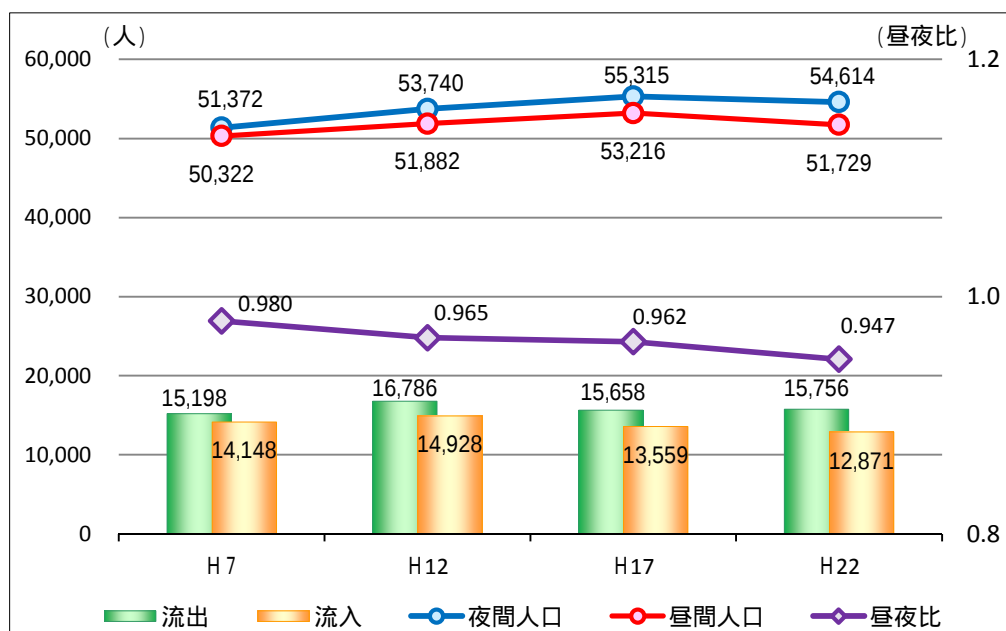


図 昼夜間人口*などの推移 資料) 国勢調査

流出人口

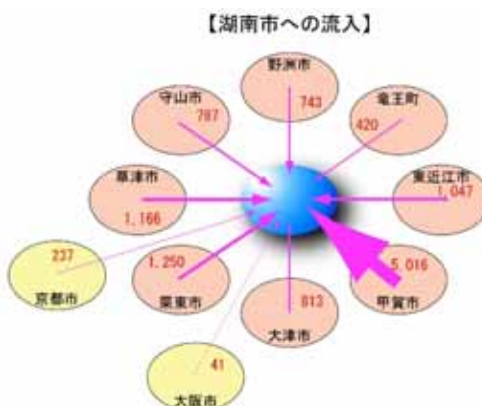
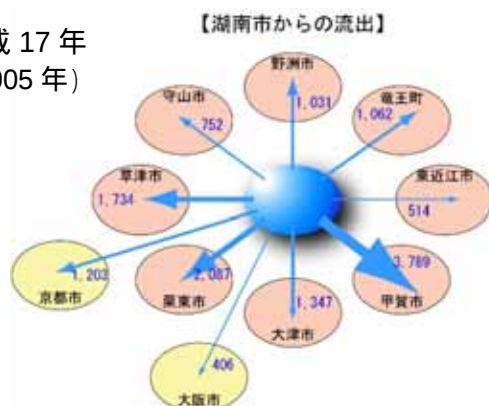
- 流出状況は、平成 22 年（2010 年）時点で 16,113 人（従業地・通学地「不詳」を含む）となり、平成 17 年（2005 年）より 559 人の増加となっています。流出先としては、隣接する甲賀市が第 1 位、栗東市が第 2 位、第 3 位が草津市となっています。
- 流入状況は、平成 22 年（2010 年）時点で 12,818 人となり、平成 17 年（2005 年）より 689 人の減少となっています。流入元の第 1 位、2 位、3 位は流出先と同様となっています。

表 流出入先上位 10 位

	流出先	流出数		流入元	流入数
第 1 位	甲賀市	3,766	第 1 位	甲賀市	4,581
第 2 位	栗東市	1,937	第 2 位	栗東市	1,277
第 3 位	草津市	1,816	第 3 位	草津市	1,107
第 4 位	大津市	1,316	第 4 位	東近江市	987
第 5 位	竜王町	1,296	第 5 位	大津市	833
第 6 位	京都市	1,149	第 6 位	守山市	828
第 7 位	野洲市	1,134	第 7 位	野洲市	700
第 8 位	守山市	823	第 8 位	近江八幡市	698
第 9 位	東近江市	492	第 9 位	日野町	510
第 10 位	近江八幡市	405	第 10 位	竜王町	389
県内計		13,477	県内計		12,100
県外計		2,153	県外計		718

資料) 国勢調査 (平成 22 年 (2010 年))

平成 17 年
(2005 年)



平成 22 年
(2010 年)

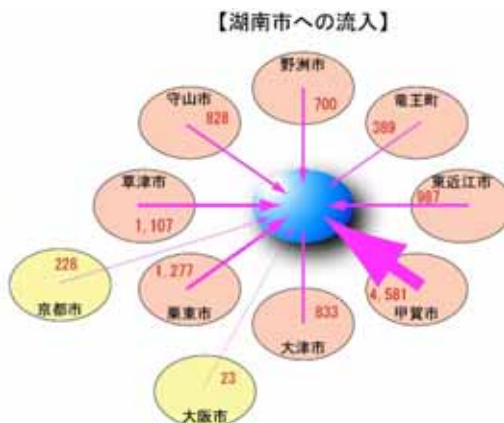
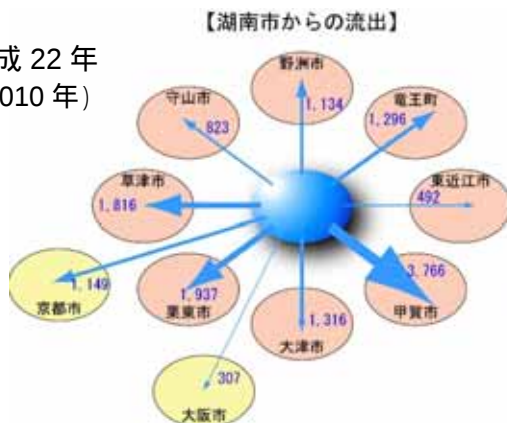


図 通勤通学状況 資料) 国勢調査

産業別就業人口*

- 平成 22 年（2010 年）時点で、本市では 27,859 人（分類不能の産業を含む。）が就業しており、第 1 次産業が 1.2%、第 2 次産業が 42.8%、第 3 次産業が 51.0%を占めています。平成 2 年（1990 年）時と比べると、第 1 次産業および第 2 次産業の割合が減少する一方、第 3 次産業の割合が増加しています。
- 滋賀県全体の状況と比べると、第 2 次産業の就業人口割合は比較的高い地域となっています。

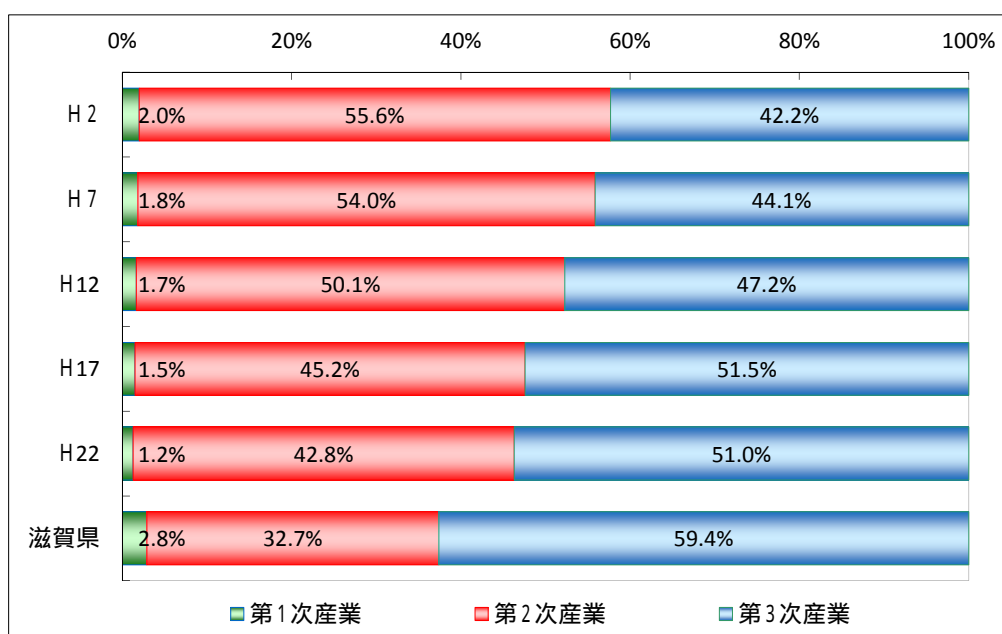


図 産業別就業人口*割合の推移 資料) 国勢調査

(3) 産業特性

農 業

- ・総農家数は平成22年（2010年）時点で579戸となり、20年前の半数となっています。
- ・総農家数・販売農家は減少傾向が続いている一方で、自給的農家（経営耕地面積が30a*未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家）が全体の3分の1以上を占めるまで増加しています。
- ・農家一戸当たり経営耕作面積は60～70a*で推移しています。

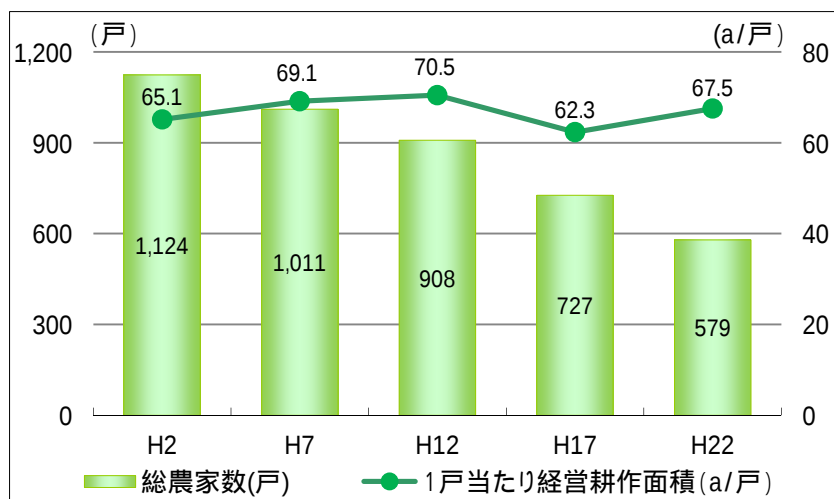


図 総農家数と農家一戸当たり経営耕作面積の推移 資料) 農林業センサス

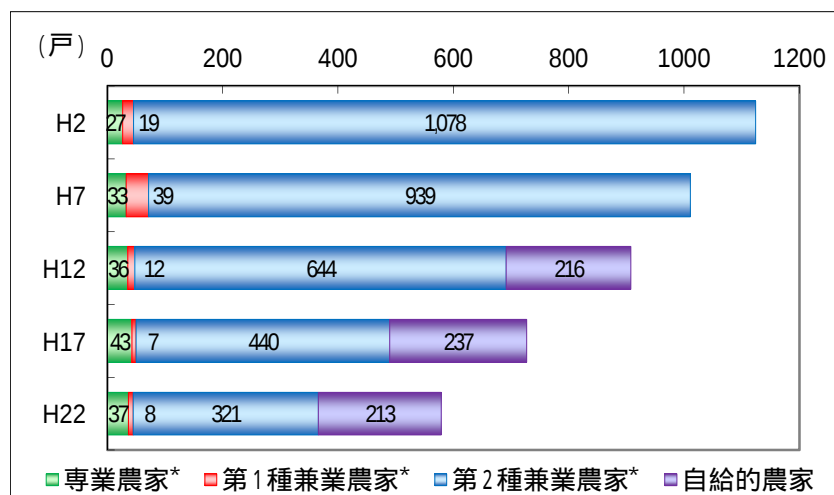


図 専業、兼業、自給的農家数の推移 資料) 農林業センサス
平成12年（2000年）より総農家数＝販売農家数＋自給的農家数に変更

工 業

）事業所数、従業者数、製造品出荷額等

- 平成 24 年（2012 年）時点で事業所数が 189 事業所、従業者数が 10,468 人となっています。
- 事業所数は平成 20 年（2008 年）に増加に転じたものの、その後減少傾向にあります。
- 従業者数は平成 18 年（2006 年）に増加したものの、その後減少傾向にあります。
- 製造品出荷額等は、平成 22 年（2010 年）時点で平成 14 年（2002 年）以降続いていた増加傾向から減少に転じ、平成 12 年（2000 年）とほぼ同程度の 4,423 億円となっています。

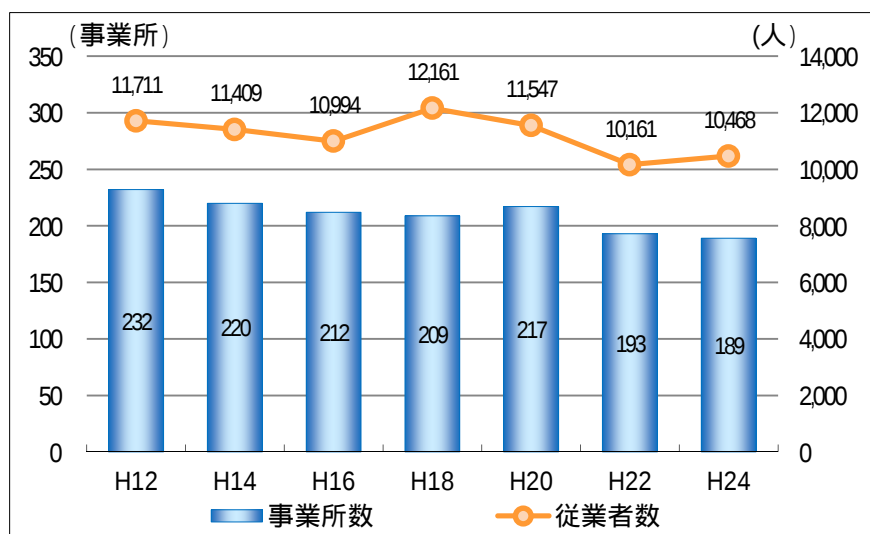


図 製造業の事業所数、従業者数の推移 資料) 工業統計調査
平成 15 年（2003 年）以降は従業者 4 人以上の事業所のみが対象

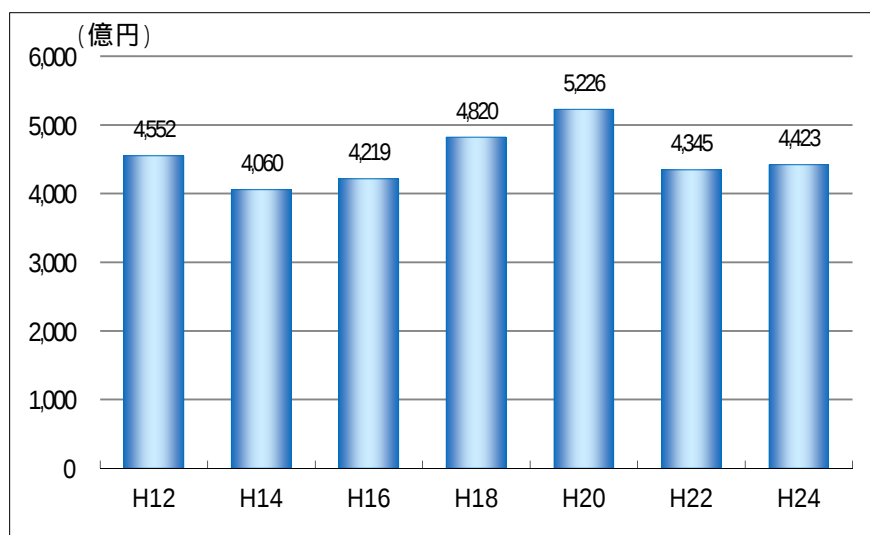


図 製造業の製造品出荷額等の推移 資料) 工業統計調査
平成 15 年（2003 年）以降は従業者 4 人以上の事業所のみが対象

）産業分類別のシェア

- 産業分類別の製造品出荷額等について、平成 24 年（2012 年）時点で「はん用機械」が 14.1%で最も多く、次いで「プラスチック」（13.6%）、「輸送機械」（13.4%）となっています。
- 平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）にかけ、「はん用機械」が大きく増加しています。

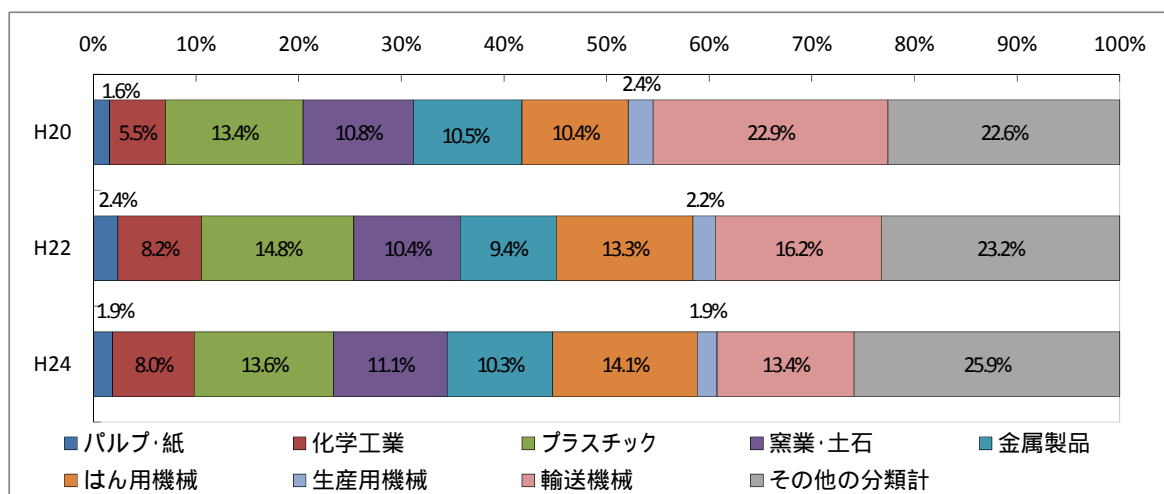


図 分類別製造品出荷額等の推移 資料) 工業統計調査
平成 20 年（2008 年）より調査用産業・品目分類が改訂されている

商 業

- 事業所数は、平成 21 年（2009 年）に増加に転じたものの、平成 24 年（2012 年）には 321 事業所まで大きく減少しています。
- 従業者数も平成 21 年（2009 年）に増加に転じたものの、平成 24 年（2012 年）には 2,430 人まで大きく減少しています。
- 年間販売額は平成 16 年（2004 年）から減少傾向が続いており、平成 24 年（2012 年）時点で 541.9 億円となっています。

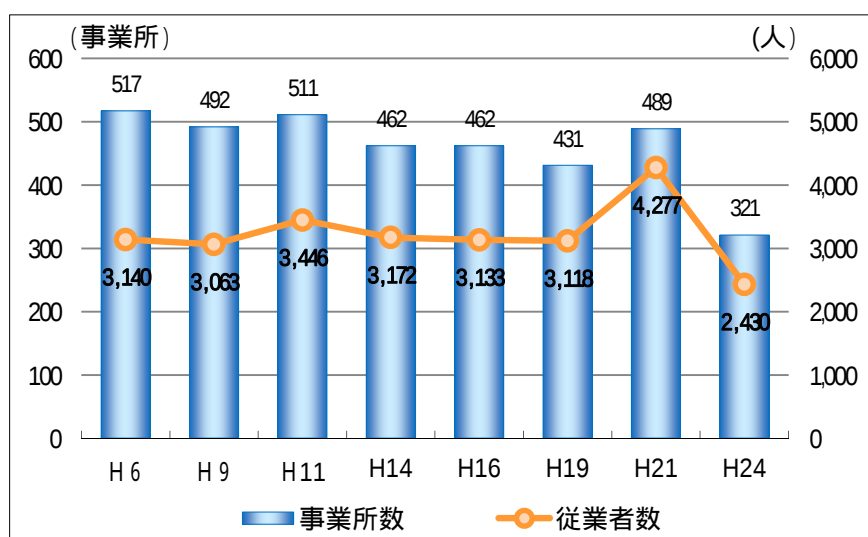


図 卸売業・小売業の事業所数、従業者数の推移

資料) 商業統計調査、平成 21 年経済センサス基礎調査、平成 24 年経済センサス活動調査

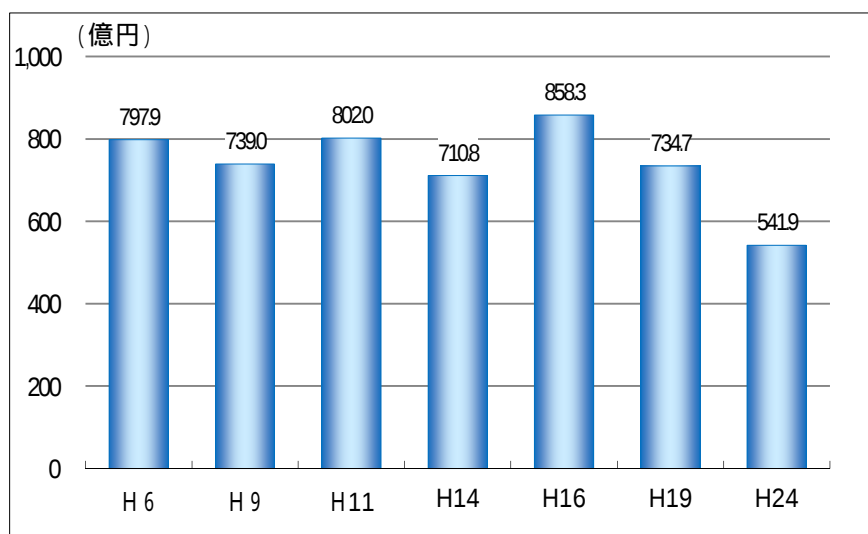


図 卸売業・小売業の年間販売額の推移

資料) 商業統計調査、平成 24 年経済センサス活動調査

公共交通

- 市内のＪＲ３駅のうち、三雲駅は一日平均旅客乗車人員が増加傾向にあるものの、石部駅は減少傾向にあります。

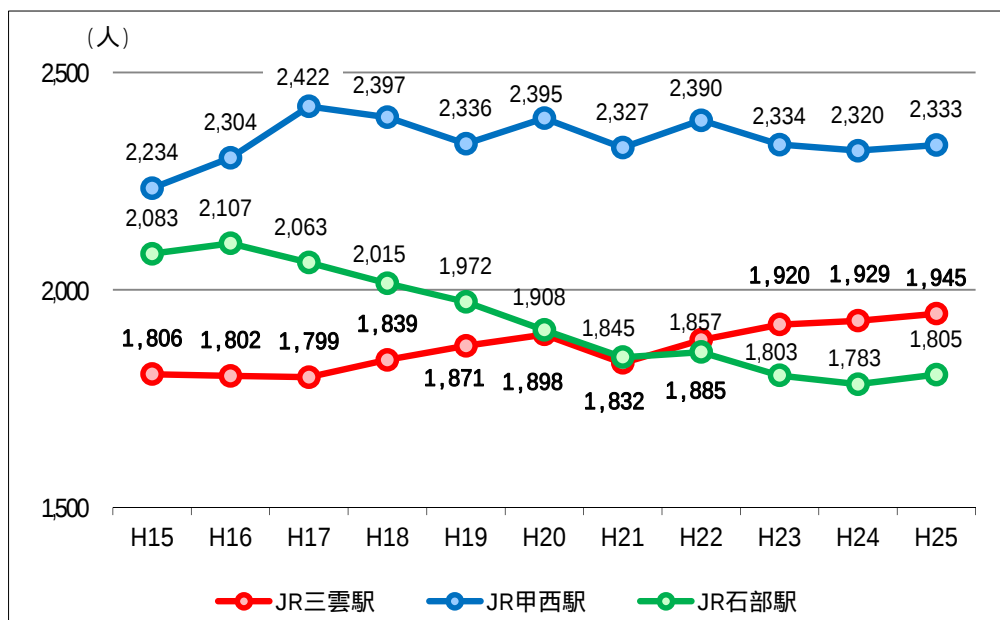


図 一日平均旅客乗車人員の推移
資料) 西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)

(4) 社会動向

■暮らしを取り巻く環境

人口減少、少子高齢化が社会に変革を迫ります

我が国の合計特殊出生率*は平成25年(2013年)で1.43と、依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。平成24年(2012年)に発表された国立社会保障・人口問題研究所*「日本の将来推計人口(平成24年(2012年)1月推計)」によると、現在の傾向が続けば、平成72年(2060年)には我が国の人口は8,674万人で、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は約40%に達するという厳しい見通しが示されています。

人口減少を前提とした社会づくりを進めるとともに、急激な少子化に歯止めをかけるためにも、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境づくりが必要です。また、一人暮らし高齢者の増加が顕著であることから、高齢者が孤立することなく元気に生きがいを持って生活できる地域づくりが求められています。

安全・安心の再構築が求められています

東日本大震災や南海トラフの巨大地震に関する被害想定公表、近年頻発している局地的豪雨による浸水被害などを受け、自然災害に対する危機意識や防災の意識が高まり、地域コミュニティや広域での連携など災害に対する備えのあり方が問われています。

また、高齢者や子どもなど弱い立場の人が被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺なども多く発生し、国際的なテロや領土・国防問題、重症化する感染症などの発生など、わたしたちの暮らしを脅かす不安が増大しています。

いつ訪れるかわからないさまざまな危機に備え、安全・安心な社会を取り戻すためには、個人や家族など自助での取り組みはもちろんのこと、行政と市民や地域、企業が連携した公助・共助の取り組みが求められています。

限りある地球の資源を大切に暮らしが求められています

世界の経済成長と人口増加に伴い、資源の消費量や廃棄物の発生量が増加しており、国際連合の報告では、現在の暮らしを続けると、2030年には地球が本来持っている生産力をはるかに超えて、大量の二酸化炭素を排出することで、地球2つ分の資源が必要になるとも言われています。

さらに、地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じているとされています。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、国のエネルギー政策やまちづくりについて、新たな方向性を求められ、すべての国民の日々の暮らしにかかわる問題であることを認識させました。

こうした背景から、使用する資源や廃棄物の量を削減し、持続可能なエネルギー消費や再生可能エネルギー²の活用などを進めるとともに、国民一人ひとりにおいても自然環境への負荷の少ない暮らしを実践することが求められています。

²再生可能エネルギー…太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス*、地熱など、自然現象の中でエネルギー資源が再生されるエネルギー

■ひとを取り巻く環境

人権の尊重がまちづくりの基本です

我が国ではこれまで、「基本的人権の尊重」を掲げた「日本国憲法」や、「国際人権規約」をはじめとした人権関連条約、また、「人権教育のための国連 10 年」などに基づき、人権尊重に関するさまざまな取り組みが行われてきました。

しかし依然として同和問題、女性や子ども、障がい者に対する人権問題、また、国際化・高齢化などに伴う人権問題が存在し、さらにはインターネットによる人権侵害など新たな問題も発生するなど、複雑化・多様化する様相を見せています。

「人権」とは、「人間が人間らしく生きていくために生まれながらに持つ権利」であり、誰もが持っている基本的権利です。差別や偏見のない人権尊重に根ざしたまちづくりを進めるために、お互いを思いやり尊重しあう人権意識の醸成が求められています。

価値観やライフスタイルが多様化しています

我が国は、1960 年代の高度経済成長が象徴するように、戦後、物質的・経済的な豊かさを追求してきました。その結果、経済が発展し、我が国の一人当たりのGDP*は世界トップレベルとなり、多くの人が便利で快適な生活を送れるようになりました。

近年は、経済至上主義に進んできた我が国においては、物質的な豊かさから心の豊かさを重視するようになり、今後の生活の力点を所得以外の「レジャー・余暇生活」や「食生活」にも置くようになるなど、国民の価値観やライフスタイルが多様化しています。一世帯当たりの消費支出構造の長期的な変化を見ても、モノへの支出からサービスへの支出へシフトしています。また、豊かな自然や気候など、農山漁村の魅力に惹かれて、都市部から移住する願望を持つ定年を迎える世代や若者が増えています。

これからは、誰もが多様な価値観に沿った暮らし方や働き方などが、住みたい地域で実現できる社会づくり、環境づくりが求められています。

ICTの進展が社会全体に多大な影響を与えています

ICT（情報通信技術）は、その能力の指数関数的*な向上および価格低下に伴い、世界全体に急速に浸透し、ICT産業にとどまらず、ほかの産業や社会全体、企業のビジネスモデル、個人のライフスタイルなどさまざまな領域で大きな変化をもたらしています。特に、スマートフォンやSNS³などの普及は人々のライフスタイルやワークスタイルを変え、「情報を入手する」「情報を発信する」「情報を人と共有してコミュニケーションを取る」など、人が情報に関わる行動に多大な影響を与えています。

行政手続きや予算執行などの透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進するオープンガバメント⁴の流れを受けて、今後、ICTが変革を導く新たな領域として、公共データの活用促進、すなわち「オープンデータ⁵」への関心が高まりつつあります。

医療や福祉、生涯学習、防災、産業などの分野で、ICTを活用したさまざまなサービスの提供・充実が求められています。

一方、セキュリティの確保や個人情報の保護、誰もが利用できる行政情報システムの確立や、情報・通信技術の利用が困難な人への支援なども課題となっています。

³ SNS…Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

⁴ オープンガバメント…インターネットを活用し政府を国民に関かれたものにしていく取り組み。

⁵ オープンデータ…政府が統計・行政などのデータをオープンにすること。

■ 自治を取り巻く環境

地方から変革を起こす時代です

住民にとって最も身近で、地域の実情に精通する市町村への行政の権限の移行、市町村合併による行財政基盤の強化が進められてきました。

それぞれの地域の特性を生かしつつ、さまざまな課題に対応しながら持続的に発展するためには、より現場に近い地方政府である市町村が自らの判断と責任において地域に根差した政策を練り、実行することが有効です。

また、住民自らが活気ある地域社会づくりに主体的に参画し、保健・医療や福祉、社会教育、まちづくりなどの分野においては、住民のボランティアやNPO*活動が活発になっています。

国においては、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することをめざして「まち・ひと・しごと創生本部」が設立されました。

我が国全体の持続的な発展を図るためにも、さまざまな主体の創意工夫と連携・協働により、地域資源を活用し、地域の活性化や地方の再生に向けた取り組みが重要です。

世界的視野と地域特性の最大活用による生き残りが求められています

情報通信技術の進展、交通手段の発達により、人や物、情報、資金の流れは国や地域の枠を超え、世界規模へと拡大しています。経済活動においてもグローバル化*の進展、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）などの貿易自由化の流れの中で、国・地域間の競争は激しさを増しています。

それぞれの地域において、国内市場のみに目を向けるのではなく、アジアの発展を積極的に取り込んだり、世界で評価され得る固有の文化を発信するなど、グローバル化*するひと・もの・情報の流れを意識しつつ、立地条件や地域特性などの強みを生かした独創的な生き残り策を講じていくことが求められています。

経営的視点による効率的な行財政運営が求められています

我が国の経済は、欧州政府債務危機⁶に伴う世界景気の減速などにより弱い動きとなったものの、平成25年（2013年）に入って景気は持ち直しに転じ、足下では緩やかな回復基調にあります。地方経済を見ると景気回復の実感は乏しいのが実情です。

国も地方も多額の国債・地方債を抱えるなか、従来にも増して社会保障関係費の増大が見込まれており、経済成長期を通じて形成してきた資産を有効に活用し、より効率的な行財政の執行体制を確立していくことが求められています。

⁶ 欧州政府債務危機…ギリシャの財政問題に端を発した債務危機が南欧からユーロ圏、欧州へと広域に連鎖した一連の経済危機のこと。

(5) 広域計画などの動向

本市をとりまく地域の整備方向については、国の国土形成計画（全国計画）・近畿圏広域地方計画、および、滋賀県基本構想において次のように位置づけられています。また、国においては地方から日本を創生するため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」がとりまとめられました。

国・滋賀県の計画の概要

広域計画	国土形成計画（全国計画） 近畿圏広域地方計画	滋賀県基本構想
策定期間	国土形成計画（全国計画） 平成 27 年（2015 年）8 月 近畿圏広域地方計画 平成 21 年（2009 年）8 月	平成 27 年（2015 年）3 月
基本目標	《国土の基本構想》 「対流促進型国土」の形成 《国土構造、地域構造》 重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」の形成	《基本理念》 夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀 ～みんなでつくろう！ 新しい豊かさ～
地域の整備方向・基本戦略	＜近畿圏のめざす姿＞ ○歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域 ○多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域 ○アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域 ○人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域 ○都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域 ○人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域 ○暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域	＜5つの目指す姿＞ 1 互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢と希望に満ちた滋賀 【ひと】 2 滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀 【地域の活力】 3 美しい琵琶湖を大切に、豊かな自然と共生する滋賀 【自然・環境】 4 暮らしと産業を支える基盤が整い、人と「もの」が行き交う元気な滋賀 【県土】 5 将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀 【安全・安心】

広域計画	まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定期間	平成 26 年（2014 年）12 月
基本的な考え方	1. 人口減少と地域経済縮小の克服 2. まち・ひと・しごと創生と好循環の確立
政策の基本目標	基本目標① 地方における安定した雇用を創出する ・ 2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる ・ 2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・ 2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ・ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

広域連携および広域プロジェクト

本市に関わる主な広域連携および広域プロジェクトとしては、次があげられます。

■栗東・湖南広域行政協議会

栗東市と湖南市による「栗東・湖南広域行政協議会」は旧東海道や国道1号、JR草津線、国道1号バイパス、JR草津線複線化や琵琶湖線複々線化などの広域プロジェクトを促進しています。

■野洲・湖南・竜王総合調整協議会

野洲市、竜王町とは、野洲・湖南・竜王総合調整協議会において、広域的な開発ならびにその課題について総合調整機能の強化を図り、希望が丘文化公園を軸とした広域的な発展をめざしています。また、交流と連携に不可欠となる道路網の整備と渋滞の緩和に向けた取り組みとして、県への要望活動を行っています。

■滋賀県草津線複線化促進期成同盟会*

産業振興や観光開発をはじめ、経済・文化の動脈として重要な機能を果たしているJR草津線の複線化実現に向け、滋賀県、および、沿線自治体（草津市、栗東市、甲賀市、日野町、三重県伊賀市）とともに、滋賀県草津線複線化促進期成同盟会*を組織し、複線化の促進を中心に、ダイヤの増強など利便性の向上について鉄道事業者へ要望活動を行っています。また、沿線各地で地域の魅力発信をあわせた観光誘客事業としてJRで行くハイキング「JRふれあいハイキング」の開催や、レンタサイクル事業、商業施設での街頭啓発など、草津線の利用促進に取り組んでいます。

(6) 新市建設計画

本市の「新市建設計画」は、合併後の 15 年間におけるまちづくりの目標を示したもので、総合計画策定までのまちづくりの方向性や合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる重要な計画です。

新市建設計画の概要

新市建設計画	
策定期間	平成16年（2004年）2月
まちづくりの理念	・豊かな自然や文化がかおるまち ・安心とやさしさがほほえむまち ・人と地域が未来にはばたくまち
まちづくりの将来像	自然とやさしさにつつまれた笑顔と夢あふれるまち
新市のまちづくりの目標	1 美しい水と緑あふれる環境にやさしいまちづくり ● 自然環境の保全と美しい風土景観づくりの推進 ● 自然にふれ親しむ多様な環境づくり ● 資源循環型社会の構築 2 すべての人が笑顔で暮らせる健康・福祉のまちづくり ● 健康を支える総合的な保健・医療体制の充実 ● 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備 ● 子育てを支援する体制の充実 ● 地域福祉の推進 3 人が輝く豊かな歴史・文化のかおるまちづくり ● 個性や思いやりを育てる教育環境の充実 ● 多面的な交流と生涯学習・地域学習の振興 ● 健康スポーツ活動の振興 ● 歴史文化を活かしたまちづくりと新たな文化の創造 4 新たな活力を生み出す産業がさかんなまちづくり ● にぎわいと活力ある商工業の振興 ● 自然の恵みの息づく魅力ある農林業の振興 ● 手づくりの観光とイベントの振興 5 にぎわいややすらぎを支える安心で快適なまちづくり ● すべての人の移動しやすい歩きたくなるまちづくり ● まちの内外を連携する道路網の整備 ● 公共交通サービスの充実 ● 上下水道の整備 ● 防災・防犯体制の充実 ● 身近な公園・緑地等の整備 ● 魅力ある市街地・集落環境の整備 ● 多様な交流を支える高度情報ネットワークの整備 6 みんなと創り育てる市民参加のまちづくり ● すべての人の人権尊重の推進 ● 社会参画と市民主体のまちづくりの推進 ● 地域コミュニティ活発な環境づくり

(7) まちづくりアンケート結果にみる市民の意向

本計画策定にあたっては、平成 26 年（2014 年）にまちづくりアンケートを実施しました。その主な結果は次のとおりです。

1) まちづくりアンケートの概要

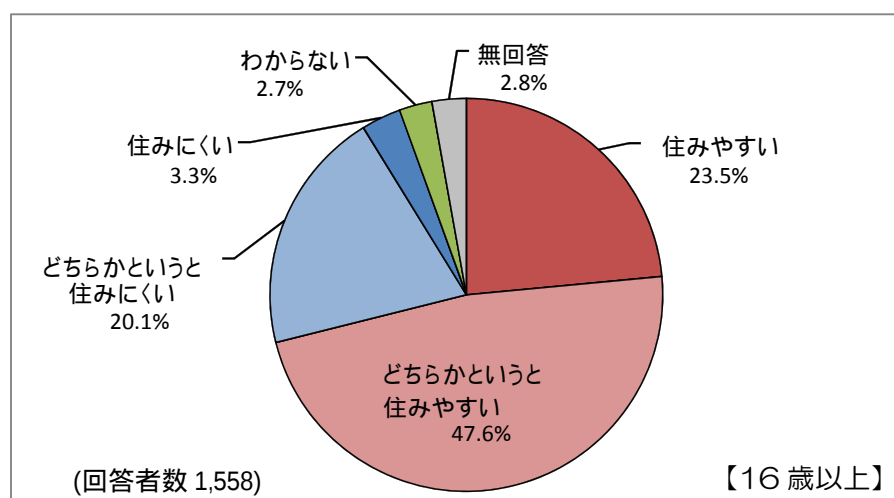
調査対象	・市内に在住する 16 歳以上の市民 4,000 人を無作為抽出 ・市内の中学校に在籍する中学 2 年生および 3 年生 1,084 人	
調査方法	16 歳以上の市民	郵送による配布・回収
	中学生	教員による直接配布・回収
調査基準日	平成 26 年（2014 年）10 月 1 日	
調査期間	平成 26 年（2014 年）10 月 30 日から 平成 26 年（2014 年）11 月 22 日	
回収率	16 歳以上の市民	39.0%
	中学生	88.7%

2) 主な結果のまとめ

住みごこちやまちへの愛着について

16 歳以上の市民は、湖南省の住みごこちについて、71.1%が住みよいと回答しています（「住みやすい」と「どちらかというに住みやすい」の合計）。一方、23.4%が住みにくいと回答しています（「どちらかというに住みにくい」と「住みにくい」の合計）。住みよいと回答した理由としては、「安心して安全なまちだから」、「近所の人たちがあたたかいから」、「買い物が便利だから」などが上位にあがっています。また、住みにくいと回答した理由としては、「交通が不便だから」、「買い物が不便だから」、「医療・福祉のサービスや施設が十分でないから」が上位にあがっています。

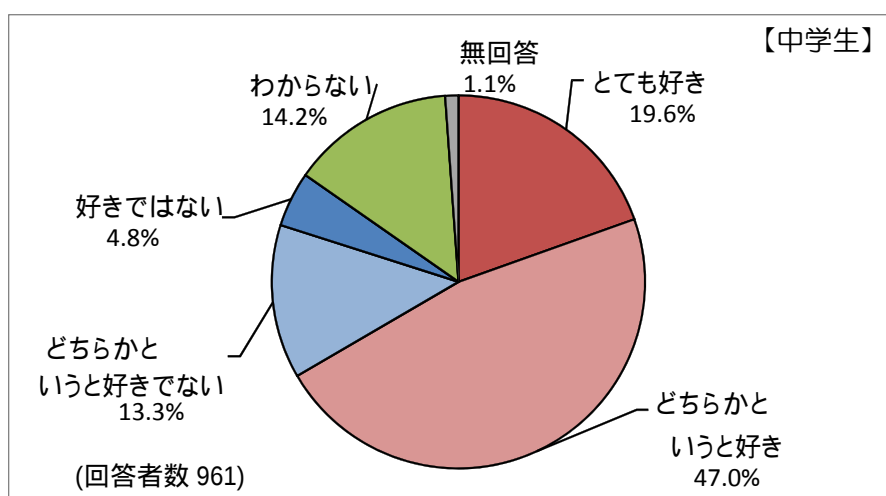
後期基本計画策定時のアンケート調査の結果と比べ、大きな相違はありませんが、今回の調査では「住みやすい」と回答した割合が減少し、「どちらかというに住みやすい」が 4.5 ポイント増加しています。



小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までを表記しているため、合計が必ずしも 100%にならない場合があります。

中学生については、66.6%が湖南省が好きと回答しています（「とても好き」と「どちらかという好き」の合計）。一方、18.1%が好きでないと回答しています（「どちらかという好きでない」と「好きでない」の合計）。湖南省が好きと回答した理由としては、「みんなで遊んだり、楽しんだりできるところがあるから」、「自然がたくさんあるから」、「湖南省に生まれ育ったから」が上位にあがっています。湖南省が好きでない理由としては、「買い物に不便だから」、「ほかのまちに魅力を感じるから」、「みんなで遊んだり、楽しんだりできるところが少ないから」が上位にあがっています。

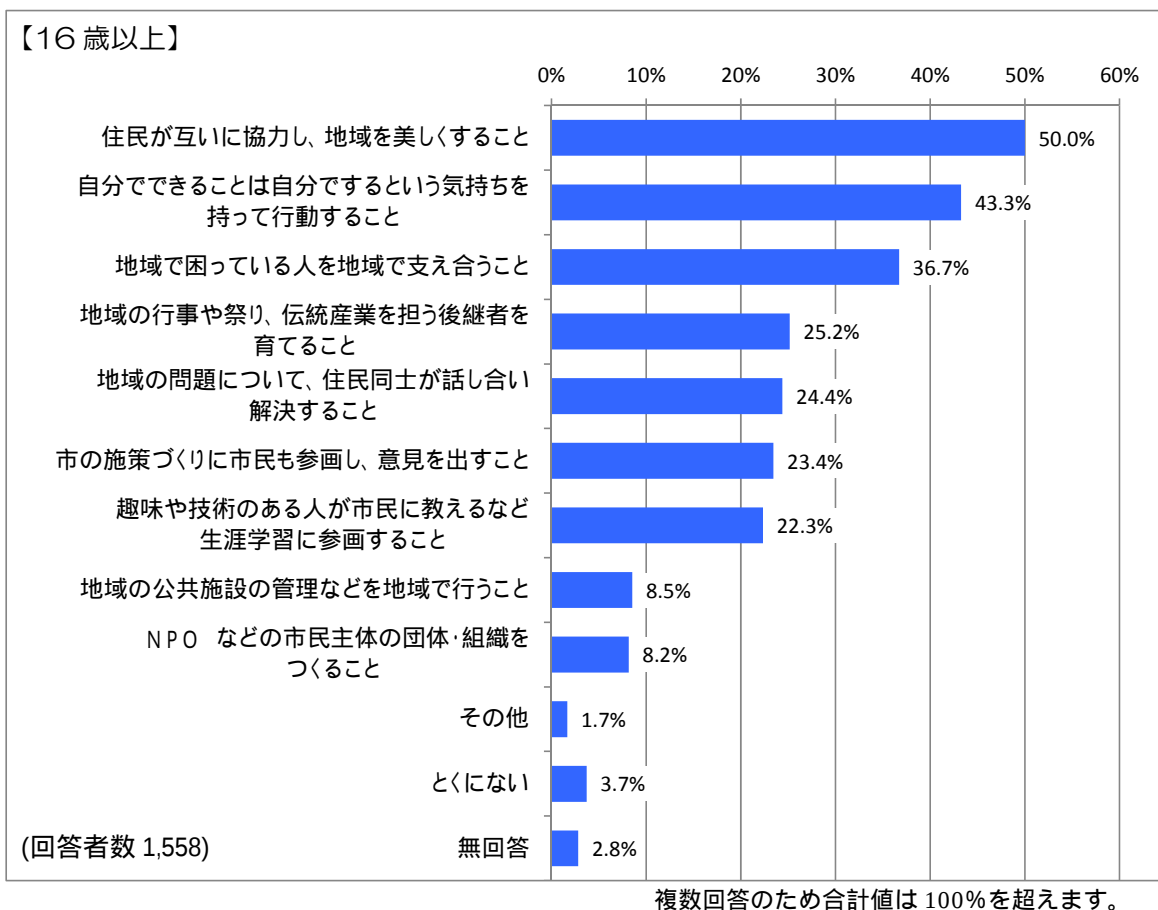
後期基本計画策定時のアンケート調査の結果と比べ、湖南省が好きと回答した人が5.3ポイント増加しています。



小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が必ずしも100%にならない場合があります。

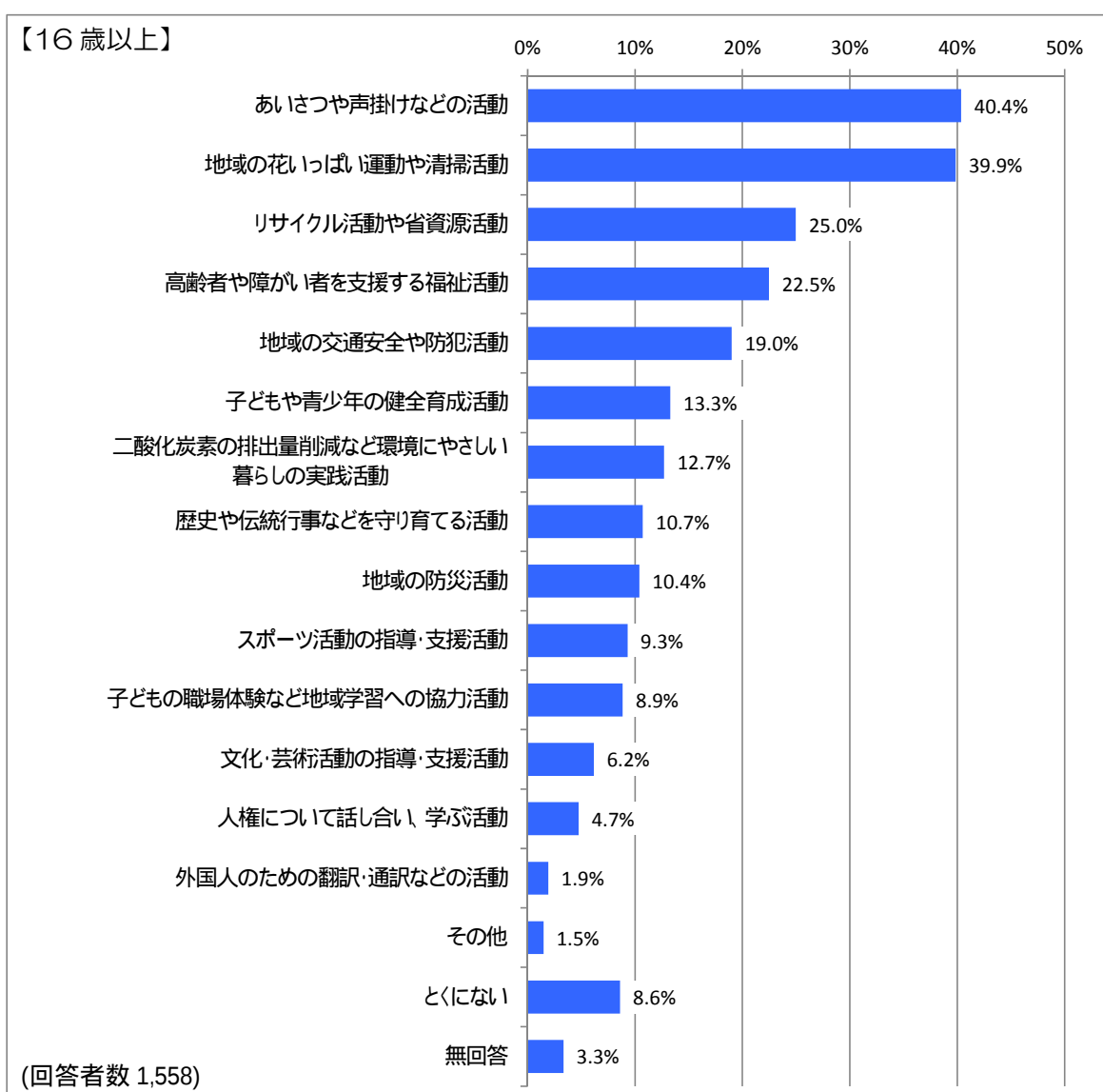
みんなでできること

湖南市をもっと住みよいまちにするために、市民ができることを 16 歳以上に尋ねたところ（3つまで選択）、「住民が互いに協力し、地域を美しくすること」が最も高く、次いで「自分でできることは自分ですするという気持ちを持って行動すること」、「地域で困っている人を地域で支え合うこと」などの順となっています。



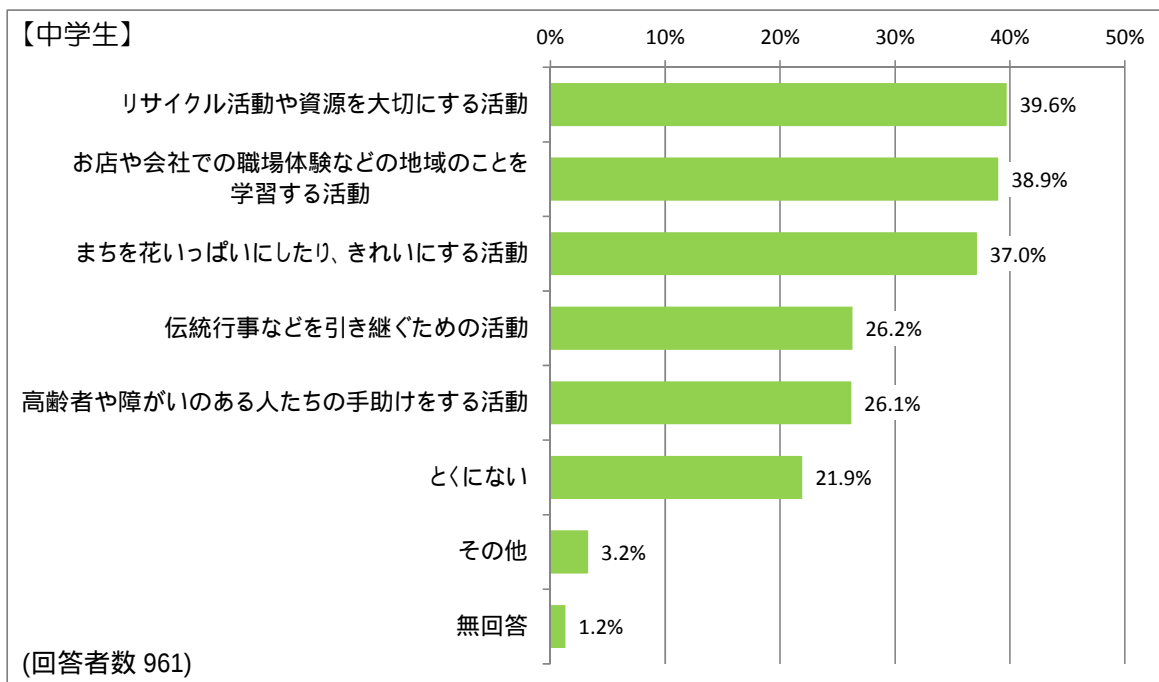
自分ができること

まちづくりで『何かに参加する』とすれば、どのようなことができるかを尋ねたところ（3つまで選択）、16歳以上では、「あいさつや声掛けなどの活動」と「地域の花いっぱい運動や清掃活動」が多く、回答者の40%程度を占めています。次いで「リサイクル活動や省資源活動」、「高齢者や障がい者を支援する福祉活動」の順になっており、環境・美化、福祉に関する活動への関心が高くなっています。



複数回答のため合計値は100%を超えます。

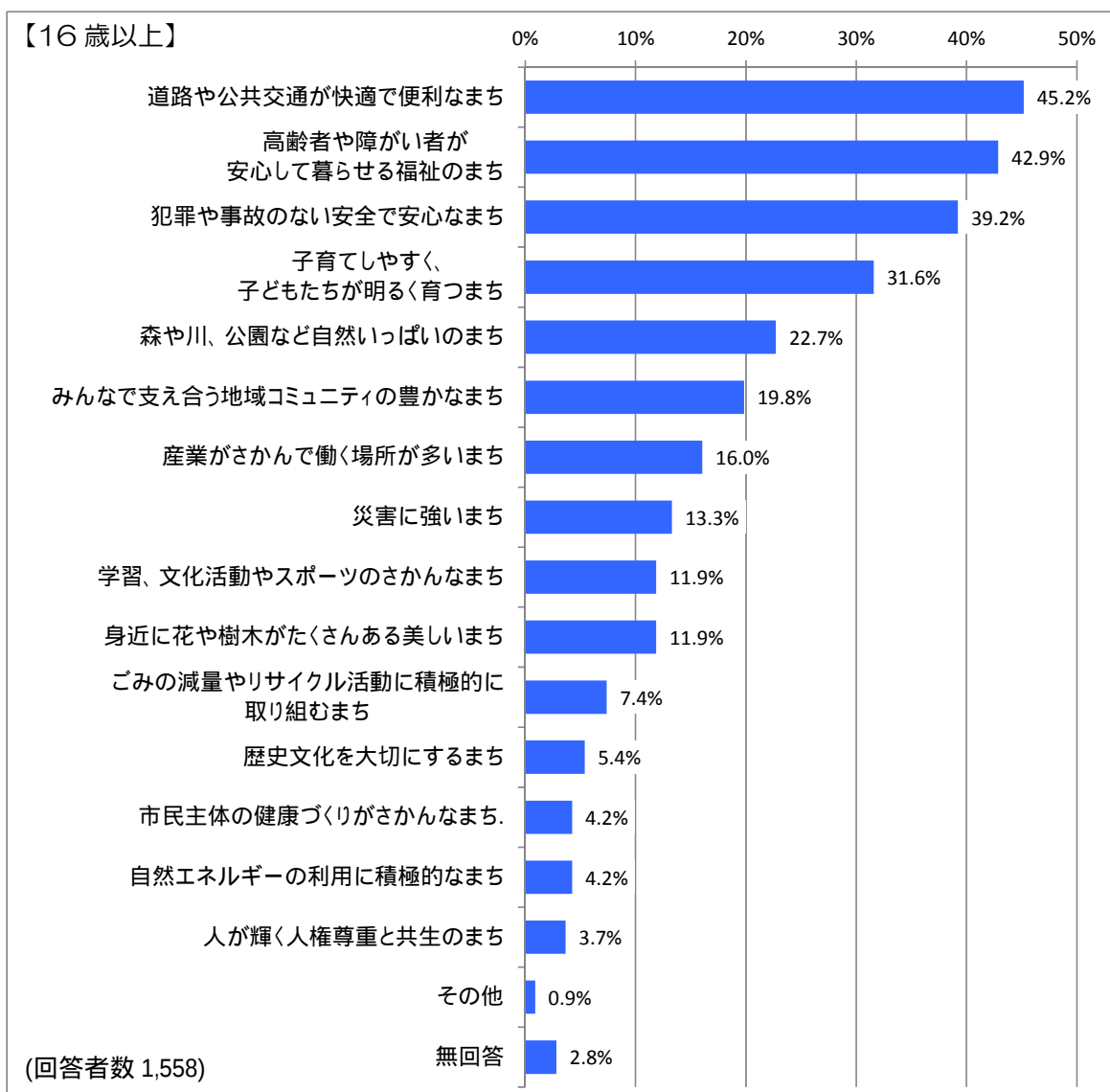
また、中学生では、「リサイクル活動や資源を大切にする活動」が最も高く、次いで「お店や会社での職場体験など地域のことを学習する活動」、「まちを花いっぱいにしたり、きれいにする活動」の順となり、回答者の約40%が選択しています。



複数回答のため合計値は100%を超えます。

湖南省をどのようなまちにしたいか

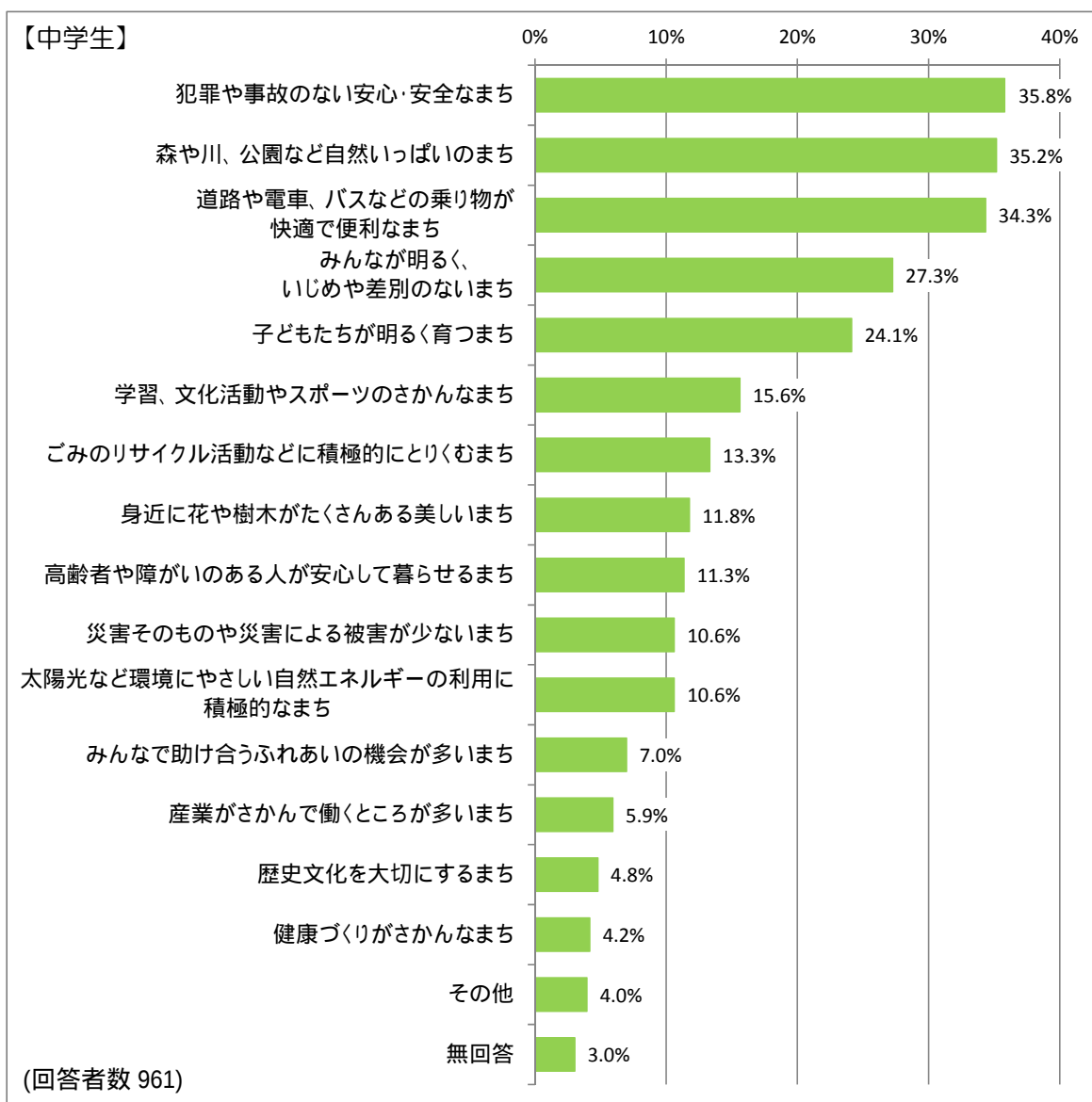
湖南省をどのようなまちにしたいかを尋ねたところ（3つまで選択）、16 歳以上では「道路や公共交通が快適で便利なまち」が最も高く、次いで「高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉のまち」、「犯罪や事故のない安全で安心なまち」などの順となっています。



複数回答のため合計値は 100% を超えます。

第2章 策定の背景 ～基本的な知識を確認しましょう～

中学生では、「犯罪や事故のない安全・安心なまち」が最も高く、次いで「森や川、公園など自然いっぱいのまち」、「道路や電車、バスなどの乗り物が快適で便利なまち」などの順となっています。



複数回答のため合計値は100%を超えます。

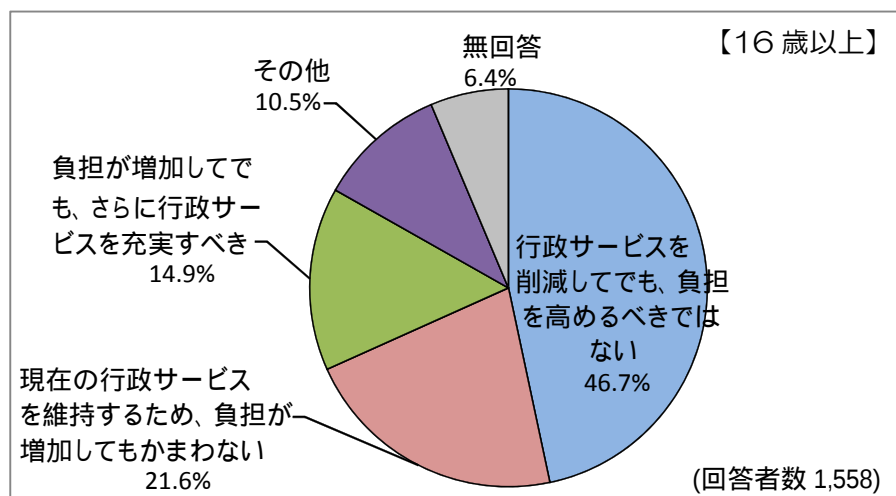
分野別に必要なことなど（16歳以上）

分野別に、特に必要なことや充実すべきことを尋ねたところ、それぞれ次の項目が上位3位となりました。（2つまで選択）

分野	上位にあがった項目	%
人権尊重のまちづくり	明日を担う子どもの人権確立の推進	36.6
	高齢化社会に向けて高齢者の人権保障の推進	36.5
	雇用機会の提供と就労支援の推進	24.9
自立・自助のまちづくり	政策や施策への市民意見の反映	27.5
	まちづくりに関する情報公開の推進	25.8
	市政に関するわかりやすい情報提供	24.8
自然を活かし、自然と共生するまちづくり	山林等へのごみの不法投棄の防止	34.3
	家族連れで楽しめる公園などの整備	27.7
	森林の整備、適正な維持管理	26.6
生活基盤の整った暮らしやすいまちづくり	JR草津線の複線化など鉄道の利便性の向上	40.8
	歩道の拡幅や段差の解消など安全で快適に歩くことができる道路の整備	33.1
	日常生活道路（市道）の整備	28.0
産業が盛んでにぎわいのあるまちづくり	雇用の場の拡大に結び付く企業誘致	35.9
	国道1号バイパス沿いにおける新たな商業集積の実現	23.4
	地域に密着した商業・サービス業の振興	23.3
健康で暮らし続けられるまちづくり	医療機関の充実	41.5
	健康診断など保健サービスの充実	38.7
	救急医療体制の強化	28.7
互いに支え合うまちづくり	高齢者の生きがい支援や介護予防の推進	42.6
	保育サービスや学童保育の充実	26.6
	市民同士が見守り、支え合う地域福祉の促進	23.1
安全で安心なまちづくり	避難場所や避難地の安全の確保	26.1
	犯罪を防ぐための地域の見回りなどの取り組み	23.6
	防災に関する情報の周知、市民意識の啓発	23.0
誇りとなる市民文化を創造するまちづくり	学校と家庭や地域との連携の強化	31.3
	青少年の健全育成、社会活動への参加の促進	30.6
	幼児期を含めた学校教育の内容や施設の充実	30.5
効率的・効果的な行財政システムづくり	迅速かつ柔軟に対応できる組織づくり	43.2
	効果や効率性に配慮した事務事業の見直し	29.3
	財政負担軽減に向けた公共施設の再編等の見直し	26.1

行政サービスの水準と市民負担の関係（16歳以上）

行政サービスの水準と市民負担の関係についてどう考えるかを尋ねたところ、「行政サービスを削減してでも、負担を高めるべきではない」が最も高くなっており、市民負担の増加に否定的な考えを持つ市民が多くなっています。



小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が必ずしも100%にならない場合があります。

本市の概況や市民意向から、今後のまちづくりに生かしたいまちの特性と取り組みたい課題を次のとおりに整理します。

(1) 安心・安全のまちづくり

阪神淡路大震災時の滋賀県内の最大震度は彦根市の震度5、本市では震度4を観測し、平成19年(2007年)4月15日の三重県中部地震では震度3を観測しています。また、南海トラフ巨大地震被害想定(平成26年(2014年)3月26日滋賀県地震被害想定(改訂版))における本市での想定最大震度は6強となっています。

近年では、全国的に局地的豪雨、土砂崩れなどの自然災害も多く発生し、各地で深刻な被害をもたらしているなか、日頃から市民の防災意識を高めるとともに、地域防災力向上のための支援が必要です。

また、わたしたちの生命、暮らし、財産を守るため、防犯や交通安全に対する意識を高め、活動に取り組むことで、子どもから高齢者まですべての世代にとって安心・安全な地域づくりも大切です。

(2) 人権を尊重したまちづくり

人権が尊重される、豊かで安心できる暮らしを守るためには、市民一人ひとりが「人権」について正しい理解と認識を深めることが重要です。同和問題をはじめとした人権問題を身近なこととしてとらえ、さまざまな人権問題の存在に気づくことによって、心のバリアを解消していくことが必要です。互いの違いや価値観を認めあい、広く人権が尊重された地域づくりやまちづくりを展開していくことが大切です。

(3) 市民参加によるふるさとづくり

市民と行政による協働のまちづくりについては、平成26年(2014年)3月に「湖南市地域まちづくり協議会条例」を制定して進められていますが、参加者の固定化や人材不足などの問題を抱えています。市民はこれまで地域で進められてきた清掃活動や地域での支えあいについては意識が高いものの、地域の問題を当事者として解決することや市の施策に参画することに目を向けることが少ない状況です。しかし、多くの市民の希望である住みやすいまちを実現し、人口の減少を食い止めるためには市民が地域への誇りと愛着、協働の重要性を再確認し、ふるさとづくりに積極的に参加することが必要です。

また、市民の活動範囲の広がりを考えると、生活や交通などの利便性向上のための課題については、本市だけでなく近隣市町との連携により大きな効果が期待できます。

(4) 豊かな自然とともに暮らす

本市の中心を流れる野洲川は、市民の憩いの空間となるだけでなく、共有の財産として市民の手による保全活動も進んでいます。また、市の南北には阿星山、岩根山系の豊かな森林が広がり、さらに田園風景も多く見られます。将来の湖南市について、市民の多くは自然が豊かであり続けることをイメージし、また、そのことを誇りに考えています。

このような恵まれた自然とともに、健康で快適な暮らしをめざすためには、市民と企業、行政がともに自然環境の保全や活用に取り組む態勢を構築する必要があります。

(5) 持続的发展を導く環境整備

本市は、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流の要衝であり、名神高速道路のインターチェンジが近いことや国道1号および国道1号バイパスが市内を東西に横断していることなどによって立地が良く、国道1号バイパスと名神高速道路の接続などによって、その好立地性はさらに高められるものと思われます。

この恵まれたポテンシャル（潜在能力）を生かし、企業誘致策の充実や都市計画マスタープランに基づく土地利用の適正誘導を図るなど、今後とも発展し続ける環境づくりが必要です。

また、これまで道路や上下水道などの都市基盤の量的な拡大を進めてきましたが、これからは計画的な維持管理、修繕を進めていく必要があります。

(6) 利便性の高い交通ネットワークの形成

市内の道路の一部では朝夕の通勤・通学時間帯に渋滞が生じており、市民生活や通過交通に大きな影響を与えています。さらに、市民が湖南市に住みにくい理由として交通が不便であること、理想のまちとしても「道路や公共交通が快適で便利なまち」が望まれていることから、道路交通や公共交通の利便性を高めた交通ネットワークを形成する必要があります。

また、駅舎のバリアフリー化、コミュニティバスの充実、歩行者や自転車が安心して通行できる安全な道づくりを進める必要があります。

さらに、交通ネットワークの拠点となる「まちの中心核」の創出を図るために、JR草津線の石部駅、甲西駅、三雲駅の3つの駅の周辺市街地環境の向上を図る必要があります。

（ 7 ）商業サービスの強化と充実

近年、全国的に多数の大型小売店舗が郊外に進出したことにより、車社会に対応した商業環境が大きく進化し、買い物の利便性や多様性が高まりました。本市においても、平成 26 年（2014 年）末に大型小売店舗が整備され、市内外からの消費が期待されています。しかし、市街地や住宅地における小規模小売店が減少し、車に頼ることができない高齢者や学生などの市民にとって日常の消費生活が不便な状態が見受けられます。これらのことから便利で豊かな消費生活を支えるためには、交通網の充実や多様な形態の商業サービスの提供、商業施設の更なる充実が望まれます。

（ 8 ）観光ネットワークの形成

積極的な観光情報の発信により常楽寺、長寿寺、善水寺の湖南三山などの知名度が向上しています。今後は十二坊温泉ゆらら、じゅらくの里など多彩なレクリエーション施設や、貴重な国指定天然記念物のうつくし松をはじめとした自然資源とのネットワークとともに、グローバルな観光客も迎え入れるための環境整備が重要になっています。

また、市内の伝統産業や農林業、観光との連携により、藍染め体験・下田焼の作陶体験や、弥平とうがらしなどの特産物を生かした商品開発が進んでいます。今後は、地域の特産品のブランド化とともに、関係機関と連携した一層のPRが必要です。

（ 9 ）地域での教育・福祉・健康のネットワークづくり

多くの市民は湖南省が住みやすい理由として「近所の人たちがあたたかいから」をあげ、地域で困っている人を地域で支えあうことへの参加意欲も高いことから、良好な近隣関係が築かれていることが伺えます。本市においては発達支援システムなどの先進的な福祉施策が進められてきた経緯があり、このような福祉環境と高い市民意識を生かしながら、子どもや子育て家庭、障がい者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークづくりが期待できます。

また、高齢化が進む中、国においては平均寿命のみに着目するのではなく、健康寿命*を延伸させるような施策に重点を置きつつあります。本市においても健康診査など保健サービスの充実や市民の自主的な健康づくり活動の推進が望まれており、健康に対する意識は高まっています。今後は、大人だけでなく子どもも含めた誰もが心と身体健康を守るための活動に積極的に取り組めるような支援が必要です。

(10) 心豊かな人づくり

少子化の進行や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、家庭や地域の子育て力が低下するなど、子どもたちの生育環境には厳しいものがあり、生きる力の確実な養成が一層重要となっています。

また、青少年が積極的に社会に関わりを持ち、自立心や責任感、連帯感、寛容性などの人間性と社会性を養えるよう、人権尊重の精神に基づきながら青少年の健全育成に取り組む必要があります。

「誰もがいつでもどこでも」学習することができ、学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現には、学校教育の充実はもとより、社会教育、家庭教育、そのほかさまざまな場や機会における学習の充実・環境整備が必要です。さらに、地域の抱える課題が多様さと複雑さを増しており、それぞれの地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要となっていることから、課題解決の担い手を育てるための取り組みも重要となっています。

(11) 歴史文化を大切にするまちづくり

湖南三山の常楽寺、長寿寺、善水寺や東海道五十三次の宿場の名残をはじめ、本市には多くの歴史文化遺産が点在します。これらの貴重な歴史遺産を保全・継承するとともに、その周辺を含めた環境づくりなどに取り組むことが求められています。

(12) 地域の自然エネルギーを活用するまちづくり

湖南市では、全国に先駆け市民共同発電所が稼働し、市民が地域に存在する自然エネルギーを共同で利用する先進的な取り組みを展開してきました。自然エネルギーの活用をさらに広げていくためには、市民や事業者、行政などが一丸となって取り組んでいく必要があります。地域に存在する自然エネルギーを地域内で流通させることは、これまで市外に流出していた資金を地域内に還流させるものであり、地域経済の活性化への効果が期待できます。

第2部

基 本 構 想

湖南省市民憲章から、まちづくりのための5つの理念を掲げます。

まちづくりの理念 1

美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくれます。

まちづくりの理念 2

たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくれます。

まちづくりの理念 3

子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくれます。

まちづくりの理念 4

ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくれます。

まちづくりの理念 5

社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくれます。

(1) まちの将来像

市民、地域、企業、行政の協働によって生涯住み続けたいまちをめざし、本市の将来像（10年後）を、「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」とします。

<まちの将来像>

ずっとここに暮らしたい！

みんなで創ろう きらめき湖南

(2) 人口の見通し

【このままの趨勢⁷では人口が急激に減少】

我が国は既に人口減少社会に移行しており、国立社会保障・人口問題研究所*による推計では、平成 72 年（2060 年）には、ピークであった平成 22 年（2010 年）から 32%減少する見通しです。

国立社会保障・人口問題研究所*の推計に準拠する方式で実施した湖南省の将来人口推計によると、湖南省の人口は、平成 22 年（2010 年）をピークに既に減り始め、平成 72 年（2060 年）には平成 22 年（2010 年）よりも 20,000 人以上減少（-37%）する見通しです。

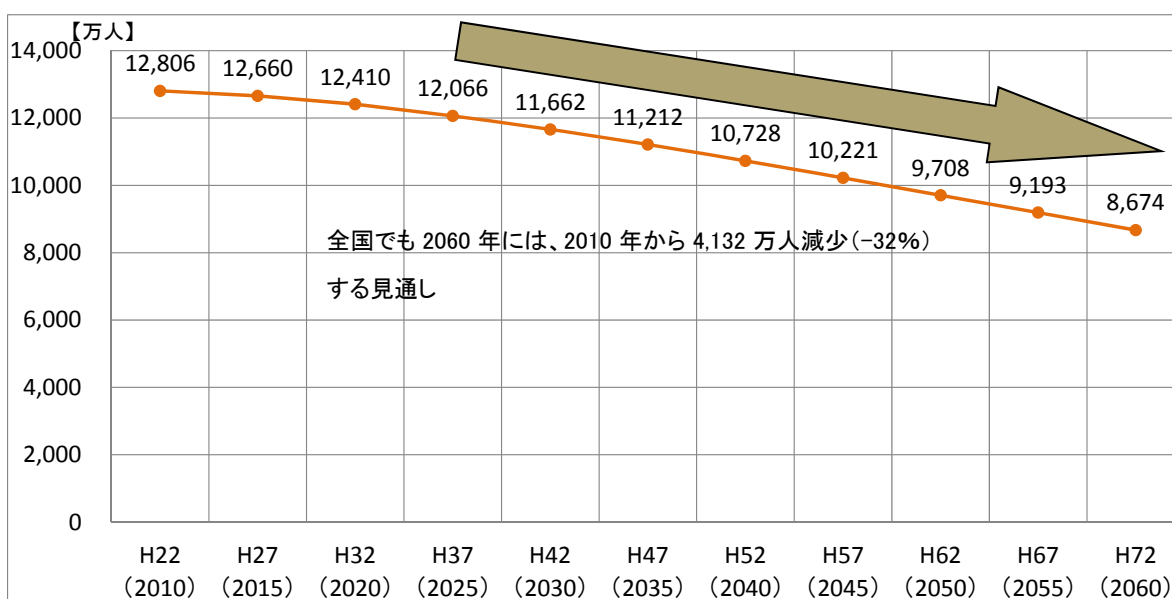


図 日本の将来人口の見通し 資料) 国立社会保障・人口問題研究所*

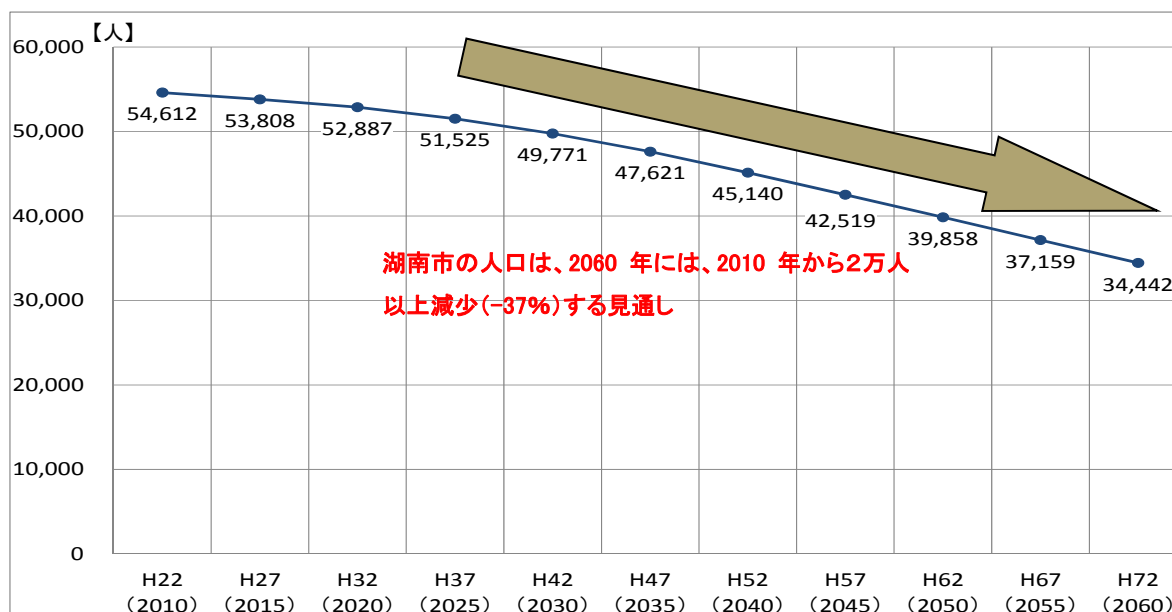


図 湖南省の将来人口の見通し 資料) 内閣府（国立社会保障・人口問題研究所*準拠方式）

⁷ 趨勢…全体の流れ。

【人口減少が社会に及ぼす影響】

これまでのまちづくりや社会制度は、人口が増加する社会を前提に考えられており、急激な人口減少が起きれば、さまざまな面に対応することが困難となります。

～人口減少が湖南省に及ぼす影響の例～

- 市内の消費の縮小
- 学校の児童数の減少、空き教室の増加
- 空き家、空き地の増加
- 耕作放棄地や管理放棄山林の増加
- 地域コミュニティの弱体化
- 一人世帯の増加、無縁社会の深刻化
- 税収の減少、行政サービスの低下、公共施設の統廃合

これらの人口減少による影響は、市内で一様に発生するのではなく、条件が不利な地域や、一見、有利に見えても課題に無関心な地域などから、まだら模様が発生していき、湖南省全体の活力を削ぐ重大な課題となります。

【長期的目標と10年後の目標】

長期的将来である平成72年（2060年）には、平成22年（2010年）の人口規模から1割程度の減少にとどめることをめざすこととし、そのために速やかに総合的な人口減少対策に取り組むことにより、出生数の回復、社会動態の転入超過状態に回復を図り、10年後の平成37年（2025年）には、現状の人口規模を維持することをめざします。

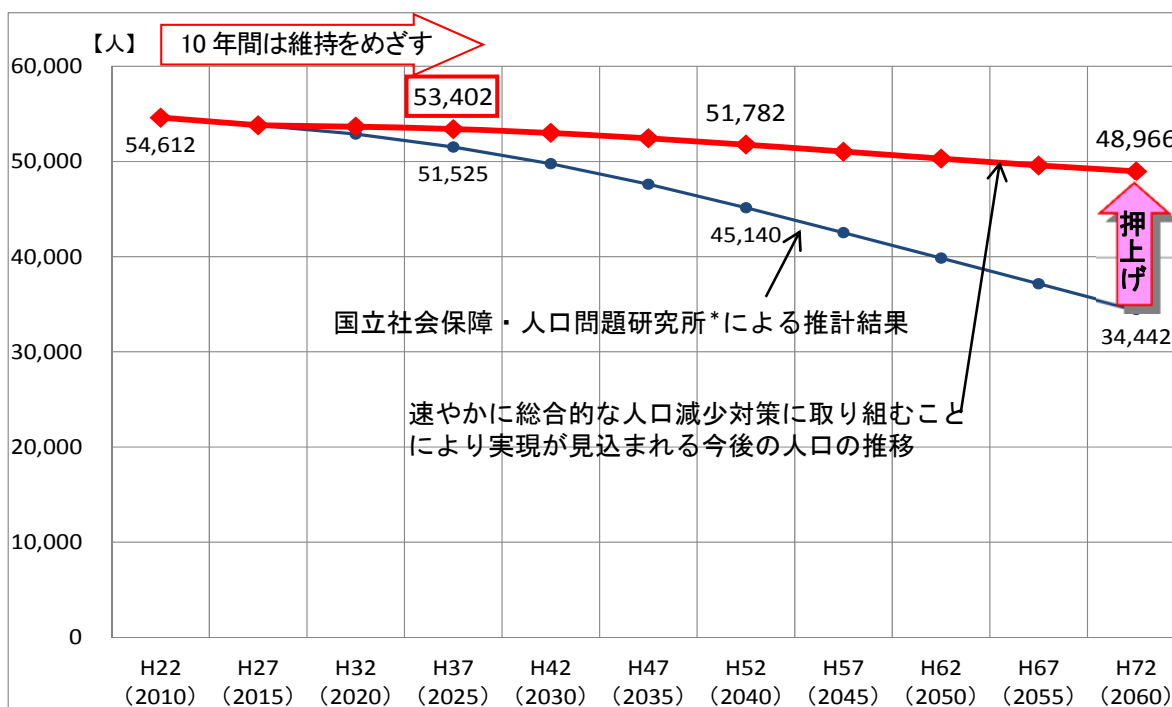


図 湖南省の将来人口の見通しと目標

【目標人口実現のために】

まちの将来像「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」の実現をめざすことは、湖南省への愛着と誇りを抱きながら、湖南省で暮らすことで味わえる豊かさや幸福感を実感できるまちづくりを進めることであり、とりもなおさず、急激な人口減少、少子高齢化を防ぎ、現状の人口規模を維持するとともに、中長期的に若々しさを保つことにつながります。

長らく少子化傾向が続いてきたことから、今後、次世代を育むことになる世代の人口は年々減少していくことになります。人口減少対策の取り組みが遅れば遅れるほど、長期的将来の人口は大幅に減少することとなります。

このため、本計画と同時に策定する「湖南省まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携により、可及的速やかに総合的な人口減少対策に取り組めます。

～人口規模の維持に必要な取り組み～

- 出生率の水準を高めること（次世代を担う子供が増えること）
⇒出産・子育て支援
- 安定的に転入超過であること（転出をおさえて、長く転入超過であること）
⇒観光交流活性化、ブランド向上などによる域内経済循環の活発化、雇用の増加の着実な持続

まちづくりの5つの理念を実現するために、「自立と協働のしくみ」「暮らしの創造」「まちの基盤」の3つの視点を定めます。

自立と協働のしくみ

自分たちでできること「自助」、地域における住民・地縁団体・NPO*・企業など多様な担い手による「共助」とともに行政の支援「公助」の協働のしくみをつくりま

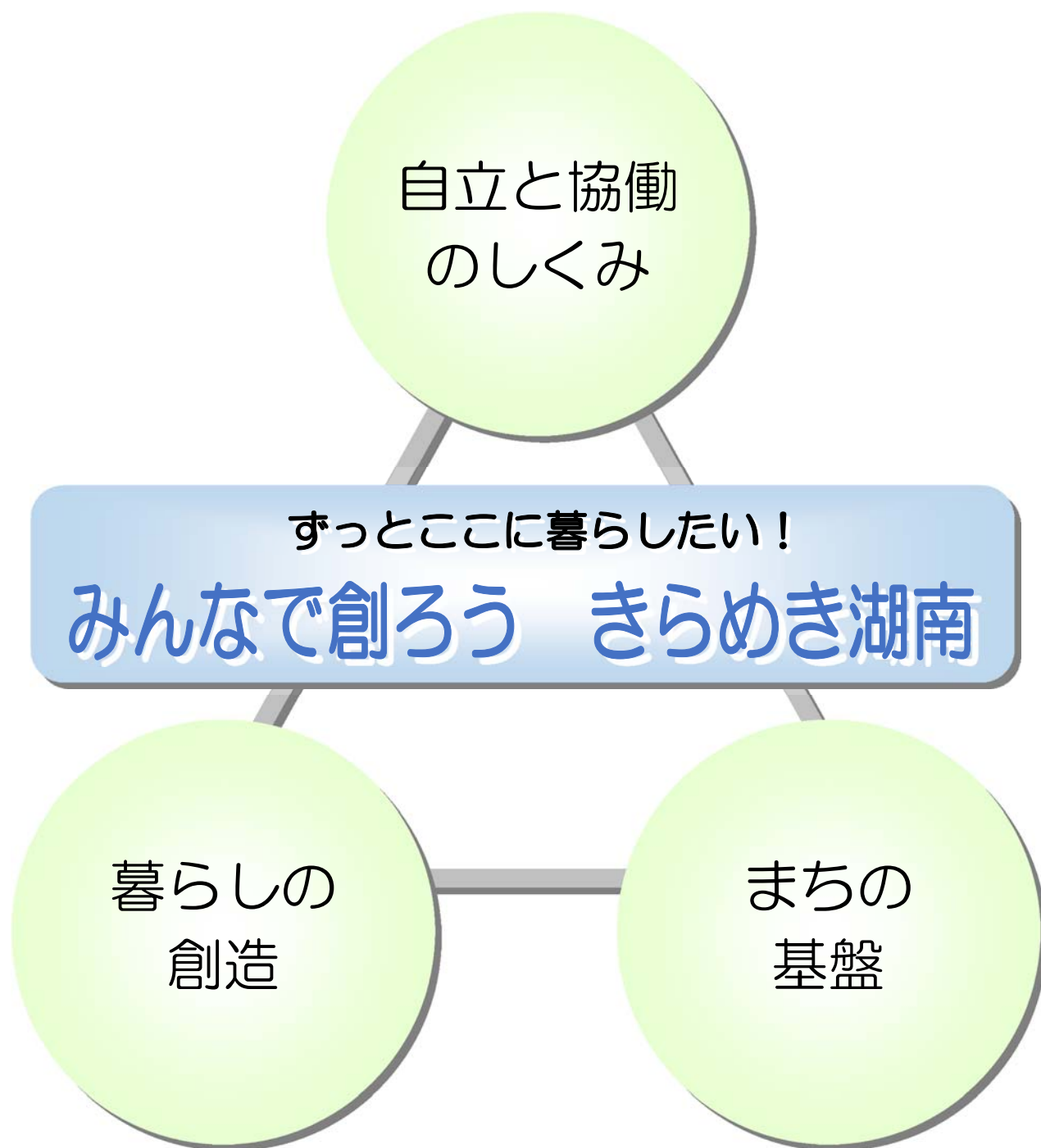
す。

暮らしの創造

平和と環境と人権を守るまちを基本に、活気と希望にあふれ、子どもが健やかに成長できる、安心・安全な暮らしを創造します。

まちの基盤

まちはみんなが幸せな人生を過ごす大切なステージです。そのため、定住意向を高め、利便性の高い、快適な「都市」としての基盤を整えます。



〈まちの将来像とまちづくりの3つの視点〉

将来像を実現するためのまちづくりの6つの目標を掲げます。

(1) みんなで共に進めるしくみをつくろう

～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～

すべての市民がお互いの人権を尊重し、さまざまな差別をなくしながら、性別や国籍などに関わりなく全員が社会参画するまちづくりを進めます。

また、自分たちの地域のことは自分たちが決定し、実施するという自立・自助意識を高め、市民が交流し、協働する活動を進めることにより、地域が主役のまちづくりを推進します。併せてまちづくりのためのルールづくりや情報ネットワークの構築を進め、みんなで共にまちづくりを進めるしくみの確立をめざします。

(2) うるおいのあるまちをつくろう

～自然を生かし、自然と共生するまちづくり～

美しい湖南省の自然環境を守り、次代に継承するためには、市民一人ひとりが、自然へ配慮しながら主体的に行動することが必要です。このため、市民と行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識の底上げを図るとともに、森林や河川、町なかの自然と共生し、身近に公園や緑、レクリエーションの場があるまちづくりをめざします。

また、地域に存在する自然エネルギーや地域内循環に対する意識を高めながら、地域自然エネルギーを活用した持続可能なまちづくりを進めます。

(3) 活気あるまちをつくろう

～産業が集まり、人が集うまちづくり～

これまで湖南省は、基幹産業であった農業から高度経済成長を経て、産業立地を生かした工業地域として発展してきました。

交通ネットワークの整備により高まる立地条件、地域資源、地域性を最大限に生かしながら、企業誘致や新たな産業の育成を図ります。

また、自然や歴史的町並み、伝統工芸などの地域資源を活用した体験型観光など市内外から人々を引きつける本市の魅力の発掘・発信を進め、交流人口を拡大します。

農・商・工・観のさまざまな連携によって多様な産業を発展させることで、幅広い世代に対応した新たな就労機会を創出し、活気あるまちづくりをめざします。

(4) ほっとする暮らしをつくろう

～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～

いつまでも健康で輝き続けられる人生を送ることはすべての市民の願いです。そのために、市民相互の助けあいの心を醸成し、年齢や障がいの有無などにかかわらず安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。地域での暮らしを支える子育て支援サービス、高齢者や障がい者への生活支援サービス、介護予防や介護サービスの充実を図ります。

また、市民が支えあう地域福祉活動や防災・防犯活動を促すとともに、安心安全なまちづくりのための体制や施設・設備を充実し、生きる喜びを共有しながら心地良さとほっとする暮らしのあるまちをめざします。

(5) いきいきとした暮らしをつくろう

～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～

子どもが豊かな人格形成や自己表現を果たせる教育内容の充実や環境整備とともに、市民が、いつでも、どこでも、生涯を通じて一人ひとりの潜在能力を伸ばし、その成果を適切に生かすことができるまちづくりを進めます。特に、多様な価値観・ライフスタイルなどを受容する中で、さまざまな個性を持つ人々が相互に支えあい、高めあい、新たなアイデアを生み出すことのできる環境の構築をめざします。

また、薫り高い歴史文化を守るとともに、文化芸術などの面で新たな湖南市の特色ある市民文化を育て、これらによって、誰もがいきいきと暮らすまちをめざします。

(6) 明日を^{ひら}くしくみをつくろう

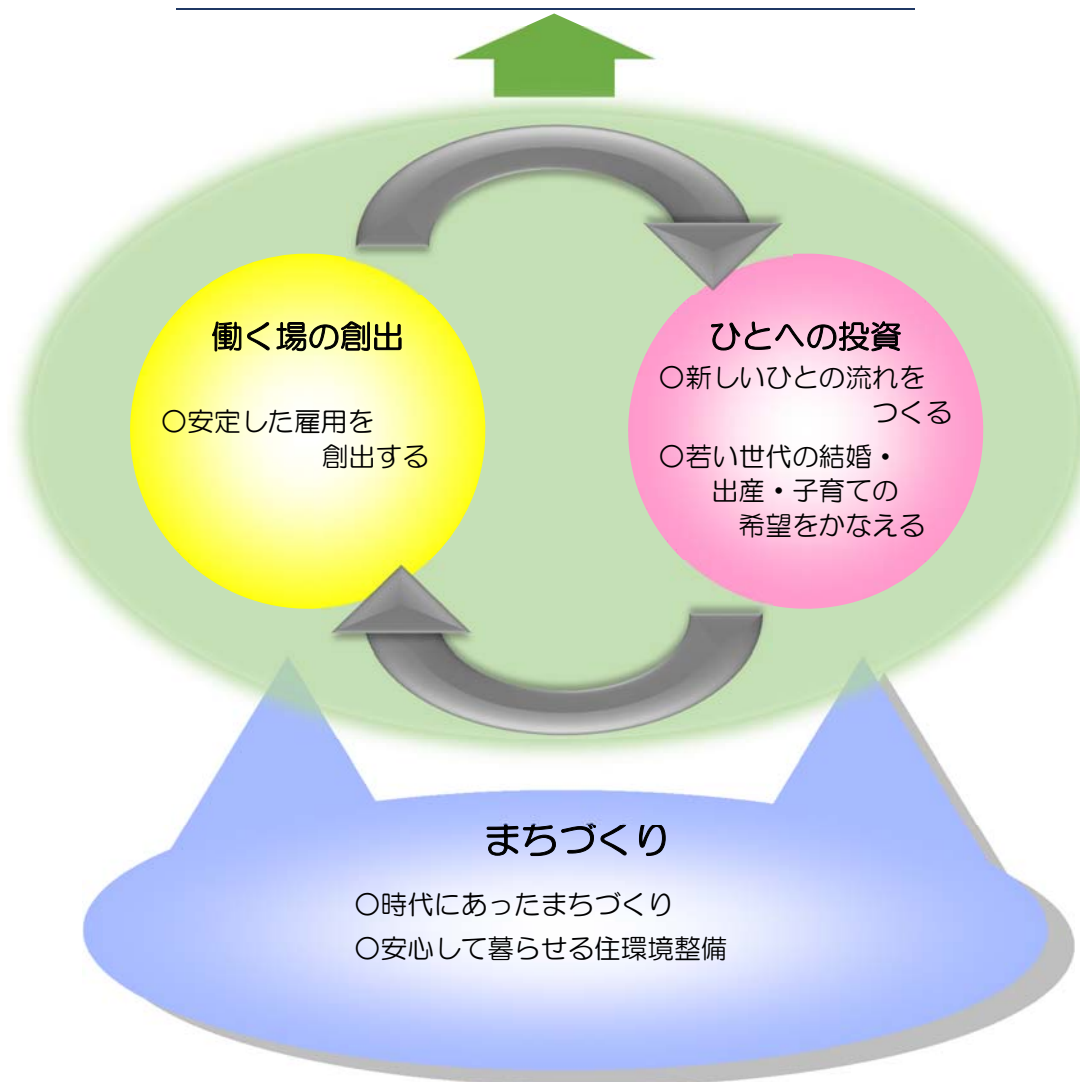
～効率的・効果的な行財政システムづくり～

基本構想を着実に実現するため、行財政改革の推進により、公共性や必要性のほか、有効性・効率性、ICTの活用などの観点からも検討を加えながら行政サービスの向上を図るとともに、市有施設の計画的な維持管理や一層の有効活用など効率的な行財政の運営を行い、近隣市町とも連携した明日を^{ひら}くしくみのあるまちづくりをめざします。

～重点プロジェクト構想～

まちの課題や市民のニーズから、今後10年間に於いて、湖南省が重点的に推進するプロジェクトのアウトライン（大枠）を湖南省のプランとして掲げます。本構想においては、「働く場の創出」と「ひとへの投資」、「まちづくり」の3つのプランを実現することで、人と地域とまちが輝くことをめざします。

人口減少への歯止め、若々しいまちの実現



第一話 湖南で働く

シュウジは、大学を卒業後、栗東湖南ジャンクション近くの工業団地に立地する企業のIT部門に勤めている。今朝、永年勤続者表彰を受けた。工業団地の隣には、内陸型国際総合物流ターミナルが整備され、国内外の貨物の中継拠点となっている。シュウジの職場からもターミナル内の慌ただしい様子が見える。ターミナルの職員に混じって生き物のように動き回るロボットやオートドライプ型トラックを眺めるシュウジの口からは「この十年でえらい発展したもんやな。」とすっかり板についた関西弁がこぼれた。入社した頃、職場の周辺は立地する企業もまばらだったが、栗東湖南ジャンクションや菩提寺スマートインターの開通後しばらくすると、京阪神・中部北陸方面へのアクセス条件の優位性が評価され、企業立地が相次いだ。

シュウジの勤める企業では永年勤続者は1週間の休暇を取得することが出来る。この休暇で海外に行く社員も多いが、最近市内の環境や森林ボランティアのプログラムが充実しており、それらに参加することも盛んになっている。

僕の休暇中の予定は、もう決まっている。現在産休中の妻のユウコとともに、三人目の出産に向けた準備だ。まず、ベビーベットの組み立てをしよう。ベビーバスとベビーカーもきれいにしなアカン。単なる掃除や片づけは気が乗らないが、誕生を迎える準備はこころが踊る。ユウコの体調が良ければ、一日ぐらいいは国宝善水寺周辺を歩き「十二坊温泉ゆらら」でのんびりしようと考えている。

ユウコも頼りになるパートナーに仕事の引き継ぎを済ませ、ゆっくりと産休、育休に入ることができる。

ユウコの口から共同経営者のマリさんとともに、カフェを起業した



いと聞いた時には、びっくりしたものだ。東海道の空き家だった町家を借り、店舗用に改築するとなると素人がどこまでできるのか心配だったが、湖南市には、起業のコーディネートターがいて、親身に相談、支援してくれたおかげでオープンにこぎつける事ができた。街道の街並みに佇む町家カフェは、厳選した豆で入れた美味しいコーヒーと手作りと菓子で人気となった。今では、近所の若い女性から高齢のご夫婦までいろいろな年代の常連客が集まっている。

湖南市は、起業家を応援してくれるメニューが多く、起業をめざして移住を考えている人が、ユウコのところによく相談にきている。

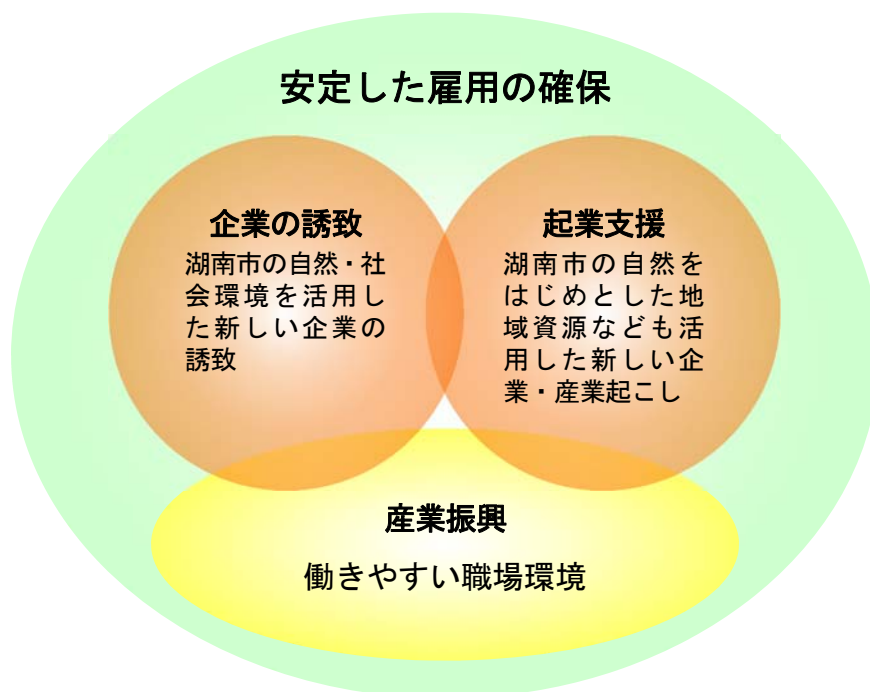
東海道には、カフェだけでなく、世界中に顧客がいる企業もあれば、地域とのつながりを大切にしていた企業など、多様で魅力的な企業が町家を改装して進出している。シュウジの取引先も東海道に事業所があり、訪ねたことがあるが、働く人の増加に伴って昼間の人通りが増えていくことに驚いた。町家カフェがにぎわうのもうなずける。

働く場の創出

湖南省から人口の流出を食い止め、人口の流入を加速させるためには、若い世代から高齢者まで幅広い年代の人々にとって多様で、魅力的な働く場が必要です。また、仕事の内容だけでなく、子育てや介護、趣味などの生活と仕事が調和（ワーク・ライフ・バランス）する多様な働き方を柔軟に選択できることが重要です。

湖南省には、農林業や工芸などの「伝統的産業」とともに、近代以降に発展し本市に多く立地する「工業」があることから、これらを活用した先進の技術やシステム、消費者の変化するニーズに対応したサービスを育む「新たな研究・小売サービス業」などの誘致に取り組みます。また、湖南省の環境に配慮し、市民の生活を豊かにするための産業の育成、起業支援により、本市にふさわしい地域産業の活性化に取り組み、働く場の創出を進めます。

働く場の創出



第二話 湖南で育つ

桜が咲き誇る入学シーズンの春。バックを背負ったアヤが、うれしくてしょうがない様子で、友達と手をつないでいた。僕もユウコも成長したアヤの姿がとても誇らしかった。

これからの小学校生活、友達関係や勉強など親としてどのようなサポートが必要になるのか、少し不安もあったが、こればかりは、子も親も経験してみないとわからない。全ての学校にSSW（スクールソーシャルワーカー）などの相談員が配置されているから、いざとなったら相談できると思うと安心だった。それに、教科書として配布されるタブレットを使って、担任の先生との連絡がとてもスムーズになっているので親としてはうれしいかぎりだ。

アヤはこれまで、一日をタクヤとともに認定こども園*で過していたが、小学生になってからは学校から直接、学童保育所か地域まちづくり協議会が運営する「放課後子ども教室」に行く。湖南省は多文化共生が一層進んでおり、認定子ども園にも、放課後子ども教室にも外国人の先生がいて英語を教えている。湖南省には、英語やポルトガル語の読み書き、会話ができる子どもが多い。僕も外国語は子どもたち

に敵わない。

少し前まで、「小一の壁」という言葉をよく耳にしたが、今の湖南省には無縁の言葉だ。僕もユウコも働いており、特にユウコは、勤務時間が週によって変わるシフト制である。これまでは、認定こども園*での延長保育やユウコの両親に助けられて、仕事と育児が両立できた。今では、認定こども園*に加えて学童保育所と地域の高齢者が僕たち家族を支えてくれている。

「放課後子ども教室」は地域の高齢者が中心になって、子どもたちの居場所づくりに取り組んでくれているものだ。地域の伝統芸能に触

れる時間もあり、将棋、ピアノ、宿題も教えてくれる。子どもたちにとっては、誰もが先生であり、親戚のような存在だ。中学生や高校生になっても、悩み事があると相談に訪れる子どもたちもいるようだ。

ついでに、小学生の遊び相手にもなってくれるため、アヤは彼らの訪問を楽しみにしている。ユウコの両親も「放課後子ども教室」の指導員として活躍している。

もうすぐ生まれる三人目の子どもは、最初の半年をユウコが、残りの半年を僕が育児休暇を取る予定だ。アヤのときは一月しか休暇が取れなかったが、タクヤの時は半年いっしょに過すことができ、子育ての楽しさを少しだけ感じるようになった。僕が育児休暇を取得して以降、職場内の男性の同僚、後輩たちも育児休暇を取得するようになった。ちょうど、その頃から、新卒の内定辞退が激減したと聞いている。

企業として優秀な人材を確保する上でも、子育てへの支援が重要なのだ。タクヤが産まれる前には、子育て支援センターに通って、熱が出た時の対処法や体調の変化にいち早く気付く方法を教えてもらったおかげで、一人前の子育てはできる自信がある。だけど、今回も子育て支援センターには行ってみるつもりだ。集まっている育児休業中の父親たちと交流し、互いに子育ての楽しさや悩みを分かちあう喜びを知ったからだ。僕は将来、間違いなくユウコの両親のように近所の子どもたちの成長を見守るだろう。



ひとへの投資

地方への新しい流れをつくるために、「働く場の創出」を図りつつ、若い世代の湖南省への就労を促すとともに、市外から湖南省に訪れる人々を増やし、湖南省の良さを知ってもらうことで、移住・定住を促進します。

特に、若い世代の移住・定住を進めるために、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援、子ども・若者が社会の一員として生き生きと活動でき、夢を実現できる地域づくりを、未来への投資として積極的に取り組みます。

ひとへの投資

新しい人のながれをつくる

湖南省に訪れ、愛着を感じることができる環境づくり

若い世代の定住を支援するしくみづくり

若い世代の希望をかなえる支援

子どもや若者が健やかに成長できる環境づくり

安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境づくり

第三話 湖南の暮らし

産休に入ってからユウコは町家カフェのことが気になるようなの
で、今日は家族四人で東海道に出かけることにした。家の近くから水
素で走るコミュニティバス「めぐるくん」に乗る。タクヤはいつもバ
スに乗って最前列に座るのを楽しみにしている。運転席がないため最
前列はパノラマシートになっているのだ。僕もバスの高い車窓から町
を眺めていると、新しい発見がある。また一つ新しい水素ステーション
ができている。湖南市では野洲川の水を太陽光発電の余剰電力で電
気分解し、水素としてエネルギーを蓄えている。「めぐるくん」は、お
ひさまと野洲川とロボット技術が走らせているのだ。市内には「めぐ
るくん」だけでなく、利用者が指定した時間に走るオートドライブレ
イクス型が走っている。こちらのシステムは、シェウジと同僚が開発
したものであり、ぜひとも、多くの人に便利さを体験してもらいたい
と思う、地域まちづくり協議会とシェウジたちが連携し、導入時に高
齢者向けの乗車体験を重ねたところ、すっかり受け入れられ、好評を
得ている。

「めぐるくん」の乗り継ぎ拠点にもなっている国道1号バイパス沿
いの道の駅は、今日も多くの人でにぎわっている。下田ナスや弥平ト
ウガラシをはじめとする四季折々の新鮮なブランド野菜が手に入るだ
けでなく、農家から直接、美味しい調理法を聞くことができたり、農
業体験もできることが評判で、市内外から多くの人が訪れている。

三雲駅近くでバスを降り、町家カフェまで少し歩くことにした。三
雲駅の駅舎が整備されたり、周辺で働く人が増えたこともあり、周辺
には、飲食店などのお店が増えている。夜遅くまで楽しめる人気のお
店もあるそうだ。

ちょうど、京都駅発の草津線が着いたところで、駅からは大勢の人

が出てきた。そうだ！今日は
「あげあげサミット 2025」だ
った。このイベントはすっか
り滋賀を代表するイベントと
して定着している。

ユウコとマリさんの町家カ
フェの前にはレンタサイクル
が停まっている。複線化によ
って草津線の運行本数が増え
たせいか、大阪や京都から訪
れる観光客が増えている。湖
南市では、観光客に公共交通
機関とレンタサイクルを利用
してもらえるように共通IC
カードを使えるようにしたり、インターネットで予約ができたリ、ス
マートフォンが電子鍵として利用できるなど工夫している。

町家カフェの引き戸を開けると、今日も席のほとんどが埋まってい
る。マリさんの「いらっしやいませ」の声が元気良く飛んできた。そ
の笑顔と声にユウコも安心したようだ。

子どもたちは、空き家を活用した多目的オープンスペースで「あげ
あげサミット」と連携して実施されているイベントや、陶芸や絵画な
どのワークショップが気になってソワソワしている。常連のお客さん
と話し込むユウコを町家カフェに残し、僕はアヤとタクヤを連れてい
つも以上に行き交う人でにぎわう東海道に出た。



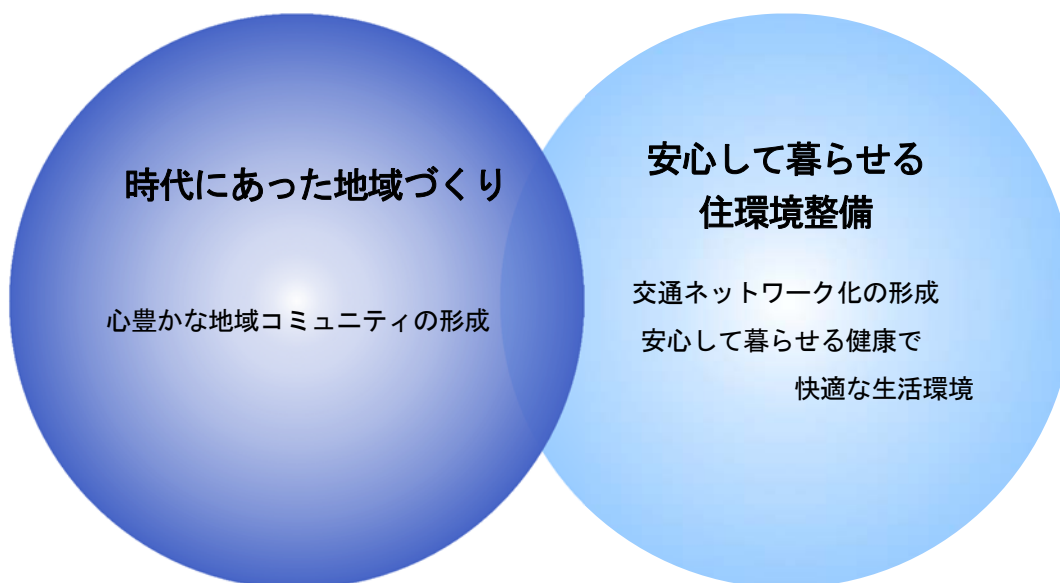
まちづくり

「働く場の創出」と「ひとへの投資」の好循環を支えるためには、人々が湖南省での生活やライフスタイルのすばらしさを実感し、安心して暮らせるような、「まちづくり」が必要です。

少子高齢化や核家族化により、子育て支援や高齢者の見守りなどが地域の役割として期待されているため、地域が多様な価値観を受け入れ、助けあいが当たり前になる時代にあった地域づくりを進めます。

公共交通網の再構築などにより交通ネットワークを形成するとともに、医療・福祉・商業などの必要なサービスを楽しむ誰もが安心して快適に暮らすことのできる湖南省を実現します。

まちづくり



本構想では、湖南省の都市機能の整備のために現在の土地利用の現状と自然環境などを勘案しながら、市域を6つのゾーンに分けてそれぞれの地域特性を明らかにします。

そのうえで、各ゾーンの都市機能および自然環境の保全と活用のための整備方針を示します。

また、あわせて交通基盤としての交流軸の整備方針を示します。

■ 地域構造

(1) 東部都市ゾーン ～東部・にぎわいの街～

ゾーンの最北部は新興住宅地および既存集落が形成され、中部は東側に工業地域があり、西側には新興住宅団地および既存集落、農地が形成されています。また、野洲川と国道1号、JR草津線を挟んで三雲駅周辺の既存集落および住宅（造成地）が形成された都市ゾーンです。

今後の整備方針としては、三雲駅周辺市街地整備、工業団地の環境整備、農地の保全、河川環境の保全などとともに、行政サービス施設の整備をはじめ、住宅地の生活環境の充実と新たな地域交流拠点（商業集積）との交通ネットワークの整備、地域交流拠点への更なる産業集積、商店街の活性化など、にぎわいの街づくりを推進します。

(2) 中部都市ゾーン ～中部・集いの街～

ゾーン中央は市庁舎、商工会館、文化ホールのほか大型量販店などがあり、湖南省の中心核的ゾーンです。また、野洲川と国道1号、JR草津線を挟んでJR甲西駅があり周辺に進出企業群と農地が形成され、南部に宅地造成地がある都市ゾーンです。

今後の整備方針としては、甲西駅周辺市街地整備・商業集積や行政サービス施設の整備とともに、河川環境の保全、道路ネットワークの整備、国道1号沿道への産業集積を進め、集いの街づくりを推進します。

(3) 西部都市ゾーン ～西部・やすらぎの街～

ゾーン北部菩提寺には本市最大規模の新興住宅地があり、野洲川と国道1号、JR草津線を挟んでJR石部駅があり、そこから東側に大型量販店などの商業施設が集積しており、南側の旧東海道筋に形成された既存集落があります。また、周辺の自然環境と調和した医療福祉施設、生涯学習施設が形成された都市ゾーンです。

今後の整備方針としては、行政サービス施設の整備をはじめ、石部駅周辺の機能充実や国道1号バイパス沿いの商業・企業集積、旧街道筋環境整備、農地の保全、河川環境の保全とともに道路ネットワークの整備を進め、やすらぎの街づくりを推進します。

(4) 農住共生ゾーン

農地と住宅地が混在するゾーンで、森林や野洲川の景観にも恵まれ、豊かな田園風景と良好な居住環境が共生しています。

今後の整備方針としては、現在のポテンシャルを生かしながら農地の保全に留意し、豊かな自然環境を身近に感じて暮らせる良好な住環境の計画的な整備を誘導します。

(5) 北部森林田園ゾーン ～自然あふれる 癒しの森～

ゾーン北西部は県立希望が丘文化公園の一部を占め、岩根山十二坊の景勝地です。中腹にはゾーンのシンボルとなる十二坊温泉ゆららがあり、自然保養レクリエーションの場として期待されるゾーンです。

今後の整備方針としては、森林の保全と活用、温泉施設や社寺などを結ぶ遊歩道などの整備を進め、自然あふれる、癒しの森づくりを推進します。

(6) 南部森林ゾーン ～生命輝く うるおいの森～

ゾーンのほとんどは森林地域となっていますが、西部から東部には史跡が点在します。このため、森林の保全・管理とともに豊かな森林レクリエーションの場としての活用が期待されるゾーンです。

今後の整備方針としては、森林の保全と活用、歴史遺産周辺整備とともに、各歴史遺産を結ぶ遊歩道などの整備や森林レクリエーション機能の充実を図り、生命輝く、うるおいの森づくりを推進します。

■ 交流軸

(1) 広域交流軸

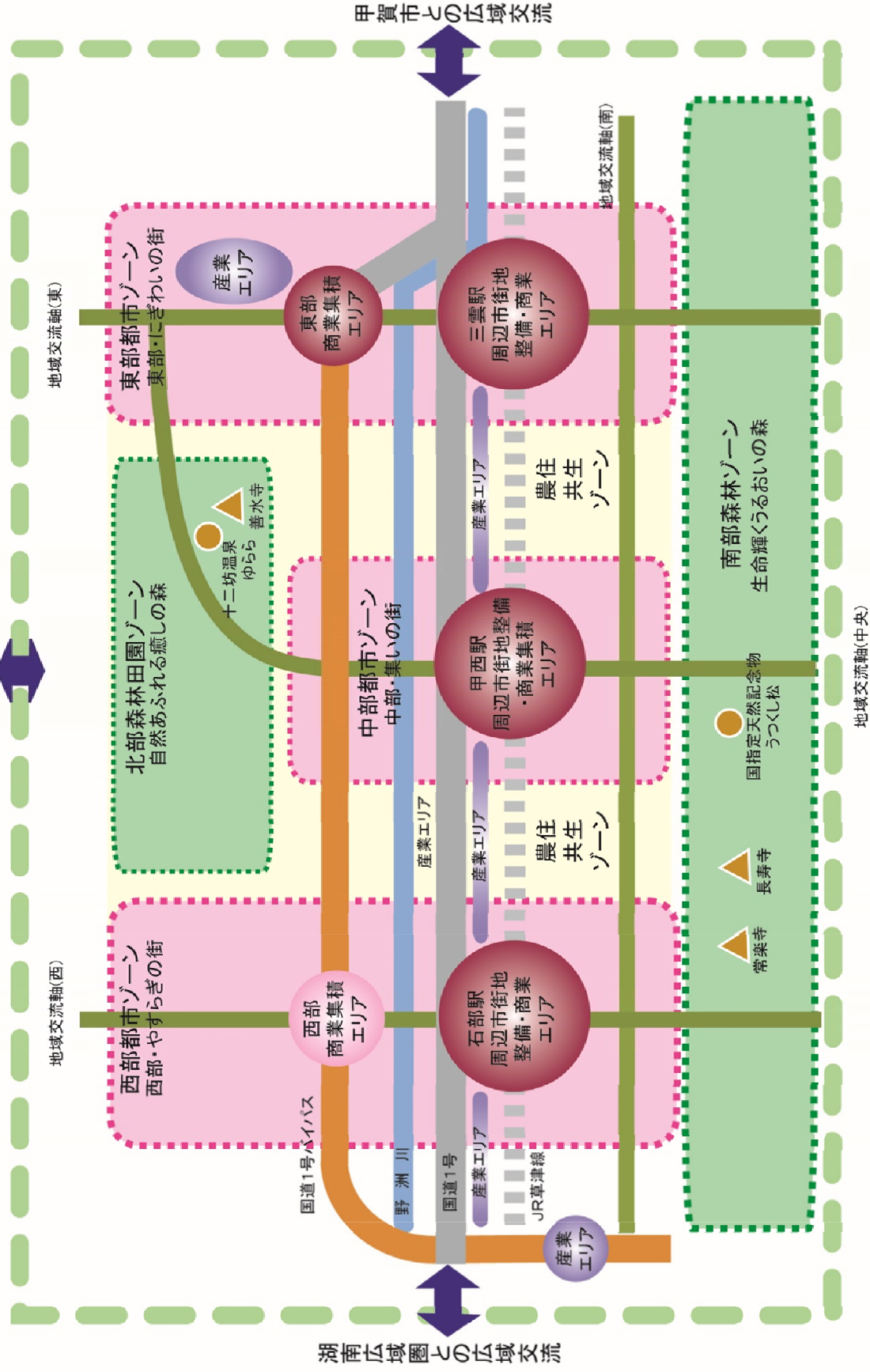
国道1号バイパスの整備促進やJR草津線の複線化を進めることによって、東西広域交流軸の強化を図ります。また、地域交流軸との結節点における拠点創出の実現を図り、熟度に応じて都市計画の適切な見直しを進めます。

(2) 地域交流軸

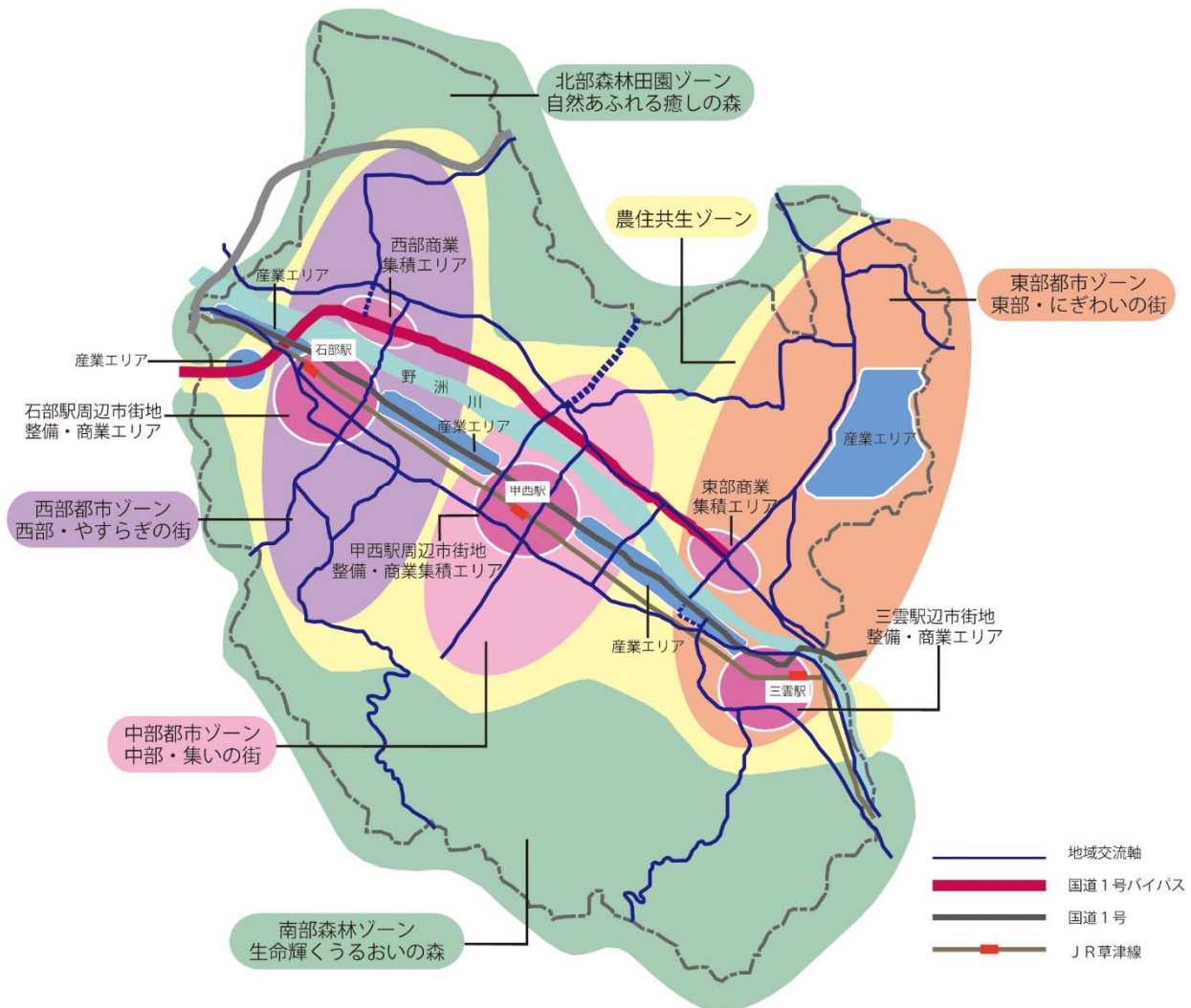
南北および東西地域交流軸の整備によって地区間の交流機能の強化、特に各市街地および住宅地と石部駅、甲西駅、三雲駅各駅間の交流軸の強化を図ります。

みんなでつくる将来のまちの姿

野洲市・竜王町との広域交流



土地利用イメージ図



第二次湖南省総合計画基本構想 体系

まちづくりの5つの理念

まちの将来像

まちづくりの
3つの視点

まちづくりの6つの目標

美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくります。

たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。

子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちをつくります。

ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。

社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

ずっと暮らしたい！

みんなで創ろう

きらめき湖南

自立と協働のしくみ

暮らしの創造

まちの基盤

みんなで共に進めるしくみをつくろう

～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～

うるおいのあるまちをつくろう

～自然を生かし、自然と共生するまちづくり～

活気あるまちをつくろう

～産業が集まり、人が集うまちづくり～

ほっとする暮らしをつくろう

～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～

いきいきとした暮らしをつくろう

～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～

明日を拓く^{ひら}しくみをつくろう

～効率的・効果的な行財政システムづくり～

人と地域とまちが輝く3つのプラン

働く場の創出

安定した雇用の創出と、働きやすい環境づくり

ひとへの投資

新しいひとの流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

まちづくり

時代にあったまちづくり、安心して暮らせる住環境整備

モータリゼーション*の発展に伴い、市民の活動範囲は格段に広がっています。それと歩調をあわせるように地方分権が進む中、広域的な行政課題を効率的かつ効果的に解決する新しい手法が求められています。

本構想では、湖南省内の将来構想にとどまらず、周辺地域との連携交流の将来像を示すこととします。

■ 広域連携の姿

我が国の地方自治制度は、都道府県と市区町村の2層制を採用しています。基礎的自治体である市区町村は、住民に最も身近な総合行政を担う自治体として存在し、湖南省もその一つです。湖南省は、約70km²の広さに約55,000人が居住していますが、その周囲にも同様に基礎的自治体が存在しています。

これからの時代には、湖南省単独ですべての行政サービスを担うことがより難しくなると予想され、市民の活動範囲の広域化と相まって、広域的な連携を進めていく必要があります。

ここでは、将来に向けて湖南省が考えるべき3つの広域連携像を提示し、市民の間での議論を促したいと思います。

（１）甲賀市との連携

甲賀市は、湖南省の東から南に隣接する基礎的自治体で、人口が約93,000人、面積は約482km²です。甲賀市との間には、旧甲賀郡時代から広域行政が行われており、消防、清掃（し尿・ごみ）、徴税などの事務を担う「甲賀広域行政組合」と、地域の中核病院*である甲賀病院を共同運営する「公立甲賀病院組合」の2つの一部事務組合を設置しています。旧甲賀郡域の行政官庁は甲賀市水口町に集中（裁判所、税務署、警察署、県事務所など）する一方、経済的なつながりもあります（甲賀農業協同組合、滋賀中央森林組合、滋賀県農業共済組合、水口ライオンズクラブ、湖南ロータリークラブ、水口青年会議所、甲賀広域勤労者互助会など）。甲賀市と湖南省は野洲川の上下流の関係となり、JR草津線の複線化という共通目標を持っています。湖南省と甲賀市では約15万人の勢力圏となり、これまでのような一部事務組合については共同経営の役割分担の明確化が求められます。

（２）竜王町との連携、野洲市との連携

蒲生郡竜王町は、湖南市の北に隣接する基礎的自治体で、人口が約 13,000 人、面積は約 45km²です。湖南市下田地区と竜王町山之上地区は古くから深い交流があり、近年では自動車工場が竜王町に建設され、従業員の多くが湖南市に居住するという関係もあります。また、竜王町のアグリパーク竜王をはじめ観光果樹園、三井アウトレットパークなどに湖南市民が、湖南市の下田商店街をはじめ市内商業施設に竜王町民が相互に交流しています。湖南市と竜王町は祖父川の下上流関係にあるとともに、湖南市三雲から湖南工業団地を抜けて竜王町へ至る県道 13 号線の交通量も多く、両市町は良好な関係を保ってきました。湖南市と竜王町で約 7 万人の勢力圏となり、新たな自治体のかたちが考えられます。

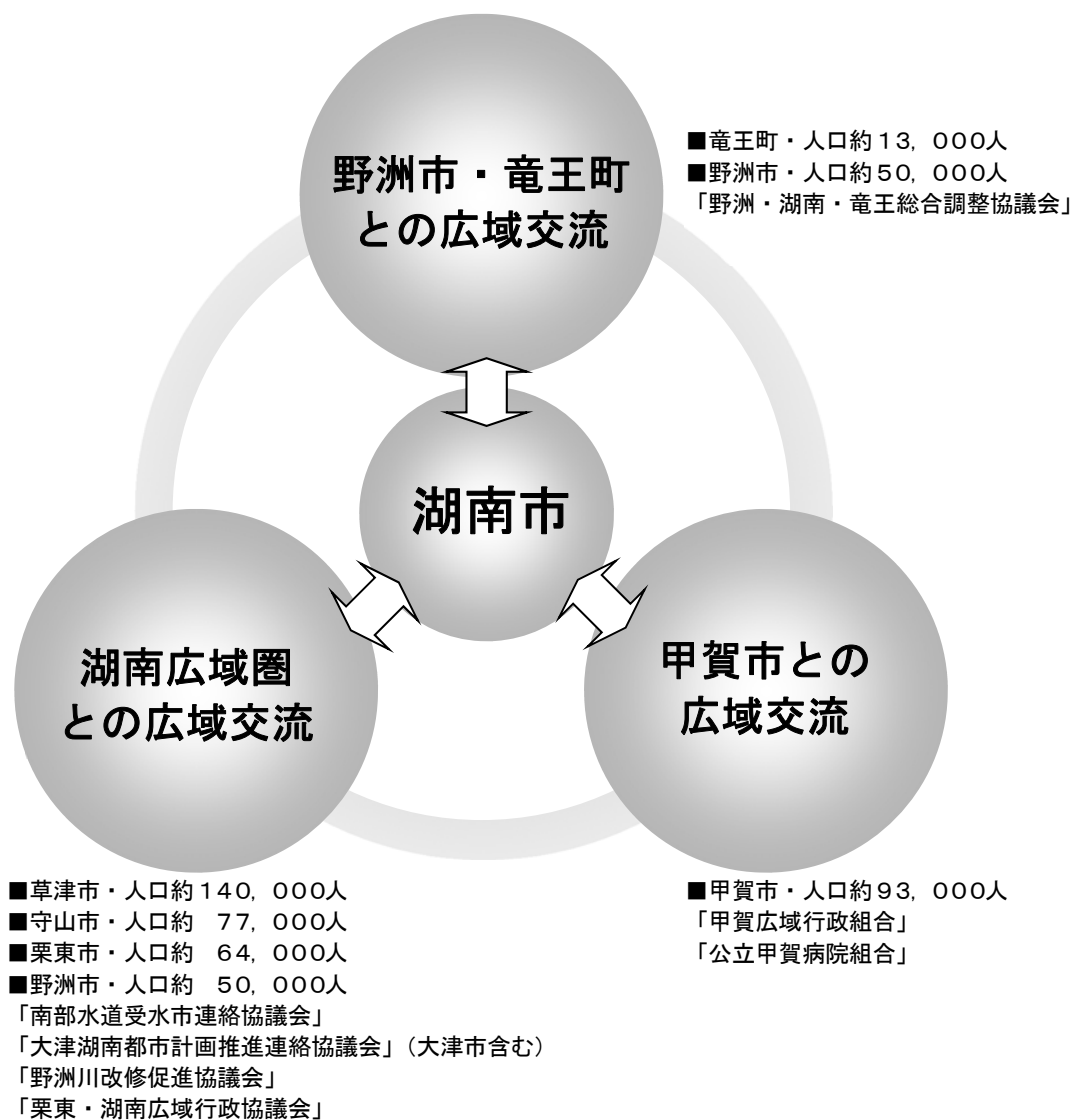
野洲市は、湖南市の北西に隣接する基礎的自治体で、人口が約 50,000 人、面積は約 61km²です。湖南市菩提寺地区をはじめＪＲ琵琶湖線野洲駅を通勤通学に利用する湖南市民が多く、湖南市と野洲市は、野洲川や大山川において上下流関係にあります。野洲市、竜王町とは「野洲・湖南・竜王総合調整協議会」を設置しており、滋賀県立希望が丘文化公園を中心とした自然都市の建設を構想することが可能です。竜王町に予定されていたリゾート開発は中止されましたが、名神高速道路竜王インターやＪＲ琵琶湖線、国道 1 号バイパス、国道 8 号バイパスなどを利用したこの地域の潜在力は高く、回復傾向にある製造業に支えられ、将来の少子高齢社会における福祉サービスの財源確保に有利に働きます。今後は、十二坊トンネル（仮称）やＪＲ琵琶湖線野洲―篠原間新駅などによる交通アクセスの向上が課題となります。2 市 1 町では約 12 万人の勢力圏となり、広域連合に発展させることが考えられます。

（３）湖南広域との連携

湖南広域とは、草津市、守山市、栗東市および野洲市を指します。これらは、湖南市の北西から西に隣接またはその西に位置し、湖南市とは野洲川の下上流関係にあります。4 市は「湖南広域行政組合」を組織していますが、湖南市との間では、「南部水道受水市連絡協議会」を設けており、さらに大津市を加えて「大津湖南都市計画推進連絡協議会」を設置しています。また、守山市、栗東市、野洲市と湖南市の 4 市で「野洲川改修促進協議会」を組むとともに、栗東市と湖南市は「栗東・湖南広域行政協議会」を構成する関係にあり、旧東海道や国道 1 号、ＪＲ草津線を介して密接な関係にあります。5 市の総人口は約 38 万人となり、新名神高速道路、国道 1 号バイパスや国道 8 号バイパス、ＪＲ草津線複線化や琵琶湖線複々線化などの大きなプロジェクトが実際に動いている地域であり、広域的に連携するメリットが大きな地域でもあります。地方分権の進展に伴い、中核市に準ずる地域として、介護保険や障がい者自立支援などの福祉分野の強化、南部水道受水広域企業体の組織など、広域連合として取り組む課題は山積していると考えられます。この場合は、広域連合長を選挙で選ぶ⁸など、個別自治体のしがらみにとらわれない制度的担保が必要となるでしょう。

⁸ 広域連合長を選挙で選ぶ…地方自治法第二百九十一条の五の規定により、一部事務組合と異なり広域連合は連合長を選挙で選ぶことができる。

広域連携の概念図



※合併などによる固有名詞は現時点での表記にしています。

第3部

基本計画

第1章
みんなで共に進める
しくみをつくらう

第2章
うるおいのあるまちをつくらう

第3章
元気あるまちをつくらう

第4章
ほっとする暮らしをつくらう

第5章
いきいきとした暮らしを
つくらう

第6章
明日を拓くまちをつくらう

第7章
人と地域とまちが輝く
3つのプラン

第1章

みんなで共に進めるしくみをつくらう

～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～

1．市民主体のまちづくりの推進

現状と課題

<市民参加の推進>

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と行政が対等の立場で力をあわせ、考え、課題に取り組み、行動していくことが必要であり、行政は市民、行政区、地域まちづくり協議会、企業やNPO*ボランティア組織などの市民活動団体と協働することが求められています。また、市民などがまちづくりの主体として、地域の発展や課題解決のために、自らできることに主体的に取り組む意識が培われていくことが重要です。

これまでも行政情報の提供、政策立案過程における市民の参加などを積極的に進めてきましたが、さまざまな分野における市民の自発的な活動を促進していくため、地域まちづくり協議会の設立を進めるとともに、活動の法的拠点となる「湖南市地域まちづくり協議会条例」を平成26年（2014年）に制定しました。

今後も、地域まちづくり協議会の活性化とともに、市民の意見を行政に反映させるしくみの一層の充実を図り、積極的な市民参加と開かれた行政を推進する必要があります。

<地域コミュニティの支援>

本市では43の行政区があり、区ごとに自治会などが編成されています。市民参加のまちづくりを進めるにあたっては、区などの地域コミュニティが重要な役割を担うことから、その活動に対する支援や協働に向けたしくみづくりが必要となっています。

また、地域におけるまちづくりの主体として、平成19年（2007年）6月から、順次、7つの地域まちづくり協議会が設立されました。

一方で、日常生活においては市外への通勤・通学者が多く、地域に根ざしていないこと、また単身世帯や若年世代の家族が多いことなどから、地域の帰属意識や連帯感が希薄となりつつあり、区・自治会へ参加しない地域住民も少なくない状況です。また、活動の中心となる人材を育成する「まちづくり講座」を開催していますが、参加者が地域まちづくり協議会役員などに固定化しているため、新たな人材の掘り起こしが急務となっています。

このように地縁の共同体としての結びつきが希薄になりつつある現状を踏まえ、地域まちづくり協議会などとの連携や支援を通じて今日的な地域コミュニティ意識の醸成と、年代や就労形態に関わりなく参加できる組織づくりに取り組む必要があります。

< 市民活動の連携 >

子育て、リサイクル運動、文化芸術活動など目的に応じて組織された市民活動団体は、新たなまちづくりの担い手として社会的役割が期待されています。特に、学校と連携することで、中学生がまちづくりフェスタなどの各事業にボランティアとして参加できるようになり、子どもの頃から市民活動に関心が持てる機会を確保しています。地域のまちづくりの主体である地域まちづくり協議会などとの連携のあり方を検討するとともに、市民活動団体がさらに活性化していくよう、支援の充実に努める必要があります。

< 市民、企業、行政の協働事業の推進 >

地域まちづくり協議会は地域おこし協力隊^{*}、劇団こなんヒストリアやふれあい広場といった団体同士でコラボレーションし活動しています。しかし、新たな公共の担い手として設立された地域まちづくり協議会においては、企業、行政との協働体制をさらなる強化、定着していく必要があります。また、コミュニティビジネス⁹についても特産品の開発では一定の成果はあげていますが、生産能力、コスト、販路などが課題となり、地域の活性化まで繋がっていない状況です。

今後も多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応していくためには、指定管理者制度¹⁰の一層の活用や改善を図るなど、公的サービスの提供に市民活動や企業活動の柔軟性や独創性が発揮されるように、市民、企業と行政の協働事業を拡充する必要があります。

< 行政情報の公開と市政への参画促進 >

各委員会、審議会などの会議の積極的な公開を今後も進めていくとともに、各種の行政計画に市民の意向を反映するため、その策定過程において検討委員の公募やパブリックコメント¹¹を実施しています。平成24年度（2012年度）からは、市民の意見や提案を市政に反映するとともに、対話を通して市政への理解を深めることを目的にしたタウンミーティング¹²の開催、市長への手紙などにより市政への参画を促進しています。

また、市民との行政情報の共有化は自治運営と市民参加のまちづくりの基本といえます。「情報公開条例」を制定し、公文書公開請求に基づき、行政情報を公開しており、定期的に制度を見直すなど市民が利用しやすいように改善に取り組む必要があります。

⁹ コミュニティビジネス...地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

¹⁰ 指定管理者制度...福祉施設、教育・文化施設、体育施設などの公共施設の管理運営を、民間事業者などの団体が行うことにより、住民サービスの向上や経費の節減などを図る制度。

¹¹ パブリックコメント...まちの重要な計画などを策定していくなかで、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。

¹² タウンミーティング...市民と意見交換する中から、意見や提案を市政に反映させていくとともに、対話を通して市政への理解を深めていただくことを目的としている。

施策

1 市民協働制度の充実

- 「地域まちづくり協議会条例」を活用し、市民と行政の協働を一層拡充するとともに、地域まちづくり協議会の活動を推進します。

2 地域コミュニティの支援

- 指定管理者制度を導入し、地域に根差したまちづくりセンターの運営による地域まちづくり協議会の活性化を図るとともに、市民活動団体などの参画を含めた「まちづくり講座」を活用した人材育成を支援します。
- 地域まちづくり協議会の活動方針や役割、活動計画などを明らかにする「地域コミュニティプラン」の策定を通じて地域課題の整理とニーズの把握を促進、支援するとともに、地域からの要望に応じて「地域コミュニティプラン」に基づく主体的な地域づくり、自力での解決へ向けた協働や助言に努めます。
- 青少年の健全育成、地域福祉、防犯、防災など地域課題への関心を高めるための情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、地域ごとの伝統行事や祭り、イベントなどへの支援を充実します。また、まちづくりセンターなどを活用して、子どもや親、高齢者が気軽に立ち寄れる身近な場づくりを促進します。

3 まちづくり活動団体相互の連携の促進

- 区はもとより、地域まちづくり協議会、市民グループ、ボランティア組織、企業、NPO*などが一堂に会せるフォーラムなどを開催し、相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるネットワークづくりを促進します。
- まちづくり活動団体の活動実態を把握したうえで、多様な活動主体による協働のまちづくり計画の策定などに取り組むとともに、活動支援や活動場所の確保、行政との情報の共有化を図ります。
- 今後も学校教育や社会教育などを通じたボランティア精神の高揚によって人材育成を図ります。

4 市民、企業、行政の協働事業の推進

- NPO*やボランティア組織、企業などとの協働に努め、協働事業の拡充やコミュニティビジネスの推進を図ります。このため、専門家の派遣や学習支援など人材育成と情報提供などの支援に努めます。
- 地域まちづくり協議会、民生委員児童委員、福祉法人、商工会などの産業団体との意見交換の場を設け、協働によるまちづくりの必要性について認識の共有化を図ります。

5 市民参画の促進

- 市民からの市政に対する意見・提案機会を確保するため、タウンミーティングやパブリックコメントなど広聴事業の事業評価を行いながら、内容の充実を図り、市民の参加を促進します。
- 各種行政計画策定などのための各委員会、審議会委員の公募制度拡充により、市政への市民参画を促進します。

6 行政情報の公開

- 公正で開かれた市政推進をめざし、「情報公開条例」のもとに、個人情報の保護などに留意しながら、行政施策の計画やその評価結果などさまざまな行政情報の公開を自主的・積極的に進めます。
- 情報公開制度の定期的な点検を実施し、市民がより利用しやすい制度に向けた取り組みを進めます。
- 広報紙やホームページ、フェイスブックなどの一層の充実を図り、市民の暮らしにつながる行政情報の拡充と住民の目線で、わかりやすい広報に努めます。
- パブリシティ¹³に対する意識を全庁的に高めるとともに、活用しながらイベントなどさまざまな情報の迅速な公開を積極的に進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- まちづくりに関心を持ち、参加機会を積極的に活用しましょう。
- 地域の課題に主体的に取り組ましましょう。
- 地域まちづくり協議会や区・自治会、子ども会などの地域団体の運営に積極的に参加しましょう。



まちづくり講座

¹³ パブリシティ…企業・団体・官庁。自治体などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマスコミに提供し、マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動のこと。

2. すべての人の人権尊重の推進

現状と課題

<人権尊重意識の醸成>

「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、すべての市民のための人権擁護施策を進めています。平成 17 年度（2005 年度）には「湖南省人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。

また、人権尊重の理念の浸透と差別の撤廃に向けて平成 20 年度（2008 年度）には「湖南省人権擁護総合計画」および「湖南省ほっとはーとプラン（湖南省同和対策基本計画）」、平成 23 年度（2011 年度）に「湖南省学校・園人権教育基底プラン」を策定し、平成 24 年度（2012 年度）に「湖南省人権教育推進計画に基づく実施計画」を改訂しました。

しかし今もなお、部落差別をはじめ、障がい者、子ども、女性、高齢者、外国人などに対する社会的、個人的な人権侵害や差別事象が後を絶ちません。加えて、コミュニティサイトなどを利用したインターネット上での悪質な人権侵害が多発しています。

このため、あらゆる差別の解消に向け取り組んでおり、市民全体の人権意識を高めることを基本として、差別事象が発生する背景も確認しながら、それぞれの立場を正しく理解するための啓発活動をより一層推進しています。それとともに、行政全体で人権尊重の精神に根ざした施策を進め、その理念を市民各層に十分浸透させる必要があります。

<人権・同和施策の推進>

「地対財特法¹⁴」が平成 14 年（2002 年）3 月末に失効したことから、本市ではそれまで行ってきた施策を一般施策として進めてきました。今後も教育、福祉、就労など生活のさまざまな面において必要な支援施策の充実が求められています。

地域総合センターは、地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、生活における各種相談に応じています。さらに相談内容の実態把握と解決に努めるとともに、相談を受ける側のスキルアップと人権感覚の向上、カウンセリングなどの専門的な知識と技能の習得が求められています。

また、地域総合センターは、老朽化が進んでいることから、計画的に改修整備を進める必要があります。

¹⁴ 地対財特法...「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の略。

< 相談体制の充実 >

市役所においてはさまざまな人権に関する相談が寄せられており、あらゆる部署・機関で相談体制を充実させる必要があります。また、市民が抱える悩みや問題について身近で気軽に相談できる支援体制を確立する必要があります。

< 「非核平和都市宣言」の啓発 >

平成 17 年度（2005 年度）に、あらゆる国の核兵器の廃絶を訴え、人間の尊厳を守り、基本的人権の尊重と恒久平和を求めるため「非核平和都市宣言」を採択しました。

また、同年から毎年開催されている平和祈念のつどいは平和であることの尊さを学び、市民の関心を喚起しています。

平成 21 年度（2009 年度）に核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、環境保護のために努力することによって世界恒久平和実現に寄与することを目的とする「平和首長会議」の基本理念や活動趣旨に賛同し、当会議に加盟しました。

今後も「非核平和都市宣言」の啓発や平和祈念のつどいの開催を進める必要があります。

施策

1 人権尊重意識の醸成

- 人権尊重の理念の浸透と差別の撤廃に向けて、引き続き関係機関と連携しながら啓発事業を展開し、家庭・地域・学校・企業における人権意識の高揚を図ります。特に、学習会についてはアンケートなどにより市民のニーズを把握し、満足度の高い学習内容となるよう充実を図ります。
- 施策の実施状況を評価するとともに、「湖南省学校・園人権教育基底プラン」を全教職員、保育士に周知し、内容の実践を推進します。
- ユニバーサルデザイン¹⁵の視点に立って人権問題についての正しい理解・認識する力を培い、実践につなぐために、啓発講座やあらゆる機会を活用した人権に関する学習の一層の充実を図ります。

¹⁵ ユニバーサルデザイン...年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事などをデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

2 人権・同和施策の推進

- 学校、地域、行政をつなぐ機関である湖南省人権・同和教育推進協議会と連携し、人権・同和問題の解決に向けて研修、啓発活動を進めます。
- 地域総合センターについては、同和地区やその周辺地域住民を含めた地域社会全体のなかで、地域に密着した福祉センターとしての活動を充実します。
- 一人ひとりが真に自立した人間として社会参画できるように、持続可能で多角的な自立支援施策を推進します。
- 地域総合センターの改修などを計画的に進めます。

3 相談体制の充実

- 市役所においては、各課における相談窓口との連携により、だれもが利用しやすい、市民の立場に立った相談体制の充実を図ります。
- 研修への参加などにより、担当職員や相談員の資質の向上に努めます。
- 部落差別、児童虐待、DV*（ドメスティック・バイオレンス）、外国人差別など、あらゆる人権擁護にかかる相談に的確かつ迅速に対応し、被害者保護や早期解決を図るため、関係機関・団体などと密接な連携を図ります。

4 「非核平和都市宣言」の啓発

- 戦後世代が多くなる市民が各々の立場で平和について考えられるよう努めます。
- 核の拡散・テロ・地域紛争など多様化・複雑化する世界情勢に応じて市民の平和問題への関心を喚起し、市民とともに考え、人権・平和を尊重し、ともに生きる社会の構築をめざします。

みんなで進める身近な取り組み例

- 人権問題と世界平和を身近な問題としてとらえ、「湖南省人権尊重都市宣言」「非核平和都市宣言」のもとに、あらゆる差別と人権侵害を許さず、常に人権尊重と世界平和の心を持って行動しましょう。
- 行政などが開催する人権学習の機会や啓発活動に参加するなど、人権問題について主体的に学びましょう。

3．男女共同参画の推進

現状と課題

< 男女共同参画の啓発 >

すべての人が、人間として尊重されながらともに生きる社会の実現のためには、男性と女性が等しく能力を十分に発揮しながら社会参加を果たせる男女共同参画社会の実現が求められます。本市ではより実態に即した取り組みを進めるため、平成 25 年度（2013 年度）より商工会・工業会から男女共同参画リポーターに参加してもらうことで、労働者の意見を聴取するとともに、事業所・職場への意識改革を促しています。

平成 27 年（2015 年）には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。未だに、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識は残っており、雇用の場においても多くの課題があります。男女間の賃金格差や雇用処遇体系の見直しなど、女性の就業支援に対する取り組みが必要です。

市民に対し、男女が互いを尊重しあうための啓発や講座を行っていますが、今後もこれらを一層充実していく必要があります。

< 女性の社会参加の促進 >

女性の社会参加を支援するため、出産・育児と仕事の両立や保育園の利用についても相談を受け、関係課と連携して対応するとともに、こなんし子育てガイドブック*、湖南省子育て応援サイトココフレ*などにより子育て支援サービスの情報提供を行っています。

市の審議会や委員会への女性登用については、各課で取り組んでいるものの、分野によっては難しい状況にあります。しかし、今後も女性登用を促すための計画的な取り組み、女性の人材育成と能力開発のための学習や研修機会の提供、女性が地域や企業で持てる能力を発揮できるための支援などが必要です。

< 相談および支援体制の充実 >

相談については、どこに相談したらよいのかわからず、ひとりで悩む相談者がまだ多く存在すると考えられます。

家庭、地域、職場において女性が抱える社会的問題や、女性特有の心身の健康に関する問題を受け止め、解決や自立へ導く相談体制の更なる充実と支援体制が必要です。

< 女性に対する暴力と人権侵害の根絶 >

DV^{*}やあらゆるハラスメント¹⁶の被害については、どこにも相談できず悩んでいる被害者が多く存在すると思われます。

暴力は犯罪であり重大な人権侵害となることを受け止め、DV^{*}、セクシャル・ハラスメント^{*}など女性に対する人権侵害からの救済と、このような問題について市民の意識を高める啓発が必要です。

施策

1 男女共同参画の啓発

- 男女共同参画社会の実現に向け、着実かつ効果的に施策を展開します。
- 職場における性別による役割分担意識の改善と女性の職域拡大の推進、育児休業の普及など、男女の平等な機会確保に向けた啓発を推進します。
- 家庭、地域、学校、企業などにおいて男女共同参画の啓発や男性の家事、育児、介護への参加を促します。

2 女性の社会参加の促進

- 妊娠から育児に至るまで母子保健サービスと子育て支援サービスを充実し、広く情報提供することにより、出産・育児と仕事の両立、地域や社会への参画がしやすい環境整備を図るとともに、女性のための研修機会の充実に努めます。
- 市の審議会や委員会への女性登用を促すとともに、市役所内においても管理的職務や政策決定の場に女性職員を登用する体制の確立を図ります。
- 地域コミュニティ活動において、意思決定の場への女性の参画や女性の活動機会の拡充が進むよう、区・自治会、市民団体などへ働きかけます。また、地域に出向いて講座を行うなど、より身近な場での啓発に取り組みます。

¹⁶ ハラスメント...他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

3 相談および支援体制の充実

- あらゆる機会を利用し、相談窓口の情報提供を行います。
- 相談内容が多様多様であることから、個別の問題についてより専門的に対応できるように関係機関と密接な連携を取るとともに、相談に対して的確な助言や支援ができるよう相談員の資質向上を図ります。

4 女性に対する暴力と人権侵害の根絶

- DV*を未然に防止できるよう、あらゆる機会を通じてDV*に対する認識を深めるための広報・啓発を推進するとともに、被害者のための相談窓口の充実と緊急避難への対応、実態把握、自立支援を進めます。
- セクシャル・ハラスメント*やストーカー行為、さまざまなメディア上の表現など、女性に対する性差別や人権侵害をなくすための広報や啓発、指導を警察などの関係機関と連携して充実します。

みんなで進める身近な取り組み例

- 家庭で話しあい、協力して、家事、育児、介護などを行いましょう。
- 地域活動や職場において、性別に関係なく、能力を発揮できる環境づくりに協力しましょう。



ひとひと
女と男ゲットパートナーいきいき講座

4 . 特色あるふるさとづくり

現状と課題

< 移住・定住の推進 >

長年増加傾向にあった湖南省の人口ですが、近年では転出者数が転入者数を上回る状態が続いており、人口減少が始まっています。過度の人口減少を抑制し、将来的に人口を安定させるためには、移住・定住の促進が必要です。

移住者は、雇用や住環境、子育て環境など、さまざまな情報をもとに定住先を決定します。これらの情報を的確に希望者へ伝え、湖南省の魅力を知ってもらうための環境整備が必要です。

< ふるさとへの愛着づくり >

進学や就職で湖南省を離れる若者が多くなっています。市民が住み続けたい、いったん湖南省を離れても湖南省で働きたい、湖南省に戻りたい、と思えるふるさとづくりが必要です。これまでも、心の充足を感じることができる地域社会の実現をめざして、人を思いやり支えあう気持ちを通して人と人の心をつなぐ「心のインフラづくり」事業など進めてきました。今後も、特色あるふるさとづくりに取り組み、より一層のPRに努めます。

< 地域間交流の推進 >

北海道比布町、鳥取県北栄町と友好交流提携を結び、地域まちづくり協議会、商工団体や職員の相互派遣交流など新たな交流機会を生み出しています。また、複数の都市と災害時相互応援協定を結んでおり、災害時には救援物資の提供などを行うこととしています。

今後も、さまざまな分野での地域間の交流を推進していくことが必要です。

施策

1 移住・定住の推進

- 移住の受け皿となる環境整備とともに、求人情報や生活情報、空き家をはじめとする住まいの情報など、移住・定住情報を一元化し、わかりやすく情報を発信します。
- 地域おこし協力隊^{*}の活動を通じて、移住・定住を推進するとともに、地域の魅力発見、魅力発信に努めます。

2 ふるさとへの愛着づくり

- 「心の豊かさ」を求め、人と人の心をつなぐことで、人や地域の支えあう気持ちを育み、特色あるふるさとづくりを進めます。
- 湖南市を転出されたかたや大都市住民などに、ふるさとを応援するしくみとして、「ふるさと納税^{*}」があることをPRしていきます。

3 地域間交流の推進

- 友好交流提携を結んだ2町との交流を推進するとともに、多くの市民が行き交うような施策を検討します。

みんなで進める身近な取り組み例

- 地域のイベントなどには積極的に参加しましょう。
- 地域で新しい住民をあたたく迎え入れましょう。



地域おこし協力隊^{*}の活動（サツマイモの空中栽培）



地域おこし協力隊^{*}の活動（イベントへの参加）

5．多文化共生のまちづくり

現状と課題

<啓発と交流機会の充実>

平成 23 年度（2011 年度）に「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」を制定し、それと同時に国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認めあい、地域の一員として共に生きるための湖南省多文化共生推進プラン「With KONAN Plan」を策定しました。

平成 26 年度（2014 年度）の湖南省国際協会主催のワールドフェスタでは、外国人市民*に対し、市で作成した「外国人向け緊急カード」の配布や区・自治会加入を呼びかけ、平成 27 年度（2015 年度）のフェスタでは外国人向けアンケートを行いました。市主催の「うちなる国際化フォーラム」では、市民に対し、外国人市民*への理解を働きかけています。

プランに基づき具体的な取り組みを進めるとともに、真の多文化共生社会の実現に向け、さらに相互理解を深める交流機会や学習・啓発が必要です。

<コミュニケーション環境と生活支援の充実>

本市では広報や案内、窓口業務をポルトガル語でも行っていますが、市内に滞在・在住する外国人のなかには、言葉や文化、制度の違いなどにより日常生活に困難を感じている人が多く見受けられます。

このため、平成 22 年（2010 年）5 月に多文化共生社会推進本部会議で決定した「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」に基づき、外国人市民*が情報弱者とならないような情報提供を行うことが重要です。平成 26 年度（2014 年度）には、通訳、翻訳および相談の各業務が正確かつ円滑に行えるよう通訳者のためのマニュアルを作成しました。

また、多様な外国人市民*に対応していくため、全ての職員が「やさしい日本語」を活用していくことが必要です。

<国際交流の推進>

国際化に対応できる人材育成のため、南米語学学習事業を実施し、キーパーソンの育成を推進しています。また、湖南省親善特派員の滋賀県ミシガン州友好親善使節団への参加およびホームステイ受け入れについての市民に対する助成制度を創設しました。地域に根ざしたきめこまやかな国際交流と多文化共生をめざした活動を実施している湖南省国際協会に対しては、補助金や職員の連携による支援を行っています。今後も、国際化に対する市民意識の高揚を図るとともに、人材の育成に努める必要があります。

施策

1 啓発と交流機会の充実

- 日本での生活や習慣、文化などを身近な人に伝えたり、日本文化と外国人市民*を結んだりする外国人市民*ボランティア「文化の通訳」制度の活性化と登録者の増加を図ります。
- 市や地域のまつりなどイベントの計画段階から外国人市民*が参画し、日本人市民との交流を深め地域社会に溶け込む機会を設けます。

2 コミュニケーション環境と生活支援の充実

- 広報物やホームページ、案内板などの多言語化や職員の語学研修機会の拡大を図り、市内に滞在・在住する外国人のための生活情報提供の充実に努めます。
- 「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」の各部署での運用についてチェック体制を整備し、外国人市民*に向けた的確な情報提供を行います。
- 文化や国籍の違いから生じる地域の問題を地域自らが解決するための支援を行います。
- 通訳のためのマニュアル活用および通訳者同士の情報共有を図るための連絡会議を行います。
- 職員向けの「やさしい日本語講座」を開催し、全ての職員が「やさしい日本語」を活用できるよう取り組みます。

3 国際交流の推進

- 絵画を通じた国際交流として平成8年（1996年）1月から始まったセントジョーンズ市湖南省児童・生徒絵画展絵画コンクールを今後も継続していきます。
- 湖南省国際協会を支援するとともに協働で多様な交流事業の企画・運営などを進めます。
- 湖南省が誇れる自然、歴史、文化の多言語での情報発信を進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- お互いの言語、文化の違い、個性を認めあって、ふれあい豊かな地域づくりをしましょう。
- ふれあいの地域づくりのため、「こんにちは」、「ありがとう」など、日常のあいさつを交わしましょう。



昼間の日本語教室



夜間の日本語教室



外国人のための避難所訓練

6．情報ネットワークの構築

現状と課題

< 電子行政サービスの充実 >

「湖南タウンメール¹⁷」の市民の感心度を高めるため、広報紙掲載、学校、地域への説明などを実施しています。市民サービスの利便性向上のため、平成 27 年（2015 年）2 月から全国のコンビニエンスストアから住民票、印鑑証明、戸籍証明、税所得証明を発行できるようにしています。

市民と企業と行政が暮らしや経営に役立つさまざまな情報の共有を図り、行政情報の提供などの一層の利便性向上を進めるとともに、業務の簡素化・効率化を図るため、電子行政サービスを充実する必要があります。

< 地域情報化の推進 >

情報通信技術の双方向性を活用して、市民と企業と行政が情報共有を図っていくための取り組みが求められています。このため、まちづくりセンターなどの市民活動拠点や福祉、医療などのサービス拠点、企業などにおける情報基盤の強化とネットワークによって、行政サービスの提供と地域コミュニティ活動への有効活用ができるよう地域情報化を図る必要があります。

< 安全で利用しやすい情報環境の整備 >

本市においては、社会保障・税番号制度にも対応した市内ネットワークの見直しを実施し、通信機器の統合による一元管理とセキュリティレベルの向上を図っています。高度情報化が進むなかで個人情報の流出などが社会問題となっている現在、セキュリティ対策と個人情報保護について十分な対策を行う必要があります。

また、だれもが容易に等しく情報が得られる情報環境の実現に努める必要があります。

¹⁷ タウンメール…緊急情報や防犯情報など、希望する情報を申し込んだ人にだけ携帯電話やパソコンなどへメールで配信するサービス。

施策

1 電子行政サービスの充実

- 利用状況などから費用対効果を検証しながら、情報通信技術の活用による各種の申請・手続きの簡素化に努めます。
- 日常の暮らしや防犯、学習、福祉などの情報化を進めるとともに、「湖南タウンメール」の活用促進、改善などを行い、市民にとって有効で使いやすい情報サービスの提供になるよう努めます。
- 市民サービスの利便性の向上を図るため、情報通信技術を有効に活用した電子行政サービスを展開し、さらに、インターネットを活用した広報の充実、情報アクセスの利便性を高めます。
- 平成 27 年（2015 年）10 月のマイナンバー制度¹⁸（社会保障・税番号制度）実施により、平成 28 年（2016 年）1 月から発行された個人番号カードでのコンビニエンスストアにおける証明書の交付について啓発します。また、マイナポータル¹⁹を活用した市民サービスを検討します。

2 地域情報化の推進

- 行政情報サービスについては、投資効果と利便性など総合的な判断により可能な範囲で利用拡大を図ります。また、庁内保有の地図システムから災害情報などを視覚的にわかりやすい公開型GISとして発信することを検討します。
- 地域コミュニティ活動や市民活動、企業活動における地域情報ネットワークへの参加と有効活用を進めます。

¹⁸ マイナンバー制度…住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

¹⁹ マイナポータル…別名「情報提供等記録開示システム」といい、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や自分に対しての必要なお知らせ情報などを自宅のパソコンなどから確認できるもの。

3 安全で利用しやすい情報環境の整備

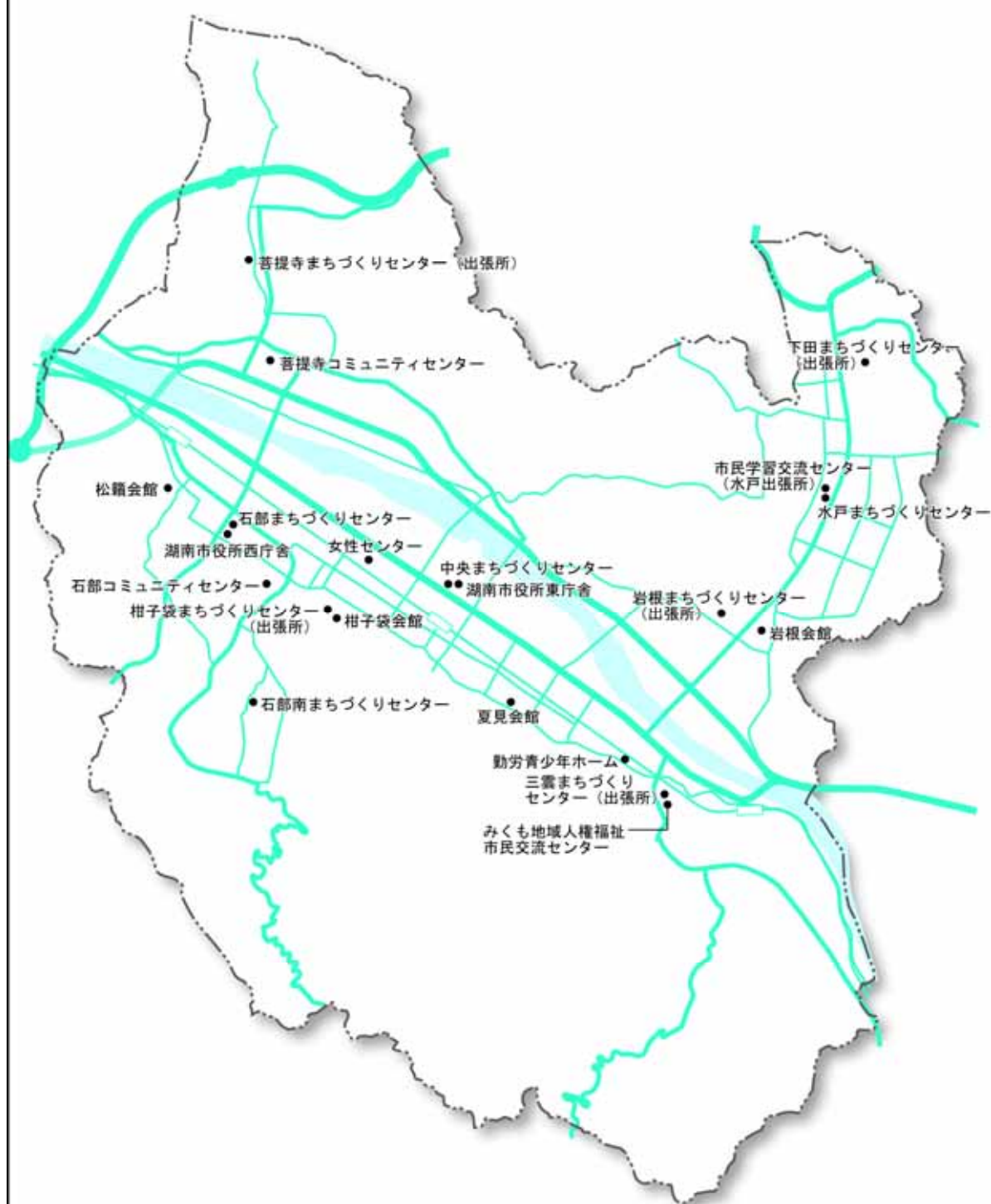
- インターネットや市内ネットワークなどの情報通信網を活用し、効果的な行政情報を提供できるように進めるとともに、市民サービスの利便性の向上を図ります。また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）導入により、特にセキュリティに関しては最大の関心を持ち、情報持ち出し対策、漏えい防止対策などの適切な対応に努めるとともに、セキュリティポリシー²⁰の見直しを実施するなど、市民が安心してサービスを受けることができる環境整備を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

- 市のホームページ、湖南タウンメールを日常的に利用しましょう。
- 自分が住んでいる地域に関心を持ち地域情報の共有に努めましょう。
- 個人情報や人権、プライバシー侵害に関心を持ち、その保護に努めましょう。
- 情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように、情報活用能力を身に付けましょう。

²⁰ セキュリティポリシー…組織において、資産でもあるさまざまな情報が、情報技術によってコンピューターや電子媒体に集約され、管理・統括されている状況下で、それらの情報を守るための対策や規約を文章化し、まとめたもの。

庁舎・コミュニティ施設分布図



ともにめざす目標指標

第1章 みんなで共に進めるしくみをつくろう

施 策	指 標 名	現 況	目 標	備 考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
市民主体のまちづくりの推進	地域まちづくり協議会が主体となる協働事業数	53 件	100 件	
すべての人の人権尊重の推進	参加者アンケートで「大変良かった」、「良かった」と回答する人の割合の合計	80% (H22～26 の平均)	90%	人権教育研究大会・出あい・気づき・発見講座・青年集会での参加者アンケート
男女共同参画の推進	委員会などへの女性委員の登用の増加	29%	40%	
特色あるふるさとづくり	転入超過数	1人/年	100 人/年	住基台帳登録人口
多文化共生のまちづくり	多文化共生に関わる研修会参加人数	16 人	50 人	
情報ネットワークの構築	湖南タウンメール利用促進(登録者数の増加)	8,700 件	12,800 件	

「 」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

「アウトプット指標」：事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。活動指標。

「アウトカム指標」：行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。成果指標。

第2章

うるおいのあるまちをつくろう

～自然を活かし、自然と共生するまちづくり～

1. 環境の保全

現状と課題

＜生物多様性の尊重＞

近年、自然環境の保全や自然とのふれあいを大切にする人が増え、生物多様性の保全に対する関心が高まりつつあります。

市域の中央部を琵琶湖へと注ぐ野洲川が流れ、周囲を阿星山系、岩根山系の森林に囲まれ、天然記念物「ウツクシマツ自生地（うつくし松）」など特徴的な自然資源を有しています。

自然環境の保全や自然とのふれあいを大切に、生物多様性の保全に対する関心が高まるよう、学校や老人クラブなどを中心に環境学習を実施しています。

絶滅のおそれのある種や保全すべき種としてレッドデータブック²¹に掲載されている生物が19種生息していることが報告されており、今後とも、わたしたち人間を含め多くの生物が調和しながら暮らす健全な生態系を維持していくことが未来の市民に対する使命と言えます。

＜森林の保全＞

本市の面積の52%を占める森林は、その75%が保安林地区となっており、そのなかには三上・田上県立自然公園も指定され、無秩序な伐採や開発を規制しています。しかし、今後は市全域における計画的な森林の管理保全対策の強化が必要です。

また、天然記念物ウツクシマツ自生地（うつくし松）の保全のため、専門家の協力を得ながら松くい虫による松枯れの被害防止対策を行っていますが、自生地内を保護するだけでなく、市や関係機関などが連携して自生地周囲の森林の保全を図る必要があります。

＜河川的环境保全＞

野洲川の保全を共通のテーマとして、流域自治体が連携しながら流域住民の交流や啓発活動を進めており、湖南市環境保全協議会が中心となって活動を進めています。茶釜川を美しくする会やイワタニランドさとづくり会などと協力しながら環境学習を実施しています。

今後も流域全体のネットワークづくりを図るとともに、野洲川の水質保全のため、公共下水道整備を進める必要があります。

²¹ レッドデータブック…日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況などを取りまとめたもの。

＜環境にやさしいまちづくりの推進体制づくり＞

本市では、河川や森林の保全意識が高まるとともに、一方で企業活動や市民生活によって生じる廃棄物や音、においなどによる身近な生活環境への影響が懸念されているため、平成 19 年（2007 年）1 月に「生活環境保全条例」、平成 19 年（2007 年）7 月に「環境基本条例」を制定し、基本理念を定め、それを具現化するために平成 21 年（2009 年）9 月に「環境基本計画」を策定しました。今後は計画に基づいた取り組みを進める必要があります。

＜環境の美化＞

日頃から市民一人ひとりの美化意識の啓発を進めるとともに、市民が主体的に環境の美化活動に関われるよう、河川愛護活動事業補助金などを実施しています。今後も市民と行政がともに取り組んでいける体制やしゅくみが必要です。

＜自然環境の活用＞

本市は阿星山系、岩根山系の森林と野洲川など緑と水の豊かな自然環境に恵まれています。この良好な環境を暮らしのなかで生かしながら、住みよいうるおいのあるまちを築くためには、森と河川の自然を生かすことが求められます。

これまで、野洲川親水公園・運動公園などの整備において環境に配慮した緑地は確保されていますが、指定管理者の創意工夫を促すなど、今後さらに河川の自然を守りながら自然とのふれあいの機会づくりを進めていきます。

また、森林の自然を環境学習やレクリエーションの場として活用するための施設整備とともに、森林の自然にふれる機会の拡大を図る必要があります。

施策

1 生物多様性の尊重

○大規模な公共事業にあたっては、その計画立案から施工までの一連の過程において、希少な野生生物の重要な生息・生育地への影響の回避、最小化に努めます。

○児童・生徒、市民の理解を促進し、環境保全活動の実践意欲が高まるよう、学校・園や地域における環境教育・環境学習の取り組みに対し、資料などの情報提供などを通じて支援します。

2 森林の保全

- 地域住民にとって身近な自然である里山の保全活動については、地元活動を推進していくとともに、活動団体を増やし市内の森林整備に努めます。
- 水源かん養や木材資源としての活用など、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、無秩序な伐採や開発を規制するとともに、環境に配慮した森林整備などを推進し、緑豊かな森林の保全を図ります。
- 天然記念物ウツクシマツ自生地を保全するため、計画的な幼樹の移植、雑木の伐採・下草刈りなど環境整備、病虫害防除などを行います。また、平成24年（2012年）から自生地内のウツクシマツ型の松から種子を採集しており、自生地や苗畑で育成して、順次移植します。

3 河川的环境保全

- 滋賀県の「マザーレイク 21 計画^{*}」と連携し、流域保全協議会などの活動により河川流域の市町の人々との川を通じた交流を促進し、水源地としてのびわ湖と関連水系を保全するためのネットワークの形成を図るとともに、湖南市環境保全協議会への支援を行います。
- 効率的な公共下水道の整備を進めます。
- 市民がホームページなどにより身近な川の生物や水質の調査結果など川の状況を知る機会を確保し、流域住民みんなで川を考え水に親しみながら、きれいな川を後世へ継承できるよう支援に努めます。

4 環境にやさしいまちづくりの推進体制づくり

- 環境基本計画を推進するため、市民・事業者・環境関連団体および市の各主体が、それぞれの所属組織などを介して（仮称）湖南市環境ネットワークを構成し、重点プロジェクトの推進に向けての行動計画を立案し、その実現に向けて相互に連携して取り組みます。
- 計画の進行は環境管理システムの基本的なサイクル（PDCAサイクル²²）に基づいて管理し、継続的な改善を行っていきます。

5 環境の美化・不法投棄の防止

- 森林パトロール員や鳥獣保護員の協力を得て、監視の充実や職員の定期的な見

²² PDCAサイクル…管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに元の計画に反映させていくことで、螺旋状に環境の継続的改善を図ろうとすること。

回りとともに、啓発活動により山林などへの不法投棄の根絶を図ります。

○市民・行政の協働による監視体制を作り、ともに不法投棄防止の啓発を行います。

○河川や農地、幹線道路のポイ捨て対策として、沿道看板での呼びかけを行うとともに、市民・各種団体・企業などの自主回収活動に対して積極的な支援策を講じます。

○河川愛護活動などを通じて市民による身近な地域や河川の環境美化活動を積極的に支援します。

6 自然と歴史にふれあうネットワークの形成

○森林の自然を環境学習などの場に生かすため、さまざまな自然とふれあう機会づくりを市民との協働によって進めます。

○水と緑の自然と、周辺の歴史などを生かした自然と歴史のふれあいネットワークの形成を図ります。また、市民との協働によって自然や歴史をよく知るガイドなどの人材確保と育成に努めます。

○指定管理者との協働によって、利用者がより使いやすく、自然に親しめるよう利便性の向上や事業の充実を図っていきます。

みんなで進める身近な取り組み例

○暮らしのなかでできることを実践し、森林や川の自然を大切にしていきたいと思います。

○身近な地域をごみのない美しいまちにしていきたいと思います。

○森林（里山）や川など、身近な自然にふれあい、学ぶ機会を積極的に持ちましたいと思います。



里山の保全活動

2. 循環型社会の形成

現状と課題

＜省資源・リサイクル・廃棄物処理＞

循環型社会を形成するため、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考え方を改め、市民・事業者・行政の協働によって省資源・リサイクル活動をより一層推進する必要があります。

また、可燃ごみの焼却施設である甲賀広域行政組合衛生センターごみ処理施設も老朽化し、より長期に安定稼働させるための適正な保全管理と設備の改修整備を行っていく必要があります。

さらに、市内には産業廃棄物や一般廃棄物の中間処理施設が点在し、周辺地域住民との間でさまざまな問題が生じています。これらの処理施設については地域住民とともに適切な対応をしていく必要があります。

＜地球温暖化対策の推進＞

地球温暖化への対策として、官民を挙げて温室効果ガスの削減に向けたさまざまな取り組みがなされています。また、県は、平成 20 年（2008 年）3月に、持続可能な滋賀社会ビジョン*の目標である低炭素社会の実現をめざして、「2030 年における滋賀県の温室効果ガス排出量（1990 年比）が 50%削減されている」とした目標値を掲げています。

現在、「環境基本計画」に基づき、低炭素まちづくりをめざした取り組みとして、公共施設をはじめ一般家庭や地域の団体・事業所などに対して、屋上緑化や緑のカーテンの取り組み普及運動を進めており、特に緑のカーテン実施状況をホームページやフェイスブックなどに掲載しています。

省エネルギー型のライフスタイル、ワークスタイルへの転換を図り、環境に負荷のない自然エネルギーの利用や環境への負荷が小さい公共交通機関の利用など、省エネルギー活動の推進と新エネルギーの普及に努める必要があります。

●ごみおよびし尿処理状況

年度	ごみ（t）					生活排水		
	年間収集量	可燃物	不燃物	資源 （乾電池含む）	粗大ゴミ	浄化槽 設置件数 （件）	し尿汲み取り 世帯数（世帯）	年間処理量 （kl）
平成 21 年	15,868	13,970(353)	287	1,342	269	2,315	1,304	9,117
平成 22 年	15,155	13,301(296)	274	1,327	253	2,243	1,219	8,217
平成 23 年	15,258	13,348(300)	288	1,392	231	2,214	1,158	7,441
平成 24 年	15,277	13,373(300)	279	1,368	257	1,864	1,065	6,673
平成 25 年	15,175	13,013(317)	258	1,344	243	1,524	789	5,857

資料：環境課

注）可燃物のうち、（ ）はリサイクルプラザで処理した分

施策

1 省資源・リサイクルの推進

- 市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって3R²³（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- ごみの分別・リサイクルについて一層の充実を図り、特に生ごみについては、資源として有効活用できるよう、分別およびリサイクル方法を検討します。

2 ごみ処理体制の整備

- ごみ処理体制については、「甲賀広域行政組合」において管理運営しているごみ処理施設を安定稼働させるための老朽化対策と長寿命化に向けた対策の検討に取り組みます。
- 民間が運営する産業廃棄物処理施設については、施設の維持・管理および改善などについて県と連携して指導するとともに事業者に対する適切な対応に努めます。

²³ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）…リデュースは「抑制」で、省資源化や長寿命化といった取り組みを通じて廃棄物の発生を抑止すること。リユースは「再使用」で、一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置によって製品や部品として再使用を図ること。リサイクルは「再資源化」で、一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として再び利用すること。

3 環境にやさしい暮らしの実践

- 学校教育や社会教育、リサイクルプラザを活用した環境学習の充実を図るとともに、環境について考え、実践するボランティアグループを育成します。
- 人と人が環境を軸につながり、知恵や技術、ノウハウなどの情報を交換、共有できる「エコな語り部」や「平成義民」（環境ボランティア）の重点プロジェクトに取り組みます。

4 地球温暖化対策の推進

- エネルギーの自給率や利用効率の向上を図るため、市民、事業者、環境関連団体、市の協働により、自然エネルギー活用や省エネルギーの普及に努めます。
- 屋上緑化や緑のカーテンの取り組み普及運動を、環境保全団体などと協力して推進します。また、事業所には高効率型機器の導入を推進します。
- 温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関や自転車の利用を促進します。

みんなで進める身近な取り組み例

- ごみ問題について学習し、ごみを減らす、再利用する、再資源化する3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組みましょう。
- 省エネルギーを心がけるなど環境にやさしい暮らしを実践しましょう。
- 屋上緑化や緑のカーテンに取り組みましょう。



ゴージャスな緑のカーテン

3. エネルギー・経済の循環による活性化の推進

現状と課題

＜地域にある自然エネルギーを活用した持続可能なまちづくりの推進＞

地域に存在する自然エネルギーを地域内で流通させることは、これまで市外に流出していた資金を地域内に還流させるものであり、地域経済の活性化に寄与するとともに、エネルギーの自給力の向上にもつながります。

自然エネルギーの活用をさらに広げていくためには、市民や事業者、行政などが一丸となって取り組んでいかなければなりません。

そこで、「湖南市地域自然エネルギー基本条例」に基づき、地域資源を生かした自然エネルギーの積極的な活用に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、地域が主体となった持続的発展可能な地域社会構築のための戦略を示すことを目的として平成 27 年（2015 年）2月に「湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」を策定しました。

今後は、市がめざすべき姿や方向性、その実現に向けた道筋を、市民や事業者と共有することが重要であり、具体的な第一歩を踏み出すきっかけを作り出すことが大切です。



コナン市民共同発電所*

施策

1 地域の自然エネルギーを活用した地域活性化の推進

○太陽光や風力、水力、バイオマス*など地域の自然エネルギーを活用した取り組みを推進します。

- 地域固有の資源である自然エネルギーの活用を通して、エネルギーの循環だけでなく、その利益の地域循環や、市民・事業者の交流を促進することにより、地域活性化を推進します。
- 消費地に近い場所で発電などができる自然エネルギーの特長を生かし、地域主導による自立分散型エネルギーの導入を促進し、市民の暮らしや地域産業を支えるエネルギーの地産地消を推進します。
- 持続的発展が可能な社会の実現と地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全への貢献をめざします。

みんなで進める身近な取り組み例

- 行政などが開催する市民連続講座や啓発活動に参加するなど、自然エネルギーについて学びましょう。
- 日常生活において、自然エネルギーの活用や地域における自然エネルギーの導入に向けた取り組みに参画しましょう。



自然エネルギーに関する学習活動

4. 上下水道の整備

現状と課題

<上水道>

上水道普及率は県平均を上回って推移してきており、現況では 99.9%となっています。水源の大半は県に依存しており、自己水源としては一部地下水、川の表流水などを利用しています。

今後は、自己水源の既存施設を維持しながら、効率的な施設管理に努めるとともに、老朽施設や老朽管の計画的な更新を行い、配水池などの施設の耐震化によって災害時の危機対策を万全にするなど、長期的な視点で上水道財政の健全運営に努めながら市民に安全な水を安定供給する上水道体制の整備が必要です。

<下水道>

下水道事業は、供用開始から 20 年以上が経過し、普及率も平成 26 年度（2014 年度）末で 97.0%に達しています。

市民の快適な居住環境と河川などの公共用水域の水質保全のため、長期的な視点で下水道財政の健全運営に努めながら整備を図る必要があります。

また、併せて戸別訪問などにより水洗化普及促進に努めるとともに、安定した下水道サービスを行うために下水道施設の維持管理体制の充実や、計画的な長寿命化対策に努める必要があります。

● 上水道

	年 度 末 給水人口 (人)	普及率 (%)	年 度 内 有収水量 (千 m ³)
平成 24 年度	54,900	99.9	6,657
平成 25 年度	54,829	99.9	6,569
平成 26 年度	54,767	99.9	6,488

資料：施設課

● 滋賀県湖南水道用水受水計画

単位：m³/日最大

年度	23	24	25	26	27
受水量	26,610	26,610	26,610	26,610	26,610

資料：施設課

● 上水道施設能力

単位：m³/日最大

宮の森受水場 (宮の森管理センター)	4,000
雨山受水池	3,800
東河原浄水場	1,700
朝国受水場	10,400
妙感寺浄水場	1,940
菩提寺受水場	5,182
正福寺受水場 (上水道管理センター)	7,978
計	35,000

資料：施設課（平成26年（2014年）3月31日現在）

● 下水道

項目	全体計画	事業計画
排除方式	分流式	
計画面積（ha）	2,653	1,913
計画人口（人）	62,600	52,618

資料：施設課（平成26年（2014年））



上水道施設

施策

1 上水道施設の整備と管理

- 安全で安心できる水を供給するために、長期的な水需要規模の変動にあわせ、必要な施設を見直し、施設の最適化を計画的に実施します。また、老朽化施設については災害時などに対応できるよう、施設の改修整備に努めます。
- 既存施設とともに、水源の適正な維持管理、監視システムの充実に努めます。
- 水道事業の運営にあたり、水道事業の経営を効率化するため民間事業者の持つ創意工夫およびノウハウを活用し、包括的な業務委託を行います。

2 下水道施設の整備と管理

- 未整備地域の実情を考慮しながら、効率的な下水道整備を進めます。
- 下水道施設の維持管理については、機能停止の未然防止やライフサイクルコスト²⁴の最小化をめざします。
- 下水道施設が有効利用されるために、広報活動の充実や情報の公開などを行い、水洗化の普及促進に努めます。
- 公共下水道事業の運営にあたり、下水道事業の経営を効率化するため、民間事業者の持つ創意工夫およびノウハウを活用し、包括的な業務委託を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

- 日頃から節水に努め、水を大切にしましょう。
- 川や湖を汚さないように下水道に対する理解を深めましょう。

²⁴ ライフサイクルコスト…製品や構造物などで、調達・製造～使用～廃棄の段階を総合して考えた費用のこと。

5. 身近な公園・緑地の整備

現状と課題

本市では、恵まれた自然を生かし、市民が身近に自然にふれることのできるレクリエーションの場づくりに努めています。住民一人あたりの都市公園の面積は平成26年（2014年）3月末現在で9.25㎡と、滋賀県全体の8.8㎡に比べて高い水準にありますが、今後も施設の一層の充実と良好な維持管理に努めていく必要があります。

また、子どもから高齢者までの多くの市民が快適に憩える身近な公園として、遊具施設などの安全点検や施設修繕とともに、老朽化した公園については市民が利用しやすい形態に再整備しています。今後も指定管理者制度の導入や地元への委託などを進め、清掃や除草作業などの公園の維持、管理体制の充実に努める必要があります。

さらに、森林、河川や農地などについては自然環境の保全に努めながら、レクリエーションの場としての活用とともに、災害時の避難場所となるオープンスペースとしても活用を図る必要があります。

施策

1 身近な公園と緑地の整備

○魅力ある公園の整備のために、指定管理者制度の導入や地元への委託などを進め、遊具の点検や施設の老朽化対応など公園を適切に管理するとともに、公園施設の長寿命化計画を策定し効果的な公園施設の整備に努めます。

○市民が身近で緑や自然に親しめるよう市街地や住宅地において都市緑化を促進します。

2 レクリエーションの場の充実

○市民同士の交流やふれあいの場として、野洲川や豊かな森林などを生かした多様なレクリエーションの場づくりに努めます。

○野洲川親水公園などについては、公園サポーター制度*の創出により市民の参画による魅力ある公園づくりを推進します。

○今後の余暇時間の活用や健康への意識の高まりに対応するために、住宅地におけるレクリエーションや憩いの場づくりに努めます。

○森林レクリエーションの場として生活環境保全林に整備した散策道については、草刈りなどの管理を実施します。

3 災害時のオープンスペースとしての活用

○緊急時の一次避難場所としての利用を考慮し、仮設トイレが設置できるよう公共汚水柵の設置や、必要に応じて防火水槽などの防災機能整備を検討します。

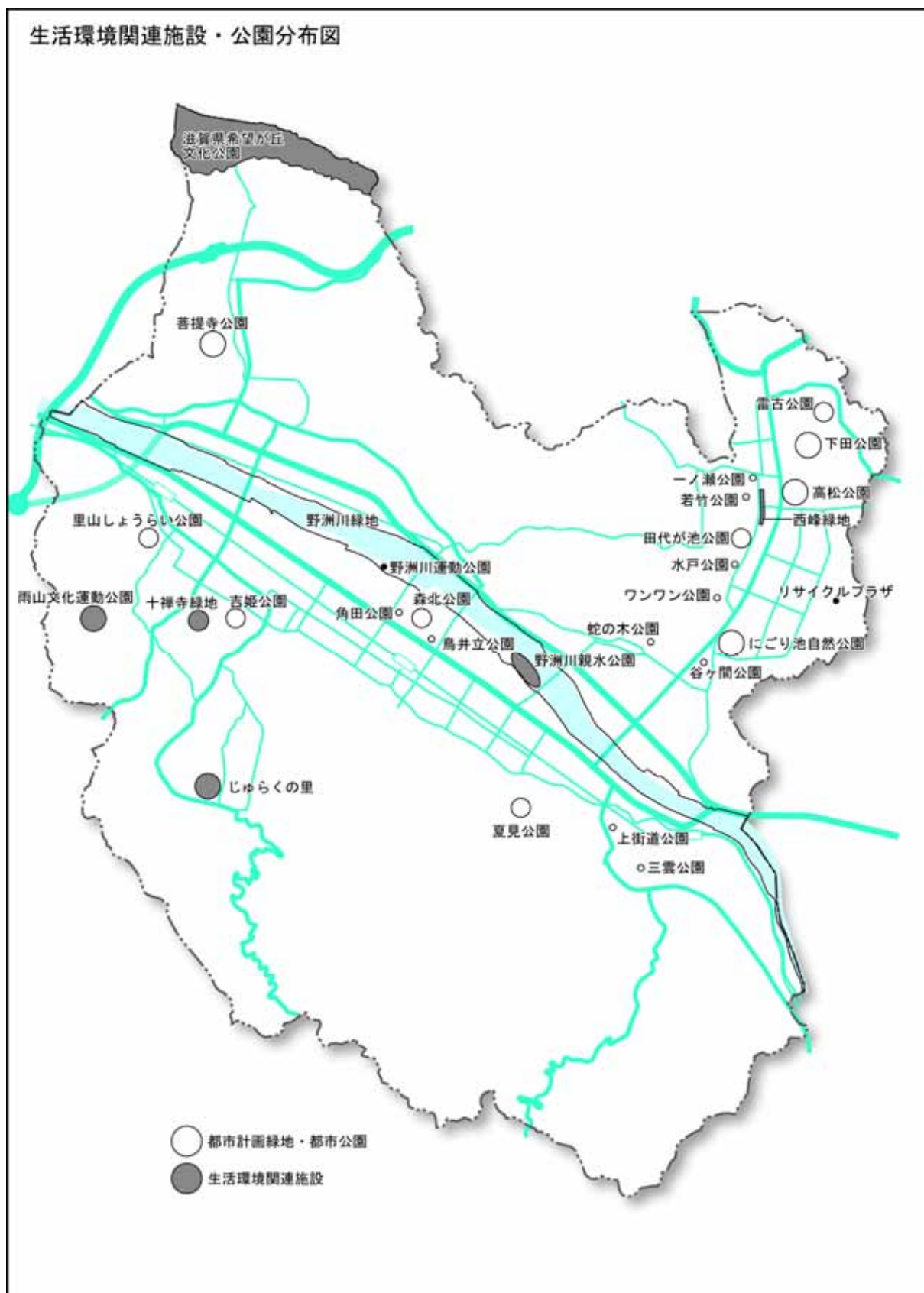
みんなで進める身近な取り組み例

○市民の憩いと交流の場としての公園を積極的に利用しましょう。

○公園を大切にし、きれいで快適な公園のための維持管理への参加に努めましょう。



市民による公園の清掃活動



ともにめざす目標指標

第2章 うるおいのあるまちをつくらう

施 策	指 標 名	現 況	目 標	備 考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
環境の保全	環境ボランティアの宣言者人数	23 人	60 人	
循環型社会の形成	リサイクル率*の向上	14%	19%	
エネルギー・経済 の循環による活 性の推進	市民などの参加者数	930 人	1,500 人	エネルギー関連に 関わる事業すべての 参加者数
上下水道の整備	配水池耐震施設率	69%	91%	
	下水道整備普及率*の向上	97%	100%	
身近な公園・緑地 の整備	一人あたりの都市公園面積	9.27 m ²	10.0 m ²	

※「*」は、アウトプット指標、またはアウトカム指標。

第3章

活気あるまちをつくろう

～産業が集まり、人が集うまちづくり～

1. 市街地・住環境の整備

現状と課題

<都市計画の推進>

平成 20 年（2008 年）11 月に、都市計画に関する基本的な方針である「湖南省都市計画マスタープラン」を策定し、計画的なまちづくりを進めています。

平成 24 年（2012 年）3 月には区域区分見直しが完了し、今後は、地域の特性に十分に配慮しながら、魅力と活力あるまちを形成していくため、「湖南省都市計画マスタープラン」に基づいた土地利用を誘導していく必要があります。

また、平成 25 年（2013 年）9 月に「湖南省景観条例」を制定し、「景観法」に基づく景観行政団体となりました。さらに、「湖南省景観づくりの基本方針」に掲げる“ほっ”と和めるふるさと「こなん」の実現に向けた実行力を伴う計画として「湖南省景観計画」を策定し、平成 27 年（2015 年）4 月より運用を開始しました。今後は、本計画に掲げる目標や方針に基づき、市民と事業者、行政が連携して景観まちづくりを進める必要があります。

一方で、進出意欲のある企業や商業施設を受け入れるために、商工会とも連携しながら、企業、通勤・通学者、消費者にとって便利で快適な都市拠点の適正配置を促進し、人々が集い、にぎわい、やすらぎあるまちづくりを着実に進める必要があります。

<魅力ある住環境の整備>

本市では、既存住宅の多くが 1980 年代～1990 年代に建設され、バリアフリーに対応していないため、高齢者や障がい者の家庭を対象とした住宅の改修や改築が必要です。

また、平成 21 年（2009 年）には政府の地震調査委員会が、琵琶湖西岸断層帯を国内の活断層帯としては地震発生確率の高いグループに位置付けるなど、住宅などの耐震化が急務となってきています。しかし、依然として地震や災害に対する住民意識が低く、耐震診断や耐震改修の取り組みが進んでいないため、より一層の意識啓発に努める必要があります。

さらには、建材などによるアレルギー疾患など、居住者の健康を脅かすさまざまな要因にも対応する必要があります。

公営住宅については、平成 25 年（2013 年）に策定した「湖南省公営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理とバリアフリー化などの長寿命化に資した改善を行っていくことが必要です。

地籍調査*事業は、昭和 41 年（1966 年）に旧石部町で着手以来、平成 19 年度（2007 年度）に丸山地区で国土調査の成果として認証を受けて以降休止と

なっていました。地籍調査*の成果は、土地境界の保全や民間土地取引の円滑化に寄与するだけでなく、効率的な行政運営を行う上でも最も基礎的な資料となるものであるため、事業の推進が必要です。

人口減少が進んでいる中で、今後管理が放棄された空き家はますます増えていくと推測されます。そのような空き家の倒壊、防災防犯上の機能低下、生活環境の悪化などの問題が発生することで、近隣住民に被害を及ぼす可能性があります。

現状で、市内の空き家などの把握ができておらず、実態把握をする必要があります。これからは、組織的な取り組み姿勢の整備や所有者などによる適切な管理、活用が求められます。

＜火葬場の整備、霊園・墓地の適正管理＞

市が管理する霊園が1か所、墓地が5か所ありますが、これらの適切な維持管理や新たな霊園・墓地が求められています。

火葬場については、平成27年（2015年）6月より湖南省浄苑の運用を開始し、2か所の旧火葬場は平成27年（2015年）5月末で閉鎖となりました。

施策

1 都市計画の推進と市街地の整備

○本格的な人口減少社会の到来を迎え、持続可能な都市構造とするため、湖南省の地域特性を考慮した立地適正化計画を策定し、都市機能の集約化などコンパクトなまちづくりに努めます。

○市街地整備においては防災対応とともに、ユニバーサルデザインに配慮した街路や公園、広場、上下水道などの公共施設の整備充実のほか、商業施設の集積や企業誘致など立地特性を生かした民間活力の適切な誘導に努めます。

2 良好な景観の形成

○景観づくりに関する情報提供や先進地事例紹介などにより景観の意識啓発を図るとともに、市民が主体の景観づくりを支援します。

○地域の個性を生かしたまちづくりの促進が必要な重点地区候補地に対し、積極的な支援を行い、独自ルールの策定の推進に努めます。

3 住環境の整備・地籍調査*の実施

- 地区計画制度を活用した特色ある街区形成の誘導や都市計画の提案制度を活用できる条件整備を行い、市民やNPO*による魅力ある市街地形成をめざします。
- 災害時などにおける重要な情報基盤となる新住居表示の整備を推進し、住民生活の利便性の向上を図ります。
- 1,000㎡を超える開発行為*を届出対象行為として景観を含めた適切な開発誘導に努めるとともに、開発指導要綱および公共施設整備のガイドラインと連携して公園・集会所などの公共施設についても景観誘導を図ります。
- 住宅開発行為*において自然環境や景観への配慮を促すなどの適切な開発誘導に努めます。
- 土地利用の高度化の推進や災害時の迅速な復旧の基礎資料とするため、各区・自治会との強い連携のもと積極的に地籍調査*を推進します。

4 住宅環境改善の支援

- 民間事業者と行政が協働しながら近年の住宅需要に対応した計画的な住環境づくりを図るとともに、既存住宅の耐震診断・耐震改修のより一層の啓発、補助内容の見直しを進め、住宅の安全性の確保に努めます。
- アレルギー性疾患やシックハウス症候群など居住者の健康を脅かす問題に対する相談や情報の提供に努めます。
- 市内一円の空き家の実態を把握し、空き家に関するデータの収集・整理のための組織体制を整備します。
- 所有者に空き家の適切な管理を促すため、活用制度や相談体制を整備し、空き家対策を総合的に進めることで、住民生活の良好な環境を保全します。

5 公営住宅環境の整備

- 住宅需要に対応するために、高齢化社会に対応した公営住宅のユニバーサルデザイン化や長寿命化、居住性向上を目的とした市営住宅の建替え事業、戸別修繕事業を実施します。

6 火葬場の整備、霊園・墓地の適正管理

- 霊園の維持管理費を見直すとともに、墓地台帳や墓所の整理を行います。
- 新たな霊園・墓地の整備については、民間活力の活用や新たな形態の検討に取り組みます。
- 火葬場については、指定管理者制度により管理運営の効率化とサービス向上に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 高齢者や障がい者にやさしく、災害に強い住宅づくりに努めましょう。
- 住宅地や市街地において緑化推進や景観形成へ向けた活動への参加、協力を努めましょう。



湖南省浄苑

2. 道路網、河川の整備

現状と課題

<幹線道路の整備>

国道1号バイパスの整備進捗や、人と物の流れの一層の広域化により、市内の交通が大きく変化してきています。

交通の変化を踏まえて、安全で快適な交通体系を早急に確立するために、国道1号バイパスなどの地域高規格道路の整備計画と県事業である道路整備アクションプログラム*などとの整合を図りながら、平成27年（2015年）3月に見直しを行った「湖南市道路整備計画」に基づき、南北および東西地域交流軸の強化をはじめとした市全体の体系的かつ将来を見据えた道路ネットワークビジョンを描く必要があります。

<生活道路の整備推進>

生活道路においては、幹線道路の慢性的な渋滞などにより通過車両が進入しているため、居住者や通学児童・生徒の安全確保が課題となっています。このため、通過車両が進入しないよう、渋滞緩和対策と併せて生活者主体の道路として安全性に優れた道路整備が必要です。

また、地域住民の生活道路である里道および水路（法定外公共物*）の維持管理については、地域住民、区・自治会などとの協働を一層進める必要があります。

<ユニバーサルデザインの推進>

地域幹線道路や生活道路においては、ユニバーサルデザインの視点を尊重しながら、これまでの車優先の道路整備から歩行者優先の人にやさしい安全で歩いて楽しい道づくりが必要です。

<河川の整備>

一級河川野洲川は、未改修区間が多く残されている状況であり、通水断面不足や護岸の崩壊などの危険性があることから、1日も早い改修が必要です。

また、由良谷川をはじめ、落合川、大沙川、高田砂川などの野洲川の支流の一部がいわゆる天井川になっているために、浸水などの恐れがあり道路整備においても支障が生じていることから、早期の改修整備が必要です。

施策

1 幹線道路の整備と管理

- 平成 25 年（2013 年）に策定された滋賀県道路整備アクションプログラム*の事業と連携した道路整備を進めます。
- 周辺環境の保全に配慮しながら、国道 1 号バイパスなどの地域高規格道路やスマートインター²⁵の整備を促進するとともに、旧東海道の交通渋滞を解消するために南部中央線*と既設道路との連結を図ります。
- 野洲川による地域分断の解消や緊急時の連絡強化を図るための南北軸と、JR 草津線各駅（石部駅、甲西駅、三雲駅）を中心とした東西軸の強化に向けた地域幹線道路の整備を促進します。
- 安全で快適な交通環境を確保するため、長期的な視点を持って適切に予防保全や維持管理を行い、道路や橋梁の長寿命化を図ります。また、橋梁の安全性と信頼性を確保するために、定期的に点検を実施していきます。

2 生活道路の整備と管理

- 地域の実情に応じた市道の整備・改良に努めます。また、生活道路の安全性、利便性の確保に向け優先度を精査し、既設道路の歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。

3 法定外公共物*の管理

- 里道、水路などの法定外公共物*の適正な維持管理を行えるよう、維持管理方法の相談・助言などの支援を行うとともに、市民との協働体制の継続を図ります。

4 ユニバーサルデザインの推進

- 市民みんなが安心して使える道路づくりを進め、すべての人が安全で快適に道路を歩くことができるよう、危険箇所の点検および改善を行い、優先度を精査して計画的なユニバーサルデザイン化に努めます。
- 歩行者などに安全で利用しやすい道路整備を進めます。

²⁵ スマートインター…スマートインターチェンジ（スマート IC）は、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定している。

5 河川の整備

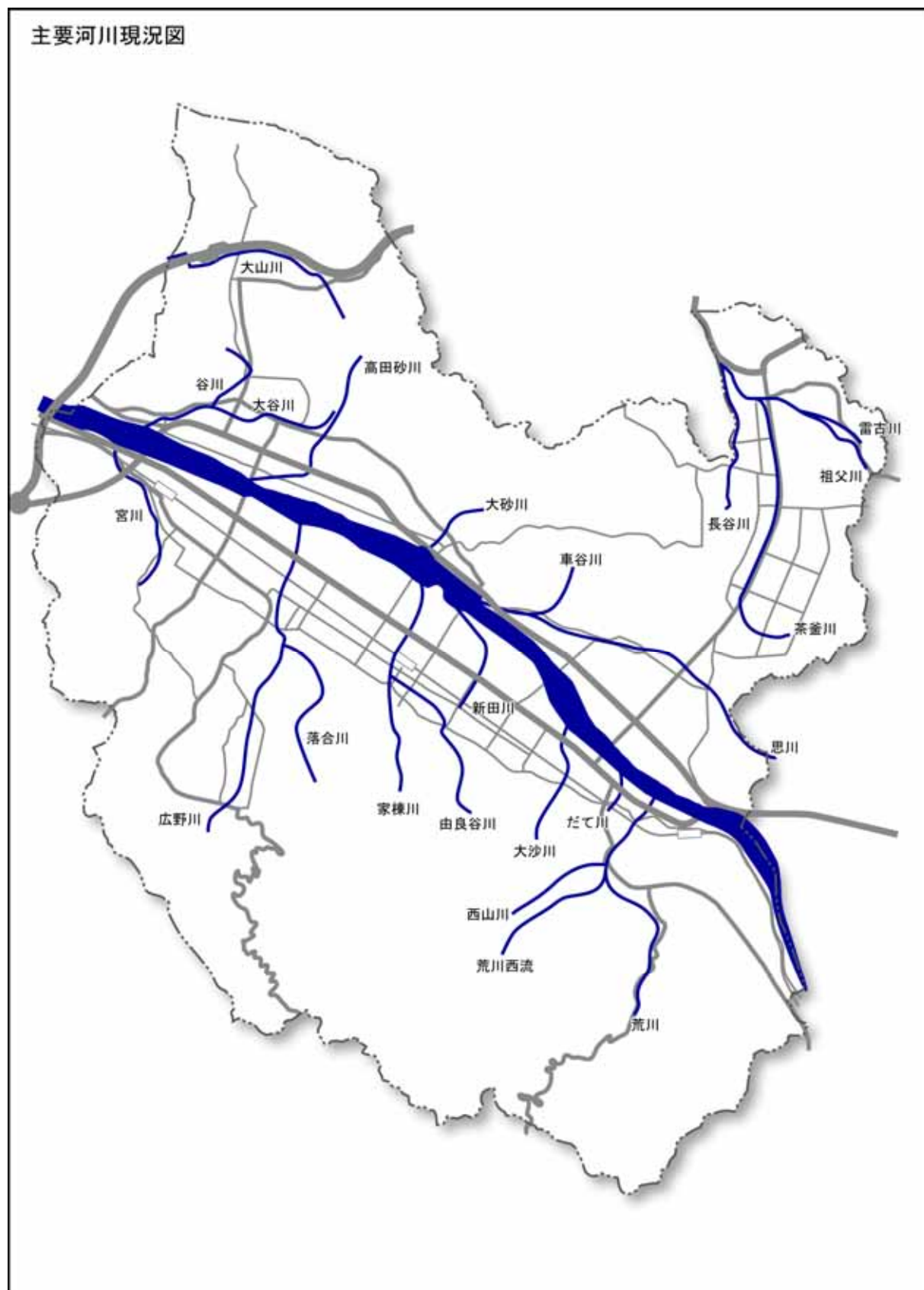
- 一級河川野洲川については、県河川整備計画に遅れが生じないよう県への要望に努め、改修事業の早期実現を図ります。また、国に対しては、石部頭首工から杣川合流地点までの直轄区間の延伸について要望します。
- 由良谷川、落合川、大沙川、高田砂川などの天井川をはじめ、普通河川についても浸水などによる水害の未然防止を図るため、危険箇所の把握・精査を実施するとともに、雨水対策と併せた河川の改修整備に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 渋滞の緩和のため、できるだけ自動車に乗らないで公共交通機関や自転車の利用、歩行に努めましょう。
- 身近な道路の植栽の手入れや美観形成に協力しましょう。
- 川を美しく保ち、正しく安全に利用するよう心がけましょう。



整備された市道三雲駅南線



3. 公共交通の充実

現状と課題

< JR草津線の複線化と増便 >

市の公共交通拠点であるJR草津線石部駅、甲西駅、三雲駅については、整備が完了した甲西駅に続き、三雲駅、石部駅のバリアフリー化を進めるとともに、イベントを開催しJR草津線の利用促進を図っています。より一層の利便性の向上を図るため、県や沿線市町と滋賀県草津線複線化促進期成同盟会*を組織し、JR西日本への要望活動を実施しています。その複線化の第1ステップとして、甲西駅行き違い設備*用地の確保をはじめとした整備に取り組む必要があります。

< 駅周辺環境の向上 >

甲西駅周辺地区を都市拠点、石部駅周辺、三雲駅周辺を生活文化拠点と位置づけ、三駅それぞれのポテンシャル²⁶を生かしたまちづくりを進めています。甲西駅については南北駅前広場整備と駅舎バリアフリー化工事が完了し、三雲駅ではJR草津線の南北を結ぶ三雲駅南線を整備しました。今後も引き続き、各駅周辺の状況や課題に応じて、アクセス道路の整備、公共交通サービスの強化、情報発信・交流などの環境の整備、土地の有効活用と商業サービスなどの機能集積に取り組む必要があります。



バリアフリー化した甲西駅

²⁶ ポテンシャル…潜在的な力。可能性としての力。

＜住民の身近な移動手段の確保＞

自動車やバイクを運転しない子どもや高齢者などが駅周辺や身近な商店街へ円滑に外出できるよう、福祉運送*や住民の連携による地域バスなど多様な主体の参画やランニングコストの低減につながる新たな技術の導入に積極的に取り組むなど、効率的な方法で地域の交通手段を確保する必要があります。

コミュニティバス「めぐるくん」については、市民のニーズに応じた利便性の向上を図るために、乗り継ぎ券の無料配布、路線や時刻の変更を実施していますが、利用者は減少しています。高齢者の利用に配慮し車両のユニバーサルデザイン化を図るとともに、採算性向上のため運行バスの小型化などの改善を行う必要があります。

●鉄道乗客数

駅名		石部駅	甲西駅	三雲駅
一日あたりの乗客数 (人)	平成 21 年度	1,845	2,327	1,832
	平成 22 年度	1,857	2,390	1,885
	平成 23 年度	1,803	2,334	1,920
	平成 24 年度	1,783	2,320	1,829
	平成 25 年度	1,805	2,333	1,945

資料：滋賀県統計書

施策

1 JR草津線の複線化の促進

○複線化の第1ステップとして、甲西駅行き違い設備*整備による利便性の向上をめざし、JR西日本と協議を進めていきます。

○三雲駅、石部駅の各駅舎のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、利用増進を図ります。

2 駅周辺環境の向上

○低炭素社会²⁷をめざす観点や高齢社会に対応した暮らしやすいまちづくりの観点から、駅周辺の市街地整備に取り組み、過度に自動車に依存せず鉄道、バス、自転車、徒歩による移動がしやすいまちづくりを推進します。

²⁷ 低炭素社会…地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

○各駅周辺において、利便性と安全性を高めつつ地域のにぎわいづくりを図ります。

○三雲駅、石部駅の駅前広場においては公共バス専用空間や送迎車両用停車スペースの確保をはじめとして、駅改札口までのバリアフリー化の整備を推進し、駅舎については高齢者や障がい者が安心して利用できるよう、JR西日本などと協議しながら進めていきます。

3 住民の身近な移動手段の確保

○バスシステム*の利便性を高めるために市民ニーズや地域づくりの動向を把握しながらサービスの改善を図り、通勤通学などのあらゆる機会を通じて積極的にコミュニティバスの利用促進を図ります。

○運行バスの車両については、順次ユニバーサルデザイン化に努め、利用者の実態に応じて、小型バスの導入を検討します。

○効率的な公共交通機関の利便性向上や輸送事業への多様な主体の参画による地域の身近な交通手段の確保に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○公共交通に対する理解と関心を深め、できるだけ車を使わず、バスや鉄道を利用しましょう。

○駅前などでの違法な駐車はやめましょう。



コミュニティバス 「こにゃんバス」

4. 農林業の振興

現状と課題

<農林業の生産基盤の整備>

農業については、本市のほぼ中央を東西に流れる野洲川の北側に、ほ場整備*によって整備された農地が広がり豊かな田園景観を形成しています。また、野洲川の南側にある農地においても優良農地*への整備が進んでいます。

食糧の安定供給、豊かな自然環境、美しい景観、伝統文化などの地域資源を維持・保全していくため、日本型直接支払制度²⁸の法制化に伴い、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を始めとする多面的機能発揮促進事業²⁹を推進しています。

また、野洲川沿岸地域においては、国営事業（上流ダム・頭首工整備）が完了し、引き続き県営事業（基幹水路の更新）により既存農地を含め、効率的かつ安定的な農業生産基盤の整備強化を進めています。

林業については、市の総面積 7,040ha のうち民有林面積が 3,659ha で、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は 45%を占めています。市が管理する林道は現在 21 路線あり、補修や復旧など必要な維持・改修を行っています。林道沿いには、建設廃材などの不法投棄が多く、森林環境が損なわれています。

農林業の振興を図るためには、かけがえのない自然と共生する産業としての農林業文化の視点から、優良農地*と森林の保全に努める必要があります。そのためには優良農地*の集積や、琵琶湖森林づくり県民税なども活用し、森林の適切な管理、育成を推進する必要があります。

<農林業経営支援の推進>

農業においては、農家の減少と兼業化の進行によって農地の減少と担い手不足が深刻化しています。また、戸別所得補償制度*の導入や集落営農*の推進など、これまでの取り組みが大きく様変わりしてきました。今後は、収益性がある自立できる農業の確立のために農地の合理化、生産コストの低減とともに、集落営農*に参加する農家に対し、その意義の理解を促進し、集落営農*の維持を図る必要があります。

平成 23 年（2011 年）10 月に地元特産物を取り扱う「こなんマルシェ」を設置し、湖南市のこだわり野菜、加工品、工芸品などを販売しています。また、

²⁸ 日本型直接支払制度…農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援制度。

²⁹ 多面的機能発揮促進事業…平成 27 年（2015 年）4 月 1 日に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき農業農村などが有する国土保全、水源涵養および景観形成などの多面的機能の発揮を促進するための地域活動や営農活動を支援する事業。

農業の担い手育成確保のためには農業組織の育成とともに、新たな農業者の受け入れ対策の充実を図る必要があります。

林業においては、間伐、枝打ちなどの保育業務は生産森林組合*などの協力を得て推進していますが、木材需要の冷え込み、木材価格の低迷、製品輸入の増大などから国産木材の需要は依然として厳しい状況です。

平成 25 年（2013 年）の台風 18 号での山林被害をきっかけとした林道・治山整備のためにも、林業後継者の育成と林業従事者の確保や地域材の活用を図ることが必要です。

施策

1 農業環境の整備

○自然環境の保全や伝統文化としての側面など、農業の多面的機能を再評価しながら、生産基盤の整備を行い、自然と共生する魅力ある農業を推進します。

2 集落ぐるみ農業の推進

○農業経営基盤の強化に向けて集落営農*を実践し、集落の連帯意識の一層の向上を図り、地域農業の担い手を育成するとともに、地域の自主性と創意工夫により地域作物の選定、土地利用調整、営農活動の協業化など複合生産体制の確立を図ります。

○経営所得安定対策を進め、農業経営の安定や地域特産品目の生産拡大などに取り組むとともに、新たに創設された中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積を進めていきます。

○農産物の新たな付加価値を生み出す6次産業化*の取り組みを進めることにより、所得向上や地域の活性化を図ります。

3 市民産業交流促進施設（物産館）整備による都市型農業モデルの構築

○交通安全を支える休憩施設である道の駅と、地産地消を推進する市民産業交流促進施設（物産館）の整備を進めます。

○道の駅には、避難所、復旧支援活動、救援物資供給の拠点、被災地や周辺道路の情報提供などの防災拠点機能を持たせます。

○道の駅・市民産業交流促進施設（物産館）には、農産物をその場で収穫できる観光客や市民向けの体験農園を併設し、本市の農産物をPRすることで、両施

設の効果を相乗的に高めます。また、伝統工芸品を取り扱うことで、販売力の強化と販路の開拓に取り組みます。

4 林業の振興

- 迅速に林道の小規模補修に対応するとともに、大規模な補修については県と協力しながら整備を進めます。
- 適切な森林整備を推進していくため生産森林組合*、林業普及指導員*、森林所有者などと相互に連携し、森林施業体制を整え、共同実施または、施行委託により間伐を推進するなど、人工林の保育に取り組みます。
- 学校教育施設をはじめとする公共施設に地域材を積極的に使用するとともに、木材の良さをPRし、需要拡大に努めます。
- 低炭素社会実現の観点から森林が有する多面的機能に着目し、民間企業との連携によるカーボンオフセット³⁰の可能性を検討するなど、林業振興施策を多角的に推進します。

5 森林レクリエーションの振興

- 森林ボランティア団体などの活動支援に努めるとともに、森林団体ボランティアや林業者と連携して、里山プロジェクト³¹に取り組みます。
- 遊歩道などについては、今後の管理と活用のあり方を検討します。

6 森林ボランティアの育成

- 森林ボランティア活動が派生するよう、情報ネットワークの充実や参加者の募集、指導者の派遣依頼、共用資材の貸与などの支援を行い、人材の育成やこれらの人材を生かした自然文化体験活動を進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 地元の農作物や地域材の消費に努めましょう。
- 森林環境の保全のために不法投棄や不法な開発行為*の防止に努めましょう。
- 森林レクリエーションなど自然にふれあう機会を積極的に持ちましょう。
- 森林ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

³⁰ カーボンオフセット…直接的な施策によって削減できない二酸化炭素を、森林吸収源を守る植林やクリーンエネルギーなどの事業に投資することなどにより、排出した分を相殺（オフセット）するしくみ。

³¹ 里山プロジェクト…市民や子ども達が里山の大切さを学び、親しみ、楽しむことのできる取り組み。

5. 工業の振興

現状と課題

<魅力ある工業の推進と新産業の活力向上>

本市の工業は、名神高速道路の開通以来、湖南工業団地とその周辺および石部工業団地や国道1号沿線への企業の進出により、本市の経済発展の主要な役割を果たしています。

多様化する消費動向に対応したもののづくりを支援するために、商工会、公益社団法人湖南工業団地協会*、工業会など各種関係機関との協力体制の強化を図るため、情報交換の場を創出し、連携を図っています。

全国各地でテーマを持った競争力の高い新たな産業団地が作られており、これに対抗できる地域競争力のある産業を構築するためには、技術や知識を有する人材の雇用・育成が不可欠です。

今後は産学交流³²による新たな技術革新や資本提携の促進を図るとともに、新規事業の育成のために新商品開発・新技術開発・需要開拓事業や省資源対応への積極的な支援体制の確立が必要です。

<工業団地の活力向上と企業立地の促進>

製造業の従業者の数が減少傾向にあり、その他の産業についても、少子高齢化や人口減少の進行による労働力の低下が懸念されます。安定した雇用構造を構築するためには、バランスのとれた多分野にわたる企業の立地が必要となります。

公益社団法人湖南工業団地協会*とは連携を密にし、スマートコミュニティ構想³³などを検討しています。また、工業振興を図るためには、目まぐるしく変化する経済を捉え、社会ニーズに合致した成長産業や地域の産業構造にふさわしい産業を見極めることが重要となっています。今後は、魅力ある工業の振興方策を提示することによって成長産業の集積を図るとともに、新規起業者の誘致を図るため、企業にとって活用しやすいしくみが必要です。

新規の企業立地の促進を図るためにも、企業の立地に適した用地の確保が必要です。

工業団地に立地している企業の多くは、建物や設備の更新時期に差し掛かっており、市内における移転場所の確保や企業が有する課題への対応により、企業の市外転出を防止する必要があります。

³² 産学交流…新技術の研究開発や、新事業の創出を図ることを目的として、大学などの教育機関・研究機関と民間企業が連携すること。

³³ スマートコミュニティ構想…電力供給の安定性を提供するスマートエネルギーシステムを構築し、その事業性を評価することを目的とした構想。

公益社団法人湖南工業団地協会*では、環境対策として「排水管理センター」が置かれ工場排水が常に法定基準が守られているかを定期的に分析検査するなど自主管理されており、これらへの支援とともに、専門機関と連携してゼロエミッション³⁴企業の育成のための啓発と支援に努める必要があります。

●産業別工場数・従業者数・製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

区 分	工場数（件）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
総 数	189	10,244	45,911,638
食 料 品	4	470	2,412,182
飲 料 ・ 飼 料	3	208	672,755
繊 維 工 業	4	34	34,109
木 材 ・ 木 製 品	1	46	X
家 具 ・ 装 備 品	5	128	255,512
パ ル プ ・ 紙	8	259	1,085,576
印 刷	3	38	X
化 学 工 業	9	542	3,500,386
石 油 ・ 石 炭	2	66	X
プ ラ ス チ ッ ク	30	1,685	6,681,864
ゴ ム 製 品	2	36	X
皮 革	-	-	-
窯 業 ・ 土 石	18	1,202	5,296,341
鉄 鋼 業	6	785	4,068,595
非 鉄 金 属	3	45	212,487
金 属 製 品	39	1,353	4,561,694
は ん 用 機 械	9	1,051	6,709,365
生 産 用 機 械	16	404	811,064
業 務 用 機 械	2	226	X
電 子 ・ デ バ イ ス	2	158	X
電 気 機 械	6	413	1,402,279
情 報 通 信 機 械	-	-	-
輸 送 機 械	15	1,074	6,237,000
そ の 他	2	21	X

資料：工業統計調査（平成25年（2013年）12月31日現在）

X：秘匿数字

³⁴ ゼロエミッション…産業活動から排出される廃棄物などすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方。

施策

1 魅力ある工業の推進

- 商工会、公益社団法人湖南工業団地協会*、工業会など各種関係機関との協力体制を強化し、これら団体に属する各企業との連携を図ります。
- 成長産業の育成を見据え、本市の産業が有する強みや課題を踏まえて、工業振興のための構想・計画を関係機関と協力して策定・推進します。また、湖南省内陸型国際総合物流ターミナルや産業団地などの早期実現をめざします。
- さらなる企業誘致の促進や新規起業者の誘致を図るために、企業にとって活用しやすい支援制度やしくみを構築します。
- 市内の産業が経済のグローバル化*に対応し、全国の特色ある産業に対抗するための人材育成や雇用確保の支援に努めます。
- 企業のニーズと大学のシーズのマッチングなど産学連携の機会を創出し、新商品開発・新技術開発・環境対応などを促進するとともに、異業種連携の機会の創出による需要の開拓や資本提携などを促進し、産業の競争力を強化します。

2 新規産業の誘致と産学官の連携

- 既存の企業集積との関連や今後の成長分野を踏まえながら、幅広い雇用、就労ニーズに応えることのできる企業誘致を進めます。また、各種研究施設や経済団体などとさらに連携を密にして、雇用機会の増加に努めます。
- 公益社団法人湖南工業団地協会*などと連携を深め、スマートコミュニティ構想の実現などによって、魅力あふれる産業集積拠点としての工業団地発展をめざします。
- 企業誘致については、各種の制度を活用しながら、市内に立地している企業の有する課題などを見据え、独自の支援策を構築します。また、産業立地に適したエリアを中心に、産業集積の実現に努めるとともに、企業誘致策の充実を図ります。
- 環境配慮型、エネルギー循環型、物流効率型などのテーマを持った新たな産業団地をめざし、企業のサプライチェーン*を下支えする創業環境を整えることによって、企業の市外転出の防止と企業進出を促進します。
- 企業立地や企業移転に不可欠な用地の確保を図り、めざすべき産業構造をより具体化するために新たな産業団地構想を検討します。また、産業団地の実現を図るために支援策の構築や関係機関との連携に努めます。

- 県工業技術支援センターや大学の研究施設との連携により、技術の向上や新規産業の立地支援など、産学官が一体となって本市の特性にあった産業振興施策の実施に努めます。

3 地場産業の振興

- 既存企業など民間の技術力や資本の活用、伝統工芸会館や道の駅・市民産業交流促進施設（物産館）などを通じた伝統工芸の魅力発信、新たな特産品づくりと産地の形成を図るとともに、地域内における経済循環をめざし活力ある地場産業を育成していきます。
- 新たな産地形成の支援については、県補助制度などの活用によって地場産業振興を図ります。

4 周辺環境に調和した工場整備

- 「湖南省景観条例」や「工場立地法」に基づいた景観や緑地の確保など周辺環境との調和に配慮した企業活動の啓発と支援に努めます。
- ISO*、エコアクション 21³⁵などの環境マネジメントシステムの認証取得への情報提供と支援に努めます。
- 公益社団法人湖南工業団地協会*や専門機関などと連携することによって、「排水管理センター」をはじめとする環境に関する取り組みやゼロエミッション企業など、環境調和型産業の育成に向けた情報共有に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 地元企業への就業に努めましょう。
- 地場産品に対する誇りを持ち、できるだけ地場産品・製造品の購入に努めましょう。
- 地元企業のモノづくりに関心を持ちましょう。

³⁵ エコアクション 21…環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムとして、環境省がISO*規格をベースに策定した環境経営システムのこと。

6. 雇用の促進と勤労者福祉の充実

現状と課題

<企業内人権啓発と安定雇用の促進>

本市では、企業の社会的責任（CSR³⁶）と就職の機会均等に基づく適正な採用選考、就職困難者などの雇用、学卒者の進路保障、企業内におけるあらゆる人権問題について、企業自らが主体的に人権尊重の取り組みを推進するよう「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」を設置しました。市内企業・事業所で組織する「湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会」において自発的に啓発および研修の実施に取り組んでいます。

また、「湖南市障がい者就労情報センター」では、就労情報コーディネーターが障がい者などの就労に関する相談に対応し、就労支援関係機関と連携して安定雇用を促進しています。さらに、福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対する就労支援のため、平成 24 年（2012 年）にハローワーク甲賀の機関として「チャンスワークこなん」を設置し、職業相談から職業紹介までを行っています。

地域総合センターにおいても就労相談員を配置し、就労相談を実施しています。

雇用促進のためには、学校、企業、市、職業安定所の連携体制の確立とともに、企業に対して雇用条件の改善などの啓発、就職困難者などに対する就業対策の充実を図る必要があります。

<勤労者福祉の充実>

勤労者福祉施設を中心として、市民や勤労者の交流を促進するとともに、女性の自立および社会参加の促進、青少年の健全な育成と労働生産性の向上に資するため、サークル活動場所の提供や教養講座などの開催を実施しています。また、レクリエーション活動などを実施し、勤労者の余暇活動に供するとともに、資質の向上に努めています。

また、甲賀広域内に有する中小事業所に従事する勤労者および事業主の福利厚生増進を図るため「甲賀広域勤労者互助会」を組織し支援しています。

³⁶ 企業の社会的責任（CSR）…企業の活動に社会的公正や倫理、環境への配慮を取り入れ、消費者、従業員、地域社会に対し、責任ある行動をとるという考え方

施策

1 就労支援の推進

- 就職困難者に向け「チャンスワークこなん」において、就労支援を進めるとともに雇用促進に努めます。
- 就労相談などを通じ、就職困難者などに対する就業支援を進めます。
- 雇用機会の提供と就労支援の推進を望む住民が多いことから、安定就労に向けた取り組みを進めます。
- 「生活困窮者自立支援法」を十分活用しながら、各地域総合センターと障がい者就労情報センターなど関係機関との連携を密にし、多方面から支援できる体制を整えます。

2 勤労者福祉の充実

- 勤労者福祉の増進を図るための福利厚生事業や、働きやすい環境整備に努めます。

3 企業内人権啓発の推進

- 企業内の同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について「湖南市企業事業所同和・人権啓発基本方針」や事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による啓発および研修の実施に取り組んでいきます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 互いの人権を尊重し、差別のない職場づくり、地域づくりを実践しましょう。
- サークル活動や教養講座に参加するなど、勤労者福祉施設を積極的に活用し、余暇の充実、社会参画、資質の向上に努めましょう。



就労相談



事業所内公正採用選考・
人権啓発推進班員による啓発活動

7. 商業の振興

現状と課題

商業については、市全体の事業者数、従業者数、年間販売額は、いずれも減少傾向にあり、特に、年間販売額は直近と比べ大きく落ち込んでいます。

既存商店街は小規模な個人経営の店舗が多く、集客力が低下しているほか、後継者不足による空き店舗の増加により商店街の活気が失われている状況です。

今後、商工会と連携し、空き店舗対策などとともに、異業種との連携事業や観光情報の発信など機能複合的な施設により、賑わいあるまちづくりに取り組む必要があります。また、地元商業団体への支援の強化とともに、後継者、人材の育成、交流拠点の整備など、地域に密着した商業サービスの展開を促進し、高齢社会に対応した消費者が満足できる商業振興を図る必要があります。

● 商店数・従業員数・年間販売額

年	商店数（件）			従業員数（人）			年間販売額（万円）
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
平成 14 年	462	82	380	3,172	632	2,540	7,108,325
平成 16 年	462	83	379	3,133	592	2,541	8,582,513
平成 19 年	431	72	359	3,118	613	2,505	7,347,166
平成 21 年	489	109	380	4,277	1,024	3,253	-
平成 24 年	321	73	248	2,430	476	1,954	5,419,200

資料：商業統計調査（平成 14 年（2002 年）・16 年（2004 年）・19 年（2007 年）：6 月 1 日現在、平成 11 年（1999 年）：7 月 1 日現在）

飲食店は除く

平成 16 年（2004 年）調査は、事業所・企業統計調査、商業調査、サービス業基本調査の同時調査による簡易調査

平成 21 年（2009 年）調査は経済センサス-基礎調査、平成 24 年調査は経済センサス-活動調査による

施策

1 魅力ある商業の推進

○既存商店街と大型店舗がそれぞれの特性を生かしあった商業・サービス機能の集積充実を図ります。

○市民にとって身近な既存の商店街については、空き店舗の活用や旧東海道の歴史的環境などを生かした個性ある商店街づくりを進め、イベント開催など、市民交流・情報交換の場づくりを推進します。

- 商工会をはじめとする各団体などと連携をし、事業を進めるために、国や県と協力して、各商店街の個性を生かした商店街づくりを進めます。
- 専門性と個性あふれる魅力ある商業振興をめざし、構想・計画を立案するとともに、市民と商業者、関係機関の協働による取り組みを進めます。
- 石部駅、甲西駅、三雲駅の三駅周辺においては、地域性に応じた土地利用の誘導を図ります。
- 国道 1 号バイパスと県道が交差する広域交流拠点付近では、交通の要衝としての立地ポテンシャルを踏まえ、周囲の自然環境および周辺景観との調和を図りながら、利便性の高い沿道サービスなど、土地利用の整序を図ります。

2 複合販売施設の整備

- 異業種交流の推進により新たな特産品開発の支援に努めるとともに、消費者ニーズの多様化に対応できる6次産業化*を進めます。
- 「生産者の顔が見える」農産物などを取り扱う交流拠点施設（道の駅・市民産業交流促進施設（物産館）など）の整備により、地元の農産物や特産品、伝統工芸品の販売や体験が実施できるようにします。また、道路利用者や地域の人々のため、道路・観光・地域情報など、多様な情報の提供を図ります。

みんなで進める身近な取り組み例

- 日々の暮らしにおいて、地元消費に心がけましょう。



伝統工芸（下田焼）

8. 観光の振興

現状と課題

<観光情報の発信>

本市には、国宝の建造物を持つ湖南三山の常楽寺、長寿寺、善水寺をはじめとする数多くの歴史的遺産やうつくし松などの自然遺産のほか、四季を通じた各種イベント・歳時記、伝統工芸などの文化的遺産があり、これまで観光パンフレット、観光案内板、標識、インターネットなどで情報発信してきました。

また、自然に親しむレクリエーションモデル事業の推進における指導者や中高生を対象とした観光ボランティアの講座を開催するなど後継者の育成を行っています。

<観光施設などの周辺環境整備>

観光客の受け入れ体制の充実を図るために湖南三山などの観光施設を結んだルートを設定するとともに、うつくし松の周辺環境整備をはじめ、磨崖仏不動明王、十二坊温泉ゆららへの連絡道路の整備など、各観光施設周辺の利便性を高める必要があります。

旅行業者や観光協会などと協力して市外・県外からの観光客を誘致しています。また、市内全体を観光地としたモデルコースの設定、観光案内看板の整備とともに、ハイキングマップも作成しています。今後、ハイキングコース全体の案内板やガイドマップの表示、統一した観光案内板の設置などによる情報提供に努めるとともに、観光施設周辺の環境保全対策や駐車場などの整備を進める必要があります。

<十二坊温泉ゆららの活性化>

市民の健康増進と交流の促進および地域文化の振興を図ることを目的にオープンした十二坊温泉ゆららについては、オープン初年度（1999 年度）の利用者数は年間約 20 万人でしたが、その後は年々減少傾向にありました。しかし、指定管理者制度による自主事業で行っているオートキャンプ場の開設などにより、近年は増加しつつあります。

地元的新鲜野菜や加工品などを提供するため、農産物直売所の開設や露天風呂の増設など機能、施設の充実を進めており、今後は、利用者増に向けて魅力的なイベントの実施やPRの強化を進める必要があります。

<特産品販売拠点の整備>

十二坊温泉ゆららなどで特産品を販売し、激辛サミットなどにより、特産品の開発にも取り組んでいます。

観光客の多様なニーズに対応できるよう、観光情報の発信や地元の農産物や特産物、伝統工芸品の販売や体験の場を提供する複合的な拠点施設が必要です。

<伝統工芸の振興>

近江下田焼や近江木綿正藍染めなどの伝統工芸があり、いずれも後継者不足による製法技術などの継承が困難な状況にありましたが、近江下田焼については後継者の育成を進めています。今後は湖南市の魅力を高めるこれら伝統工芸の振興を図るために、体験の場づくりや後継者の育成支援などに努める必要があります。

<交流・イベントの推進>

広域観光交流については、近隣市町との連携によるびわこビジターズビューローのホームページに参画するなどの交流とともにスタンプラリーなどの誘客事業についても連携して取り組んでいます。

イベントの推進については、さくらまつり・夏まつり・東海道石部宿まつり・あげあげサミットなど、実行委員会組織が主催するもののほか、市民参加型のイベントなどにおいて、時代のニーズに応じることのできるプロデュースのしくみづくりや自然を生かした四季折々のイベントについても積極的に推進する必要があります。

現在、フェイスブックなどのSNSを利用した情報交流を行っています。

また、地域の活性化に寄与できるよう、既存の伝統工芸品や特産品、観光地を熟知した観光ボランティアガイドを育成し、市内来訪者の受け入れ体制の整備を行う必要があります。



常楽寺

施策

1 観光情報の発信

- まつりや歴史、伝統文化など、地域固有の情報を積極的に発信するため、図書館・まちづくりセンター・文化ホール・さらに市内の商店などと連携します。
- リピーターの定着と滞在時間を長くするための情報や、今後増加が期待される外国人観光客に対応した情報などについて、インターネットを含めた多様な発信手段を活用するとともに、広域交通が交差する地域や駅、商店街などへの観光情報発信拠点の整備や近隣に立地する大規模集客施設との連携による誘客を進めます。
- 各種団体と連携して、地域の観光資源を発掘し、情報を発信していきます。
- 地元の農産物や特産物、伝統工芸品の販売や収穫・制作体験および本市の多様な情報を提供する道の駅・市民産業交流促進施設（物産館）を整備します。

2 観光ルートの整備

- 市外からの来訪者を増やすため、旅行業者などとの連携および近隣市町との観光ネットワーク、広域観光ルートの整備を推進します。
- 「おもてなしの心」と観光客のニーズに対応したサービスを提供するため、観光協会などとの連携により、観光業関係者を対象としたセミナーの実施に努めます。
- 観光資源・湖南の三駅や宿泊施設をつなぎ、ハイキングコースや旧東海道などの歴史的な道を活用した観光モデルコースの形成を進め、市内循環バスを活用したネットワークなどによる観光アクセスの充実に取り組みます。
- 景観と調和した統一的な案内板整備、観光地の説明看板などの整備のために観光協会などと連携して観光調査を実施するとともに、観光施設整備計画の立案に取り組みます。

3 十二坊温泉ゆららの活性化

- 指定管理者制度や民間活力の活用により十二坊温泉ゆららの活性化を図ります。
- 観光協会など関係機関との連携により、湖南三山のひとつ善水寺など周辺資源の活用を含めて観光コースに位置づけ、地域の情報発信の拠点として活用を促進します。

4 特産品・地場産品の振興

- 商工会や観光協会などと連携し、魅力ある特産品・地場産品の継承と普及に努めるとともに新しい特産品の開発を進め、これらを地域ブランドとして、観光施設などにおいて販売できるよう検討します。
- 地元の農産物や特産物、伝統工芸品の販売や収穫・制作体験および本市の多様な情報を提供する道の駅・市民産業交流促進施設（物産館）を整備します。

5 伝統工芸の振興支援

- 湖南市の魅力を高める近江下田焼や近江木綿正藍染めなどの伝統工芸の振興を図るため、後継者の育成支援とともに、情報発信や販売拠点などの整備、観光客を対象とした体験の場づくりに努めます。

6 イベントの運営支援

- 環境や健康などの新しいテーマのイベント企画・運営を支える市民の参加を募ります。
- 自然・歴史・文化などの地域固有の資源を生かし、各種団体や市民との協働により幅広い年齢層の人が参加できるイベント開催に努めます。

7 観光交流ネットワークの推進

- 市民と観光協会、商工会などの各団体との連携による観光ネットワークの確立を図り、交流人口増加をめざした取り組みを進めるとともに交流・体験できる施設づくりを検討します。
- 農業・商工業関係団体との連携による体験交流型の観光メニューづくりに取り組むとともに、近隣市町との広域観光の連携体制の強化に努めます。
- 地域住民が身近な地域資源を知り、誇りを持てるよう情報提供や学習機会の充実に努め、観光ボランティアの育成のために中高生を募集し、さらに増員を図ります。
- インターネットやCATV、フェイスブックなどのSNSを含む多様なメディアを活用した情報交流ネットワークづくりに努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 地域のイベントや祭事に積極的に参加しましょう。
- 観光客へのもてなしなど積極的な交流に努めましょう。
- 地元の伝統工芸に関心を持ち、その魅力にふれあいましょう。
- 観光ボランティアや地域間交流活動への参加、協力しましょう。
- 地域の情報を様々な手法で発信しましょう。

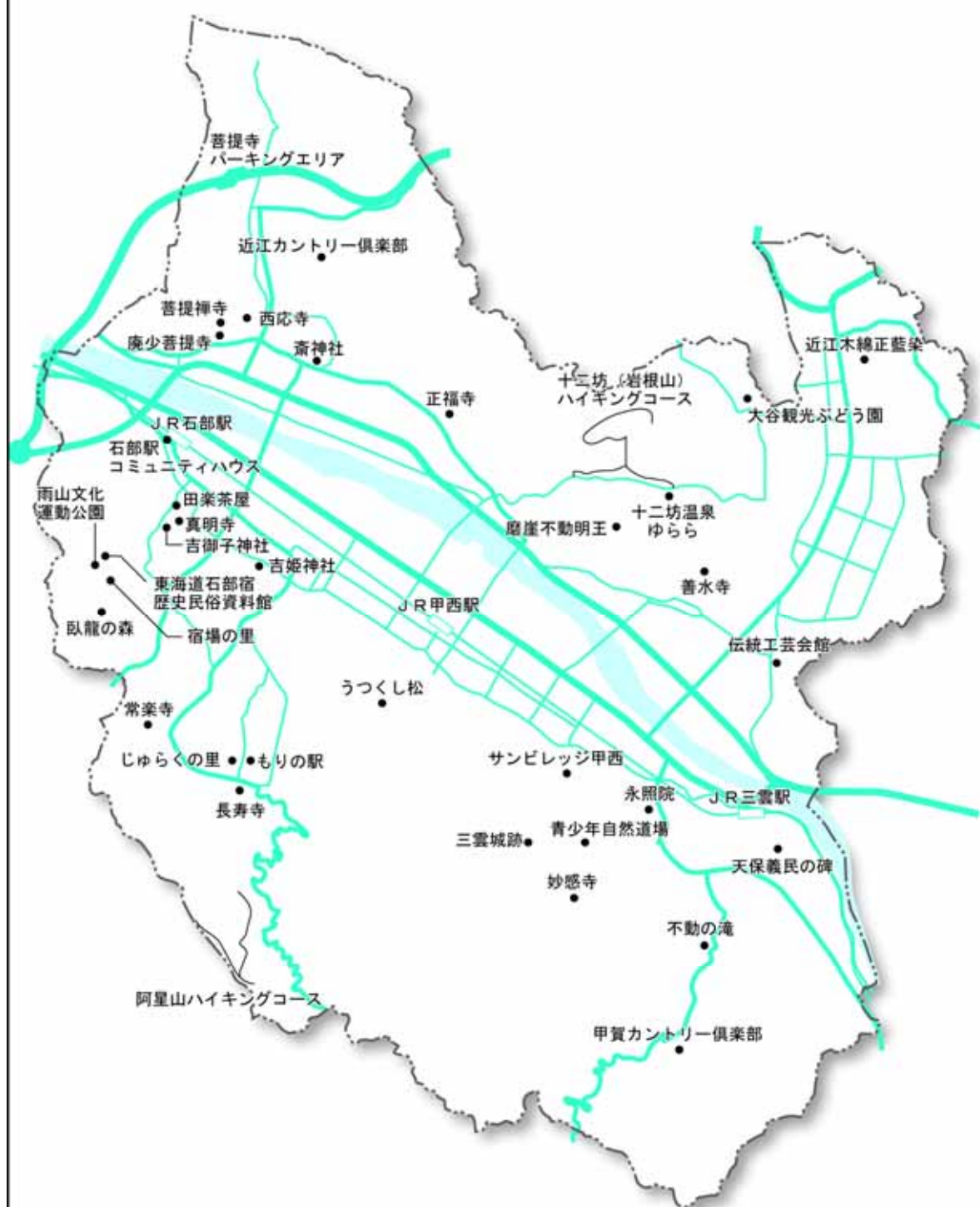


十二坊温泉ゆらら



観光ボランティアガイド

主な観光施設分布図



ともにめざす目標指標

第3章 活気あるまちをつくろう

施 策	指 標 名	現 況	目 標	備 考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
市街地・住環境の整備	地籍調査*推進率	17.50%	20.00%	
道路網、河川の整備	市道の整備延長	316,090m	319,176m	
	老朽化橋梁の点検数	14 橋	199 橋	
公共交通の充実	コミュニティバス乗客数	317,000 人	322,000 人	
農林業の振興	担い手への農地(水田)集積率	46%	50%	
	森林経営計画などの施業面積	3,212ha	4,000ha	
工業の振興	製造品出荷額	4,422 億円	5,000 億円	
雇用の促進と勤労者福祉の充実	有効求人倍率(甲賀圏域)	1.05	1.08	
商業の振興	卸売業・小売業の年間販売数	541 億円	700 億円	
観光の振興	観光入込客数の増加	414,800 人	450,000 人	

「」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第1章
みんなで共に進める
しくみをつくろう

第2章
うるおいのあるまちをつくらう

第3章
活気あるまちをつくらう

第4章
ほっとする暮らしをつくらう

第5章
いきいきとした暮らしを
つくらう

第6章
明日を拓くしくみをつくらう

第7章
人と地域とまちが輝く
3つのプラン

第4章

ほっとする暮らしをつくらう

～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～

1. 健康づくりの推進

現状と課題

<健康づくりの推進>

平成19年度(2007年度)に策定した「健康こなん21計画・食育推進計画」に基づいて、健康寿命^{*}を延伸するための方策に取り組んできました。平成25年度(2013年度)には「健康こなん21計画・食育推進計画」の中間評価を実施し、健康づくり対策の推進に資する情報を得て、今後の対策に反映しています。生活様式の変化や現代社会のストレスにより、うつ病などの精神疾患やがん、心臓病などの生活習慣病が増大し健康課題となっています。

また、健康維持のための啓発については、今後も健康に関する正しい情報提供の継続・強化に努める必要があります。喫煙率は低下していますが、運動や食生活、休養・こころの健康については改善されていない傾向にあるため、日頃の生活習慣を変えていくための意識啓発や支援が重要です。

市民の主体性を重視した健康づくりを支援するため、健康まつりや広報、ホームページ、湖南タウンメールによる情報提供とともに、健康教育や健康相談、訪問などにより健康を自己管理するための支援を実施しています。

さらに、健康診査データを分析・活用した保健事業の推進や健康診査後の生活習慣改善に向けての支援方法の検証などの課題があります。

施策

1 市民の自主的健康づくりの推進

- 市民一人ひとりの自主的な健康づくりを本市全体で取り組む健康づくり(ヘルスプロモーション³⁷)へと推進するため、「健康こなん21計画・食育推進計画」に掲げられた領域ごとの目標および基本理念の実現に向け、家庭・地域・学校・企業・行政が一体となって進めます。

³⁷ ヘルスプロモーション...世界保健機関が「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義している考え方。これからの健康づくりは、自らの健康に積極的に関心を持ちながら行動する個人と、社会全体や地域社会がそれぞれに取り組み、支援しあうことが大切としている。

- ロコモティブシンドローム³⁸に関する認知度を高めるとともに、日頃から意識的に運動できるよう啓発活動に取り組みます。
 - 健康推進員と連携しながら小・中学校のふれあい食育教室などで、朝食の重要性など子どもの頃から望ましい食習慣を身に付けることができるように啓発していきます。
- 心の健康保持・増進のため、ストレスへの対処法などに関する正しい知識の普及や、悩んだときに気軽に相談できる窓口の整備に取り組みます。

2 健康に関する正しい情報提供

- 健康維持・増進のための啓発として、広報・ホームページ・湖南タウンメールなどによる正しい情報提供を図ります。
- 健康づくり湖南推進協議会や健康推進員協議会などを中心に、健康まつりなどイベントの定期的な実施を進めます。
- 市のホームページや湖南タウンメールなどを通じて各種感染症の流行の状況や予防などに関する情報の発信に努めます。

3 保健事業による健康づくりへの支援

- 自分の健康状態を知り、健康の大切さに気づくうえで重要な健康診査、検診について、がんのセット検診³⁹や託児日などを増やして市民が受診しやすくわかりやすいものにします。病気の予防のため、予防接種（ワクチン接種）の対策を推進します。また、対象者の早期把握と対応のため医療機関との連携に努めます。
- 健診結果について、生活習慣改善などの行動につながるものとなるよう工夫するとともに、健診後のフォローとなる各種教室について、参加しやすく、個人の目標に沿ったもので評価を伴うものにしていきます。このため、市民にとってわかりやすいプログラムを作成し、教室などにおいて活用し問題の共有化に努めます。

³⁸ ロコモティブシンドローム…骨、関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動器の働きが衰え、要介護や寝たきりになる危険が高い状態。

³⁹ がんのセット検診…男性は3検診（胃、肺、大腸）、女性は4検診（胃、肺、大腸、乳）を半日（午前）で受けられる。

みんなで進める身近な取り組み例

- 自分の健康は自分で守る意識を高め、生活習慣改善へのきっかけとして健康診査を積極的に受診しましょう。
- 運動を心がけ、野菜を多くした栄養のバランスが偏らない食事をしましょう。
- アルコールは控えるようにしましょう。
- 禁煙・分煙をしましょう。
- 日頃から睡眠を確保し、リフレッシュを心がけ、心身の休養をとりましょう。



保健事業で実施しているラジオ体操第 3

2．医療の充実

現状と課題

< 医療の充実 >

本市には現在4診療所の公的医療機関があり、それぞれが地域の公的高度医療機関および民間医療機関との連携のもとに地域医療を推進しています。

広域で運営する公立甲賀病院は平成25年度（2013年度）に移転し、健診センター・集中治療室・緩和ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟が新設されました。

設備の整った大病院指向が高まる一方で、地域に密着した初期診療医療の重要性も高まってきており、市民が安心して医療サービスを受けられる「かかりつけ医」の定着、地域医療機関の適切な役割分担と機能の相互連携の推進による総合的な医療体制が求められています。

施策

1 地域医療体制の強化

- 公立甲賀病院については甲賀広域における中核病院*としての役割を担っていきます。
- 市外高度医療機関を含めた地域医療のネットワーク化、一次医療から三次医療まで対応できる救急医療体制、大規模災害に対応できる広域災害救急医療体制の整備など、地域医療機関の適切な役割と在宅医療との機能連携によって、地域包括ケア*の充実を図ります。
- 公的医療機関については、継続した経営改善を図ります。

2 人権尊重の視点にたった保健・医療の充実

- 市内の医療機関とも連携しながら、人権尊重を重視して適切な保健・医療が受けられるように推進していきます。
- 公的医療機関では人権尊重意識の向上のため病院全職員研修および院内代表者会議内でも議題に挙げるなど、適切な医療が受けられるように努めていきます。

第1章
みんなで共に進める
しくみをつくらう

第2章
うるおいのあるまちをつくらう

第3章
元気あるまちをつくらう

第4章
ほっとする暮らしをつくらう

第5章
いきいきとした暮らしをつくらう

第6章
明日を拓くしくみをつくらう

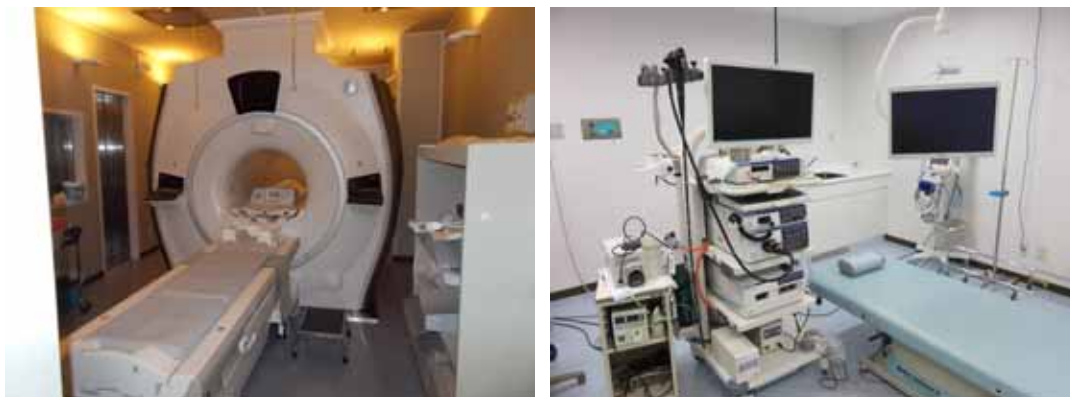
第7章
人と地域とまちが輝く
3つのプラン

みんなで進める身近な取り組み例

- かかりつけ医、かかりつけ薬局を持つようにしましょう。



公立甲賀病院



公立甲賀病院の高度医療機器

3．子育て支援の充実

現状と課題

< 子育て支援の推進 >

急速な少子化の進行は、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。国においては平成 24 年（2012 年）8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度（2015 年度）から「子ども・子育て支援新制度」が実施されています。本市においても平成 26 年度（2014 年度）に子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

少子高齢化など子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けており、これらの社会情勢に対応し、時代に即した子育て支援を計画的に推進していく必要があります。

< 地域で支えあう子育て支援 >

2 か所の子育て支援センターで、育児相談や講演会、親子で遊ぶイベントや子育てサークルの育成・支援に努めています。今後、子育て支援センターにおける相談・指導体制のより一層の充実により、子育てに対するさまざまな悩みや不安が解消できるように努める必要があります。

また、多様化する子育て支援に対するニーズへの対応として、地域との連携のもと育児援助を受けたい人と育児援助を行いたい人が会員となり、会員相互で援助しあう湖南市ファミリー・サポート・センター事業や、地域の子育て支援の拠点として設置しているつどいの広場において、育児・保育に関する相談や支援、また保護者の情報交換の場の提供を行っています。

また、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、予防接種などの母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などの充実が必要です。

児童虐待については、湖南市要保護児童対策地域協議会において協議し、支援の方向性を確認しています。虐待の予防や早期発見について、地域の主任児童委員などとの連携により地域での見守り体制を整えとともに、毎年 11 月の児童虐待防止月間には広報や街頭啓発を実施しています。

< 保育サービス >

平成 28 年（2016 年）4 月に開園の認定こども園^{*}、公立と私立の認可保育園があり、各保育園では地域の保育ニーズに対応するため乳児保育や障がい児保育を、私立保育園では上記に加え延長保育、休日保育などを実施しています。また、一部の認可保育園では未就園児を対象とした一時預かり保育を実施しています。

第1章
みんなで共に進める
しくみをつくらう

第2章
うるおいのあるまちをつくらう

第3章
活気あるまちをつくらう

第4章
ほっとする暮らしをつくらう

第5章
いきいきとした暮らしを
つくらう

第6章
明日を拓くしくみをつくらう

第7章
人と地域とまちが輝く
3つのプラン

少子化といわれるなかでも、市内での保育園入園希望児童は年々増加し、特に0～2歳の低年齢児については近年増加傾向が著しい状況にあります。今後、多様な保育ニーズに対応できるよう、民間活力の活用も含めて保育サービスの一層の充実を図っていくとともに、子育て経験者などが潜在的に持っている資源を積極的に活用しながら、働いていても安心して子育てできるまちづくりを進めていく必要があります。

<学童保育>

保護者の労働などにより、放課後、家庭において保護を受けることのできない児童に対し、各小学校区単位で学童保育を実施しており、その運営を指定管理者制度によりNPO*法人や運営委員会または保護者会で行っている公設学童保育所9か所と、私立学童保育所1か所の計10か所があります。学童保育への需要は年々高まってきていることから、施設面では児童のためのゆとりあるスペースの確保や安全確保を、「湖南省放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて保育環境の整備に努めています。

<ひとり親家庭への支援>

ひとり親家庭（母子・父子家庭）については、精神的・経済的負担を感じている人が多いことから、ひとり親応援手当や児童扶養手当の支給や学童保育所利用料金の一部助成などにより経済的な支援を実施しています。

今後、ひとり親家庭福祉推進員を中心として、ひとり親家庭への相談対応の充実や自立支援プログラム策定員による就労支援を積極的に行うとともに、親子交流の場づくりなどの取り組みを充実する必要があります。

施策

1 子育てに関する相談体制と情報提供の充実

- 地域の子育て家庭のさまざまな悩みや不安の解消を図るため、子育て支援センター・保育園・幼稚園・学校などにおける相談体制の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、身近な地域で親子同士が交流し、情報交換できる場や子育てに関する情報提供の充実を図ります。
- 子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭での子育て力の向上を図ります。

2 地域の支えあいによる子育て支援の充実

- 子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向け、子育てを支援する担い手の養成やボランティアなどの自主的な活動への支援を行い、地域との協働による子育て支援に取り組みます。
- 地域全体での子育て支援機能を充実させるため、市民の子育てに関する知識や経験、高齢者の有する文化や技などを活用することで、地域の子育て支援の力を高めるとともに、湖南市ファミリー・サポート・センター事業の周知を図ります。
- 地域における自主的な子育て支援活動の交流・連携を進め、市内の子育て応援ネットワークの充実を図ります。

3 保育サービスの充実

- 保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園*の普及を進めるなど、質の高い教育・保育にもとづく、地域子ども・子育て支援事業を提供します。
- 子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む保育内容の充実とともに、保育園と幼稚園、小学校との交流や連携を推進し、就学前教育の充実に努めます。
- 施設・設備や遊具、図書などを計画的に充実し、豊かな心を育む保育を推進します。また、防災・防犯などの観点から安心・安全の確保を図ります。
- 家庭支援推進保育事業*に取り組み、各保育園や幼稚園、認定こども園*の職員研修で研究を深めながら、他人を思いやり、人の痛みを共感できる心を育てる人権・同和保育に努めます。

4 学童保育の充実

- 児童が安心して過ごせる環境を確保し、健全な育成が図れるよう、保護者や関係者などの要望を把握しながら、学童保育所の運営体制や受け入れ体制の充実に努めます。
- 学童保育所指導員への研修の機会を確保し、指導力や資質の向上を図るとともに、活動内容の充実に努めます。

5 安心できる出産と子どもの成長への支援

- 安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制とともに、保育園や子育て支援センター、電話相談などにおいて子育てや子どもの健康に関する相談や情報提供の充実を図ります。
- 妊婦健診や、産後健診・子どもの1か月児健診費用の助成などにより、疾病の早期発見の機会を逃すことなく、より安心して子育てできる環境を整えます。
- 乳幼児期から望ましい生活習慣が定着し、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの発達段階に応じた「食」、「生活リズム」、「発達」などに関する指導や情報提供を進めます。

6 児童虐待防止への取り組みの推進

- 児童虐待については、湖南省要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議や広報などの機会をとらえ、住民や関係機関に早期通告（相談）の啓発を引き続き実施し、虐待のないまちづくりに向けた取り組みを推進します。
- 虐待を予防するため、育児に不安を感じたり孤立することがないように子育て支援センターなどにおける相談や交流事業の実施、子育てサークルとの連携や訪問事業を通じて地域における子育て支援体制の充実を図ります。

7 経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援

- 経済的負担の増大が少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、子育て家庭の医療費や教育費などの経済的負担軽減のために、保育や教育、医療などにかかる各種助成制度の普及促進や充実を図ります。
- ひとり親家庭が孤立することなく経済的基盤の確立やそれぞれの事情に応じた支援施策、および関係機関へ適切につないでいく相談機能の充実を図ります。

みんなで進める身近な取り組み例

- 子育てをみんなで応援する地域を築きましょう。
- 子育ての悩みを抱え込まず、保育園やつどいの広場などの子育て支援施設や身近な人に相談しましょう。
- 子どもの様子などから何か変化に気づいたときは、速やかに家庭児童相談室や保健センターなどに相談しましょう。



子育て支援センターでの活動

4 . 障がい者の自立支援の充実

現状と課題

< 障がいに対する理解の促進 >

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 25 年（2013 年）6 月に成立しました。だれもが地域で自立して暮らせる社会をつくることをめざすノーマライゼーション⁴⁰の理念、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を広めるため、研修などを通じた学習および広報・啓発活動が必要です。また、近隣の人々が障がい者と交流を持つ機会をつくりだす必要があります。

< 権利擁護 >

平成 24 年（2012 年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障がい者虐待の通報が義務づけられたことから虐待防止対策の充実が必要になっています。

平成 25 年（2013 年）に甲賀・湖南成年後見センター「ぱんじー」を設立し、成年後見制度に関する情報の提供や相談、手続きの支援を行っています。障がいのある人がトラブルに巻き込まれることなく安心して日常生活を営むために、各種サービスを利用する際の相談、助言、預貯金などの管理や利用手続きなどの支援が必要です。

< 生活支援サービスの充実 >

多くの障がい者が、暮らしたい場所として自宅を選んでおり、生活スタイルにあわせた多様な暮らし方が地域でできるよう、個性と自己選択を尊重した支援体制と、自立した地域生活の充実に向けて教育・福祉・保健・医療・就労が連携した質の高いサービスの提供が求められています。

しかし、利用者のニーズが多様化・増大化するなか、居宅介護などの訪問系サービス提供事業所のサービス量には限界があり、ニーズを受けきれない状況になっています。また、重症心身障がい者*の日中活動の場所がなかったり、特別支援学校や特別支援学級の卒業者の進路先の一つである福祉的就労支援事業所、地域での暮らしの場となるグループホーム*が不足しています。

障がい児保育については、障がいの程度の幅は広く、重複障がいの子どもの多い状況ですが、加配保育士の配置や職員の特別支援教育に関する研修会への参加

⁴⁰ ノーマライゼーション…障がい者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な状態であるという理念。またそうした理念実現のための活動や施策、運動。

などにより、特別な支援を要する児童一人ひとりの特性に応じた支援を行っています。また、多動性・衝動性のある子どもや自閉傾向のある子どもが増加しており、集団の中での対応が難しい状況です。このため、発達特性についての理解促進、専門性の向上を図る必要があります。さらに、障がいのある子どもの保護者の中で、発達支援だけではなく生活支援の必要なケースが増加しており、関係機関が連携しながら取り組む必要があります。

< 社会参加の支援 >

雇用の分野における障がい者に対する合理的配慮の提供義務を定めた「改正障害者雇用促進法」が成立しましたが、雇用情勢が厳しいなか、障がい者雇用に対する企業の理解を得ることが難しいため、障がい者の適性と能力に応じた雇用・就労が進みにくく、福祉的就労支援事業所の利用者が増えています。地域で障がい者が働き、暮らしていくには地域の支えや理解が必要です。このため、平成21年（2009年）7月に湖南省障がい者就労情報センターを立ち上げ、「顔の見える」身近な地域の情報拠点として障がい者の働く場の拡充を図り、就労相談の窓口として就労情報コーディネーターも配置しています。また、障がい者就労情報センター内に、平成24年（2012年）3月からハローワーク甲賀の機関として設置した「チャンスワークこなん」に就職支援ナビゲーターが常駐し、企業への障がい者雇用に対する理解と雇用の促進を図っています。

また、社会参加に欠かせない移動支援については、定期的な外出をする人のニーズに応えられる制度はなく、外出支援のための制度の検討が必要です。

障がいの有無にかかわらず、生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動などをともに楽しむ機会の提供も大切です。現在、障がい者スポーツ大会の出場者支援などは実施していますが、障がい者が地域の一員として地域活動、文化芸術・スポーツ活動などに参加する機会は少ない状況です。自己能力の向上と達成感を得られるように余暇活動の機会とメニューの充実が求められています。

< 情報提供・相談体制の充実 >

障がい者手帳の交付時に「障がい福祉のしおり」を配付したり、市ホームページで制度の周知や手続きの案内をしています。しかし、いずれも情報量が不足しているほか、見やすさ、わかりやすさに課題があります。

相談業務については、甲賀圏域内の相談支援事業所に業務委託しています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う甲賀市・湖南省基幹相談支援センターを平成27年（2015年）10月に設置し、相談支援体制の充実を図っています。

しかし、滋賀県では、発達支援センター、ひきこもり支援センターや高次脳機能障害支援センターなど専門相談機関が設置されてきていますが、関係機関との連携不足や市民にもまだあまり知られていない状況にあります。

● 各種障がい者手帳所持者数

手帳の種類	所持者数 (人)
身体障害者手帳	1,651
療育手帳	488
精神障害者保健福祉手帳	274

資料：社会福祉課（平成27年（2015年）8月28日現在）

施策

1 障がいに対する理解の促進

- 障がい者が安心して生活できる地域社会をつくることをめざすノーマライゼーションの理念をテーマとした学習機会を増やすとともに、近隣の人々が障がい者と交流する機会を増やし、障がいや障がいのある人に対する理解の深化を図ります。特に「出会い・気づき・発見講座」などで障がい者の理解を深めるテーマを取り上げ、また、湖南市人権・同和教育推進協議会と連携し、障がい者の理解を深める研修を実施します。
- 障がいに対する誤解や差別を無くし、障がいのある人の権利および自立と社会参加について、広く市民の理解と協力を求めています。
- 障がい者の自立のための学習の場づくりやコミュニケーション支援・相談活動の充実を図ります。
- アール・ブリュット⁴¹作品の展示を通して、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人のエンパワメント⁴²および創作活動の支援に取り組めます。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、一人でも多くの市民によるボランティア活動が展開されるよう支援します。

⁴¹ アール・ブリュット…『生（き）の芸術』という意味。文化的な伝統や流行、教育などにとらわれず、つくり手の内面から沸きあがる衝動のままに表現された、純粹で無垢な芸術作品を指す。

⁴² エンパワメント…個人と地域が力をつけ、よりよい社会を築くための責任をもった変革の主体となるため、みんなで力を合わせ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的状況などを変えていく力をもつこと。

- 学校教育および社会教育において交流やボランティア体験などの充実を図り、福祉教育を推進します。

2 権利擁護の推進

- 甲賀市・湖南市基幹相談支援センターが中心となって、甲賀・湖南成年後見センター「ぱんじー」や社会福祉協議会などの支援機関との連携をより一層高め、成年後見制度を安心して利用できる体制づくりを進めるとともに、高齢者虐待防止ネットワークの整備などにより権利擁護支援システム*を構築します。
- 虐待の早期発見のために、市民や関係機関に対して情報提供などと呼びかける啓発を行います。

3 発達支援システムの充実

- 保健・福祉・医療・教育・就労などの各分野が一体となって、支援が必要な人たちの自立を継続的に支援していく「湖南市発達支援システム」の充実を図ります。
- 保育士の障がい児支援に関する研修として保健・福祉・医療・教育とのネットワークによる研修会の開催など研修機会の充実を図るとともに、きめ細やかな対応による発達支援のため障がい児加配保育士配置の充実を図ります。
- 家庭と発達支援センター、民生委員児童委員などとの連携強化によって支援の充実を図ります。
- 巡回相談員が市内学校・園を巡回し、実地研修を含め指導助言を行い、教職員・保育士の発達特性に関する理解促進、専門性の向上を図ります。
- 広報やパンフレット、研修会などにより、発達障がいに対する正しい理解や湖南市発達支援システムの一層の周知を図ります。

4 就労への支援

- 特別支援学校卒業者が一般就労へと移行するまでの福祉的就労の場の確保に努めます。
- 福祉的就労支援事業所などに対する公務部門の業務発注や、製品の積極的購入・活用を推進します。
- 福祉的就労を支える各事業の充実に努めるとともに、より生きがいに結びつく作業の開拓を図っていきます。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議における関係機関の連携強化により、就労への継続的な支援に努めます。

- 障がい者就労情報センターなどの充実により、企業への障がい者雇用に対する理解の促進を図り、障がい者の一般就労を促進します。
- 「チャンスワークこなん」の対象者拡充に向け、関係機関と協議を進めていきます。

5 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の場づくり

- 障がいのある人が余暇を過ごせるよう、活動や交流の場の創出、外出のための支援や障がいのある人に対応した施設、プログラム、イベントの充実を、NPO*法人や民間企業などの積極的な参加を促しつつ進めていきます。
- 障がい者スポーツ団体との連携、障がいのある人のスポーツイベントへの支援を進めます。
- 移動支援事業により、障がい者の余暇活動のための外出を支援します。
- 障がい者の外出支援や余暇支援のためのボランティア組織やNPO*を育成・支援します。

6 安心して移動ができるまちづくり

- 移動支援事業の利用対象者や条件の拡充に向けた検討およびサービス内容の見直しを行うとともに、新規事業所が参入しやすい条件づくりを検討します。
- 福祉有償運送サービス事業の利用を促進し、サービスの安定的な供給を期するよう、事業者の運営の安定化および新規事業者の支援を検討します。
- 市民主体の障がい者の移動支援（ボランティア、NPO*など）なども含め外出のための手段の充実を検討します。

7 生活支援サービスの充実

- 障がい者それぞれにきめ細かく対応した個別支援計画に基づく適正なサービス提供を進めます。
- 一人暮らしの場やグループホーム*の確保など、住まいの場とそれを支える支援の確保を図ります。また、障がいに対する正しい理解を深めるための意識啓発や交流活動を推進し、グループホーム*の設置などに関する地域の理解を促進します。
- 高齢障がい者のニーズに対応した日中活動場所、および重度心身障がい者の日中活動場所（通園事業）の確保、充実を図ります。

- 障がい児、障がい者の保護者のニーズに対応できる日中一時支援事業の見直しに取り組みます。

8 情報提供・相談体制の充実

- サービスの必要な人に確実にサービスがつながるよう、自立支援給付などに関する制度の啓発、情報提供を行います。
- 各種専門機関などとの連携強化を図るとともに、市民への情報提供に取り組みます。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の活動の充実、機能の強化を図ります。
- 甲賀市・湖南市基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、障がい者団体、行政などが連携して相談体制の充実に取り組みます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 障がいや障がいのある人に対する理解を深めましょう。
- 障がいのある人もない人も、共にいきいきと暮らせる社会を築きましょう。
- 障がいのある人もない人も、共にいきいきと働ける職場づくりに協力しましょう。



福祉的就労支援事業所への業務委託

5．高齢者の自立支援の充実

現状と課題

< 生きがい支援 >

高齢期を生きがいや役割を持って過ごすことに関心が高まり、趣味などに関するニーズが多様化しています。また、団塊の世代が退職を迎えたことで、地域貢献を目的とした活動が注目されています。地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、交流できる自主活動支援や各種教室などを実施しています。

今後は、地域の中で生きがいの場を互いに作り出せるよう自主活動グループ支援や生涯学習、地域リーダー養成が求められています。

< 生活支援サービス >

高齢化の進行とともに要介護認定者*数は増加を続け、平成 37 年（2025 年）には認定者が3千人を超えると見込まれています。これまでの介護予防の取り組みを検証するとともに、圏域ごとの生活実態も踏まえながら、より効果的な介護予防の推進や自立支援のための体制づくりを図る必要があります。

「いきいき百歳体操」は年々取り組む地域が増え、37 か所およそ 800 人の市民が参加し、単に運動の場だけでなく交流や地域参画の場として重要な場所になっています。

また、介護予防事業のほかにも、あらゆる高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、地域のボランティアやNPO*などを活用し生活支援サービス、一人暮らし高齢者などの見守り対策、介護者支援サービスといった高齢者福祉事業の充実を図る必要があります。

< 介護保険事業 >

介護保険事業報告によると、滋賀県の要介護等認定者の約半数が認知症（日常生活自立度 以上）と推計されています（平成 25 年（2013 年）末）。本市の高齢者の約4人に1人が認知症のリスク該当者であり、今後高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加していくことが予測されます。また、若年性認知症への対応も求められています。

住み慣れた地域での生活を継続できるよう「湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの確保、新予防給付*の実施など新たなサービス体系の確立を図ります。また、認知症高齢者を地域で支えるために、市民の認知症への正しい理解が求められています。

< 地域ネットワーク >

地域社会の中で、一人暮らしの高齢者が増加していることから、高齢者の状況を把握し、見守りや支援ができる地域のネットワーク体制の整備、地域で気軽に集える場づくりを進める必要があります。

● 高齢者世帯の推移

年	高齢者世帯数（世帯）				高齢者世帯比率
	計	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	その他	
昭和 60 年	2,007	109	169	1,729	17.9%
平成 2 年	2,427	173	260	1,994	17.6%
平成 7 年	3,143	270	458	2,415	19.1%
平成 12 年	3,891	417	717	2,757	21.8%
平成 17 年	4,728	613	1,075	3,040	24.2%
平成 22 年	5,869	863	1,643	3,363	28.7%

資料：国勢調査

● 要介護認定者*数

年	要介護認定者数（人）		
	要支援	要介護	計
平成 22 年	183	1,133	1,316
平成 23 年	205	1,208	1,413
平成 24 年	219	1,315	1,534
平成 25 年	249	1,328	1,577
平成 26 年	409	1,431	1,840

資料：高齢福祉課

施策

1 生きがい支援の充実

- 地域で互いに参加し、生きがいづくりの輪を広げる地域福祉を推進し、高齢者や他世代が参加しやすい事業の創設・整備に努めます。
- 高齢者が関心のあることや得意分野を生かした役割を担い、活躍することができる地域づくりに取り組みます。

2 介護予防の推進

- できるだけ要支援・要介護状態*にならず、いつまでも健康で暮らせるよう、関係者との連携のもとに、介護予防に関する啓発や二次予防事業の対象者（要介護状態になるおそれのある高齢者）の実態把握、早期対応に努め、栄養改善・認知症予防・閉じこもり予防・口腔機能・運動器の機能向上をはじめとする地域支援事業を実施します。
- 介護予防推進の拠点となる地域包括支援センター*において、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護と虐待防止に取り組み、ケアマネジメント支援を行います。特に、介護予防事業においては高齢者本人が継続的に取り組むことができる手軽で身近なメニューの充実を図ります。
- 生活支援を必要とする高齢者や介護者に対するサービスの整備を図ります。
- 「介護保険法」の基本理念である「自立支援」をより徹底し、予防重視型システム*への転換を図る観点から、要支援者の生活機能向上を図る予防給付*の実施を進めます。

3 介護サービスの充実

- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加などを踏まえ、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスの確保など新たなサービス体系の確立を図ります。
- 介護サービスマネジメントの適正化、介護支援専門員の資質の向上、独立性・中立性の確保など、ケアマネジメントの強化を図ります。
- 利用者の適切な選択のもとで、良質なサービスが提供されるよう、介護サービス事業所の質の向上、評価システムの充実を図ります。
- 認知症のある高齢者とその家族の悩みや不安を軽減するため、正しい知識の普及や専門相談サービスの提供、支えあえる仲間づくりを推進し、介護疲れからのリフレッシュ事業などの取り組みを充実させます。また、地域社会全体で認知症への理解を深めていく取り組みの強化を図ります。

4 地域ネットワーク体制の整備

- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア*システムの構築を推進します。

- 市民・地域・行政の協働によって、高齢者の状況を把握し、見守りや支援ができる地域体制の整備、地域で気軽に集える場づくり、さまざまな地域福祉活動の支援を進めます。
- 地域福祉の向上や住民交流の拠点となる地域総合センターでは、講座やサークル活動などを通して高齢者が集える場を提供し、高齢者に寄り添った支援や見守りを行います。
- 人権尊重の観点から、家庭や地域、または、サービスの利用時において、高齢者が虐待などを受けることのないよう、市民・事業者・行政の協働によって高齢者の権利擁護や虐待防止ネットワークの構築に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 仕事や趣味などの生きがいを持ち自分らしく暮らしましょう。
- 一人ひとりが自分の体に関心をもち健康に暮らせるよう運動習慣を身に付けるとともに、地域のイベントやボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 介護が必要になっても、家族・地域の一員としてできることは積極的に取り組みましょう。
- 地域活動やボランティア活動を通じ地域で安心して生活を継続できる体制を一緒に考えましょう。
- 認知症への関心と理解を深めるとともに、近所の高齢者に声をかけるなど、あたたかく見守りましょう。



高齢者のサロン活動

6 . 地域福祉の推進

現状と課題

< 地域福祉の推進 >

本市は、昭和 40 年代に県立の児童福祉施設（知的障がい児施設）「近江学園」や社会福祉法人が運営する知的障がい者支援施設（更生施設・授産施設）の開設が相次ぎ、福祉発祥の地となりました。その後も福祉先進の地として、民間事業所や個人が全国的にも先駆的な取り組みであり、現在は障がい児・者や高齢者のための各種福祉施設が多く存在しています。

地域福祉の基盤づくりとして、平成 24 年（2012 年）3 月「みんなでつくったみらくるプラン（第二次湖南市地域福祉計画）」を策定しました。

国においては、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が自立できるよう支援することを目的とした「生活困窮者自立支援法」が平成 25 年（2013 年）12 月に制定されました。

また、子育て支援や障がい者・高齢者の自立支援・介護予防において、さまざまな N P O * 活動や地域の組織による活動が展開されています。区長会では、支えあうまちづくり推進分科会を設置し、民生委員児童委員協議会と活発な意見交換を行っています。障がい者団体が参加した検討会や聞き取り調査を基に、駅舎のバリアフリー化を進めています。

少子高齢化が進むなか、今後はこのような福祉環境や高い市民意識を生かしながら、子育て中の家庭や障がい者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークを進める必要があります。

一方問題点としては、少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加が進むなか、身近な地域での人びとのつながりが弱くなってきています。地域で気軽に集まることができる場所が少なくなっていることや、核家族化や価値観の多様化によりライフスタイルが変化していること、プライバシーへの配慮などから身近な交流が希薄になっています。

また、外国人市民*においては言葉や文化の壁、雇用情勢の問題など、外国人市民*特有の課題があります。

今後、地域における福祉のネットワークづくり、N P O * の育成と支援、マンパワー⁴³の活用、地域住民の主体的な活動など、市民・事業者・行政の相互協力による地域福祉を推進するうえで、情報プラットフォーム（情報収集・発信、共有、交換の場）を確立することが重要です。

⁴³ マンパワー…人材。仕事などに投入できる人的資源。

施策

1 人権の尊重とノーマライゼーションの理念の浸透

- 人権尊重の理念の浸透とあらゆる差別の撤廃、ノーマライゼーションの普及のための啓発や学習をより積極的に進めます。
- さまざまな人権課題をテーマとした学習会や研修会を地域総合センターで実施し、ともに支え、助けあえる関係づくりをめざします。
- 関係課と連携を図り、諸情報が外国人市民*に正確に伝わるよう、通訳・翻訳および「やさしい日本語」の活用に努めます。
- 日本語支援の必要な外国籍の子どもたちや保護者への学習・子育て支援として、夏休みに日本語や学習内容の理解を高めるための学習支援事業（すまいりー事業）保護者との懇談などへの通訳派遣を実施します。

2 市民協働による地域福祉活動の促進

- 地域まちづくり協議会、区・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、NPO*、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などさまざまな団体・組織と行政が連携して取り組む地域福祉活動を推進します。
- 地域での話しあいなどを通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく自助・共助の意識や地域福祉のネットワークの育成を図ります。
- 市内の福祉施設が地域の交流の場となるよう、サロンの設置、イベントの開催、ボランティアの受け入れなどにより施設の開放を図ります。
- 必要とするサービスをだれもが利用できるよう相談や情報提供の充実に努めるとともに、相談などから適切なサービス利用まで円滑に結びつけられるよう保健・医療・福祉の連携体制の強化を図ります。
- 災害時における要支援者の支援体制を確立します。

3 ボランティア活動の振興

- ボランティア活動は、支援を必要としている人々の生活を豊かにするとともに、市民が主体的に参加することを通じて、地域福祉を先駆的に切り拓いていく重要な活動です。ボランティアセンターでは、相談や情報提供、人材育成、「支援を必要とする人」と「支援できる人」を結ぶコーディネート機能などを充実します。ボランティアセンターを中心に、誰もが自分にあった参加しやすい方法で参加できる場づくりに取り組み、ボランティアの育成に努めます。

4 多様な福祉サービスの確保・育成

- 日常生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択して利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりを進めます。このため、利用者のニーズに応じたサービスの提供や事業者の確保・育成を図ります。
- 福祉活動を行う者や関係団体の育成と支援などにより、福祉サービスの充実を図ります。

5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 障がい者・高齢者はもとより、だれもが快適に利用することができるユニバーサルデザインの考え方を広く推進していきます。
- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する条例」を関係者・事業者をはじめ、市民に周知し、意識の啓発に努めます。
- まちづくりを通じて、障がい者・高齢者とともに暮らす共生の社会理念に立ち、道路や公共交通機関、公園、公共施設など多くの市民が利用する優先性の高い施設から、計画的にユニバーサルデザイン化を進めます。

6 自立支援・相談体制の強化

- 相談者の状況を把握したうえで関係機関と連携を図り、相談者の状況にあった適切な助言やサービスの活用に向けた支援を行います。
- 生活していくうえでさまざまな不安や困難を抱えている市民に対して、自立できない要因を的確に把握し、生活の支援を関係部署と連携して進めます。

7 生活困窮者への支援

- 市民のよき相談役である民生委員児童委員との連携を密にしながら相談体制の充実を図り、生活困窮者への適切な助言・支援を行うとともに、その能力に応じた自立のための支援を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

- 地域の福祉について、学びあいましょう。
- 自分にできる地域の支えあいやボランティア活動に参加しましょう。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支えあい活動を広げましょう。

第1章
みんなで共に進める
しくみをつくろう

第2章
うるおいのあるまちをつくる
しくみ

第3章
活躍あるまちをつくる
しくみ

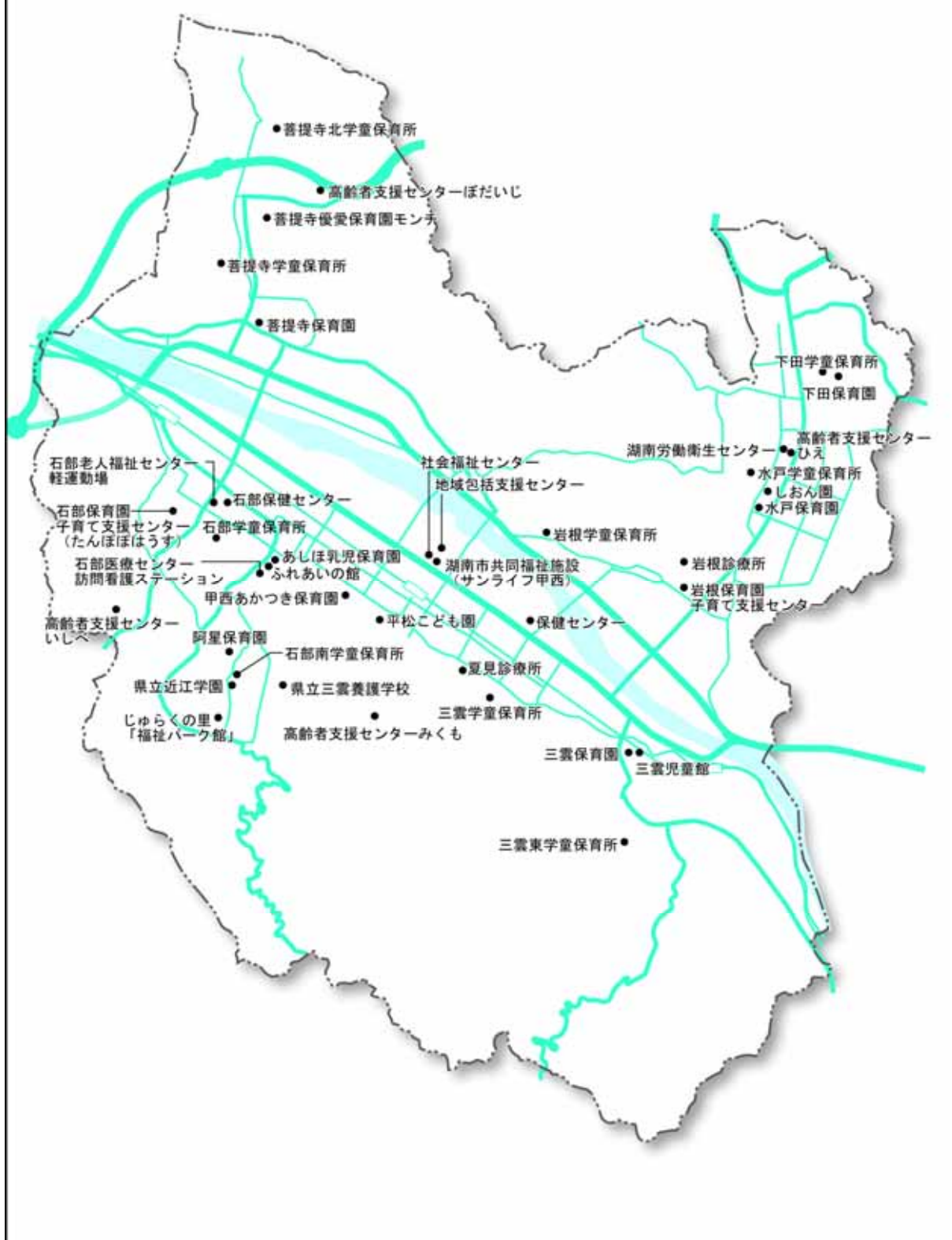
第4章
ほっとする暮らしをつくる
しくみ

第5章
いきいきとした暮らしを
つくる

第6章
明日を拓く未来をつくる
しくみ

第7章
人と地域とまちが輝く
3つのプラン

保健・医療・福祉施設分布図



7. 危機管理体制の整備

現状と課題

< 危機管理*体制の整備 >

本市では、平成 25 年度（2013 年度）の地域防災計画の改訂により、災害対応の各種マニュアル（個別）および業務継続計画を策定しました。自然災害・異常気象の頻発・大規模化、感染症の流行など、予期することが困難なさまざまな危機の発生に対し、円滑に対応することができる総合的かつ全庁的な危機管理*体制を確立する必要があります。

< 防災体制の充実 >

近年、各地で地震や台風・大雨による大災害が発生し、防災を足元から見直していこうとする気運が高まっています。平成 25 年度（2013 年度）より毎年湖南市総合防災訓練を実施し、日頃から市民の防災意識を高め、身近な地域における防災への取り組みを働きかけています。

このため、パトロールや、市民への避難情報を迅速に伝達、提供することにより被害の減少に努めています。一方、常備消防として甲賀広域消防の湖南中央消防署と石部分署が配置されていますが、消防団の強化および市内全区に整備されている自主防災組織であるふるさと防災チームの活性化を図ることにより、災害時の迅速な避難・救助体制の整備に努める必要があります。このうち防災情報の提供については既存の防災行政無線に加え、携帯電話への緊急速報メールや登録制の湖南タウンメールを配信しています。今後も新しいICT（情報通信技術）を活用した情報提供とともに、市民からの情報収集方法の検討が必要です。

また、地域で作成される避難計画や防災マップなどについても作成への支援や学習機会の充実に努める必要があります。

< 防災拠点の整備 >

災害発生時に災害対策本部が置かれることとなる東庁舎をはじめ、救護・救援や避難の拠点となる公共施設の防災性を確保する必要があります。特に、耐震基準が強化された昭和 56 年（1981 年）以前の建築物を中心に耐震性の確保を進める必要があります。

非常災害時に備え、平成 25 年度（2013 年度）より小・中学校に順次防災倉庫を設置し、アルファ化米⁴⁴やカンパンの他、飲料水などを備蓄しています。災害時の飲料水補給については、緊急飲料水タンクや上水道の配水池などに、生

⁴⁴ アルファ化米...冷水を入れるだけで炊飯状態に戻り、炊飯をしなくても食べられるようになる。長期保存が可能な非常食などに多く用いられている。

活用水は三雲・岩根・下田小学校に災害用井戸を設置し、確保していますが、今後も備蓄品の増強や飲料水など確保のための施設の充実が必要となっています。

また、消防水利については、市内各地に初期消火のための防火水槽や消火栓が設置されていますが、今後も適切な維持管理が必要となっています。

さらに、ふるさと防災チームの活動として、備蓄している資機材を使用しての地域ぐるみの訓練を定期的に行う必要があります。

< 災害の未然防止 >

新たな宅地開発などに伴い、がけ崩れなどの危険箇所は年々増加する傾向にあります。また、山地・丘陵地が多く地質的にも弱いところがあり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が起こりやすくなっています。本市には、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が121か所指定されており、地域と協働して土砂災害ハザードマップの作成に順次取り組んでいます。土砂災害監視システムの整備促進を進めるとともに、治山施設、急傾斜地崩壊対策の小規模施設について改善整備を進める必要があります。

市内の一部の河川は改修が課題となっており、特に天井川は人家の付近を流れ、大雨時には危険な状態です。災害の発生の防止、被害の低減を図り、安全で安心できる暮らしの実現を図ることが重要です。

また、被害を最小限に食い止めるため、起こりうる被害を想定し市民に啓発するなどソフト面の対策も必要です。

● 火災発生状況

年次	火災件数（件）					焼損 棟数（棟）	り災 世帯数	り災 人員（人）	死傷者（人）		焼損被害額 （千円）
	総数	建物	林野	車両	その他				死者	負傷者	
平成22年	13	7	0	1	5	8	6	17	0	3	70,959
平成23年	19	10	2	1	6	11	7	27	0	3	22,178
平成24年	24	15	1	3	5	19	11	38	4	9	24,189
平成25年	26	13	1	5	7	12	5	24	1	4	6,196
平成26年	22	12	2	3	5	15	10	25	2	2	31,149

資料：甲賀広域行政組合消防本部（湖南中央消防署・湖南石部分署）

平成26年（2014年）の焼損被害額については、平成27年（2015年）1月25日現在の集計結果によるもの

施策

1 危機管理*体制の整備

- 災害警戒や訓練を通じて、「災害対応の各種マニュアル」や業務継続計画の継続的な見直しを進めます。また、市民の生命・財産に重大な影響を及ぼす危機管理*上の基本事項を整理し、危機管理*態勢や対応ルールをあらかじめ定める「危機管理*マニュアル」の策定に取り組みます。

2 防災体制の充実

- スマートフォンなどをはじめ、今後も進歩が見込まれる情報通信技術を活用したより高度な情報提供システムの構築とともに、市民からの情報収集方法についても検討します。
- 災害発生に即時対応できるよう、甲賀広域消防と連携しながら消防団の強化と自主防災組織の育成を図り、市内全区参加の総合防災訓練を継続的に実施します。
- 各避難所の耐震状況を勘案し、地域の避難時の集合場所の確認や避難経路の確保などを含めた避難所体制の整備に努めます。
- 避難行動要支援者の避難支援については、個別支援計画を地域（共助）と行政（公助）が一体となり、特に区・自治会、自主防災組織、消防団、民生委員児童委員などが協力する体制を確立します。
- 災害体験を風化させないために、より一層の広報や啓発、ふるさと防災チームや学校、高齢者団体、企業などを対象とした学習機会の充実や市民による防災マップづくりの促進などに努めます。

3 防災施設の整備

- 地域防災拠点となる東庁舎については、その利用方針を検討し、それに基づいて、関係各課と協議をしながら計画を進めていきます。
- 災害時における各学区の備蓄資機材や飲料水、食料の適正な維持更新に努めます。
- 公共施設整備時と民間宅地開発時に、初期消火のため防火水槽や消火栓の整備を図ります。

4 災害の未然防止

- 土砂災害危険区域については、地域住民への啓発を行うとともに、災害時の避難場所、避難地の保全など総合的ながけ崩れ対策を進めます。また、管理者である滋賀県と連携し、砂防施設の整備を促進します。
- 浸水被害や土石流、崖崩れ、地すべりなどの災害防止のため、河川事業や治山・砂防事業を推進します。

みんなで進める身近な取り組み例

- 近所の中で、災害時などに介助が必要な人を協力して助けられるよう、日頃から備えておきましょう。
- 住んでいる地域の災害の危険性、災害が起こったときの避難方法などについて学習しましょう。
- 日頃から地震や水害など災害への備えを忘れないようにし、7日間は自力で生活できる水や食糧などの備蓄に努めましょう。
- 自主防災活動に参加しましょう。



防災訓練

8．安全な地域づくりの推進

現状と課題

< 防犯体制の強化 >

全国的に犯罪発生件数が増加するなか、本市においても防犯対策は重要な課題です。犯罪のない地域社会を実現するためには、警察署などの関係機関や市民、事業所、行政の連携による防犯体制の確立を図るとともに、自主防犯パトロール活動などによる地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが求められています。

携帯電話やパソコンによる情報の配信システム「湖南タウンメール」を活用した不審者情報の提供や地域安全サポーターの巡回活動により、一定の防犯効果が現れています。

今後とも、家庭や地域における防犯と安全意識を高め、子どもから高齢者までみんなにとって安心・安全な地域づくりを進める必要があります。

< 消費者市民社会の形成 >

消費者を取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな商品やサービスおよびそれらの広告があふれており、市民の消費生活の安全確保が求められています。現在、月に1回消費生活情報を作成し提供していますが、特に判断能力が低下している高齢者や認知症の市民、障がい者を狙った悪質な行為や違法行為も全国的に後を絶たず、社会問題となっています。このため、安全で安心した消費生活が送れるよう相談体制や意識啓発の充実を図ることが必要です。

< 交通安全の強化 >

交通安全対策を推進し、安全で快適なまちづくりを進めてきましたが、今後も交通事故の発生しやすい危険箇所の解消や交通安全施設の整備充実を図るとともに、関係機関・団体などの協力を得て意識の啓発を進めていく必要があります。

< 獣害の防止 >

アライグマやハクビシンなどの侵略的外来種やニホンジカ、イノシシが増加したことにより、農林産物や生活環境面での獣害被害が深刻化していましたが、近年は獣害柵の設置により被害額は減少しています。

今後も侵略的外来種の駆除や、里山の適切な維持管理を図り、獣害被害を防止する必要があります。

● 交通事故件数・死傷者数

年次	件数 (件)	死者 (人)	負傷者(人)		
			計	重傷者	軽傷者
平成 22 年	325	3	428	26	394
平成 23 年	344	1	450	16	434
平成 24 年	302	3	379	16	363
平成 25 年	257	1	321	19	302
平成 26 年	226	2	279	15	264

資料：滋賀県警察本部（1月～12月集計）

施策

1 防犯体制の強化

- 警察署などの関係機関や市民、事業所、行政の連携により、24 時間体制の交番の設置をはじめ、地域安全連絡所の強化を進めます。

2 消費者市民社会の形成

- 広報やホームページなどによる情報提供とともに、タイムリーな事案については、湖南タウンメールでの随時配信も行い注意喚起を促します。また、子ども向け消費学習会、高齢者や知的障がい者など悪質商法のターゲットとなる確率の高い消費者向けの学習会も開催します。

3 交通安全の推進

- 歩行者もドライバーも安心かつ安全に利用できる道路環境をめざし、今後も地域が連帯して危険箇所の把握・精査をおこなうとともに交通安全施設の修繕・復旧に努めます。
- 継続的に交通安全教室を開催するとともに、広報誌・ホームページなどを活用して啓発を行い、交通安全意識の高揚を図ります。また、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。

4 総合的獣害対策

- 農林業の振興に取り組むとともに、農林業者やNPO*などと連携して、土とのふれあいプロジェクトや里山プロジェクトなどの重点プロジェクトに取り組み、中山間地域の適切な維持管理を図ります。

- 集落ぐるみで里山の手入れを行い、野生生物が好む環境を集落周辺に作らないように努め、防護柵などの設置、駆除を計画的に実施するなど、関係機関と連携し、総合的な獣害対策を推進します。
- 甲賀市、滋賀県、滋賀中央森林組合、ＪＡこうか、ＮＯＳＡＩ甲賀などで組織する甲賀地域獣害対策協議会の活動を通じて、広域的な獣害対策を継続します。

みんなで進める身近な取り組み例

- 家族同士や近所同士で防犯意識を高めあい、防犯活動にも積極的に参加しましょう。
- 悪質な商法に注意するとともに周囲の高齢者などに注意を呼びかけましょう。
- 歩行者・自転車利用者もドライバーも、お互いに交通マナーを守りましょう。
- ドライバーは、急がず、譲りあい、歩行者優先の安全運転を心がけましょう。
- 野生生物が好む環境を集落周辺に作らないように努めたり、防護柵の設置や追い払いなどによる防御に努めましょう。



交通安全教室

ともにめざす目標指標

第4章 ほっとする暮らしをつくろう

施策	指標名	現況	目標	備考
		平成26年度末	平成32年度末	
健康づくりの推進	健康寿命*の延伸	男76.94歳 女80.33歳	男79.60歳 女84.40歳	日常生活動作が自立している期間の平均
医療の充実	市内の病院・一般診療所数の維持	33施設	35施設	
子育て支援の充実	子育て支援センター・つどいの広場など子育て支援施設での利用者数	24,292人	28,000人	
障がい者の自立支援の充実	障がい福祉サービス利用者の増加	347人	410人	
高齢者の自立支援の充実	認知症サポーター数	2,303人	3,300人	
地域福祉の推進	湖南市ボランティアセンターに登録しているボランティア人数	885人	1,000人	
危機管理*体制の整備	各区の防災計画(避難計画)の策定状況	2地区	43地区	
安全な地域づくりの推進	交通事故発生件数	220件	200件	

*は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第5章

いきいきとした暮らしをつくろう

～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～

1. 人権教育の推進

現状と課題

＜人権教育・啓発の推進＞

人権尊重の精神と理念が広がり、根付くように、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、市民への人権教育・啓発の取り組みを推進してきました。

平成 18 年（2006 年）4月に「湖南省人権教育基本方針」ならびに「湖南省同和教育基本方針」を策定しました。

また、平成 22 年（2010 年）3月には「湖南省人権教育推進計画」を策定し、平成 30 年度（2018 年度）までの期間で、人権教育や啓発を総合的かつ計画的に進める計画を立てました。このような方針と計画をもとに学校・園における人権教育の指導内容、指導計画の共通の基盤として、平成 23 年度（2011 年度）に教育実践の手引きとしての「湖南省学校・園人権教育基底プラン」を策定し、平成 24 年度（2012 年度）に「湖南省人権教育推進計画に基づく実施計画」を改訂しました。

就学前、小学校、中学校の子どもに対しては、それぞれの発達段階で人権教育と同和教育を推進していますが、いじめなどの人権侵害は深刻化しています。このため、互いを大切にする気持ちを育て、子どもたち自らの人権に関する理解が行動に結びつくようにするためにも、人権教育・同和教育のより一層の推進が必要です。

社会教育においては、人権・同和教育推進協議会の活動や区ごとに人権まちづくり懇談会を進めています。

企業内の人権啓発については、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員」が市内の企業・事業所を訪問し、公平公正な採用選考とあらゆる人権問題について啓発推進をしています。市内企業・事業所で組織する「湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会」の育成、指導にも努めています。

＜職員研修の推進＞

人権課題解決に向けての地方公共団体の責務を理解し、職員自らがこれまでの人権・同和教育の取り組みに学びながら人権尊重の精神を培い、人権が大切にされる社会づくりやしくみづくりができるよう、職員研修を実施しています。また、人権課題に関する研修会などへの参加も積極的に行い、職員それぞれが全ての業務において人権の視点を重視し、基本的人権が尊重された社会の実現に努めることが求められています。

また、職員の人権に対する考え方や姿勢が、市民や企業などの人権教育に与える影響が大きく、人権啓発のリーダーとして市民の人権意識の高揚のために取り組むことも責務です。

今後は、より一層、理解から実践へとつなげられるよう、研修内容の工夫や実践の機会を増やすとともに、職員が自主的に研修会や地域での活動に参加する必要があります。

施策

1 人権教育・啓発の推進

- 学校や地域社会などにおいて人権尊重の精神を身に付け、自ら実践への行動を起こせるような「豊かな人権文化の創造」をめざして人権教育を進めます。
- 就学前教育と学校教育において、体験型学習などを通じた人権学習の充実を図ります。
- 人権教育ネット推進事業により、市内の学校・園、家庭、地域の教育機関が連携し、児童生徒の人権意識の向上や、生きる力と学力を高める取り組みを進めます。
- 社会教育において、人権まちづくり懇談会、啓発講座の内容の充実や参加促進のための広報を充実し、市民が主体的に学べる学習環境づくりや交流の場づくりに努めます。
- 企業・事業所に対して、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員」と「湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会」による啓発に努めます。

2 職員研修の推進

- すべての職員が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の本質を理解し、より一層人権意識の向上に努めるよう、職場研修などの内部研修や職域職階別研修、びわこ南部地域人権啓発連続講座などの外部派遣研修を進めます。
- すべての職員に市民啓発講座などへの参加だけでなく、地域活動やボランティア活動にも自主的・意欲的に参加するよう促すとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修、人権まちづくり推進班員研修などの研修内容の充実に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○人権まちづくり懇談会や啓発講座に積極的に参加しましょう。

○家庭においてあらゆる人権に関する話しあいを行い、一層の人権意識の向上に努めましょう。

2. 就学前教育・学校教育

現状と課題

<教育内容の充実>

本市の子どもたちの学力については、学校によって違いがあるものの、おしなべて粘り強く取り組んだり、筋道を立てて考えたり、また、文章に表したりすることに弱さが見られます。

社会の変化、子どもの生活や変容に配慮し、各学校・園が地域に根ざし、創意工夫を発揮してそれぞれに特色ある教育活動を推進していますが、さらに、児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎・基本を確実に身に付けることができるよう、保・幼・小・中が連携して効果的な指導方法の工夫改善に努め、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図る必要があります。

課題である特別支援教育・道徳教育の取り組みを強力に推進するために、教職員の資質や指導力を一層向上させるなど、学校の教育力と教師力の向上が必要です。

<就学前教育>

本市においては、緩やかではありますが全体的な幼児数は減少傾向にあります。また、保護者の就学前教育に対するニーズは個別化・多様化しています。このようななか、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進するために、「湖南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

<教育環境の充実>

耐震補強・大規模改修を進めてきましたが、整備が必要な小・中学校がまだ残されています。児童生徒の安全や地域の防災拠点の確保という観点から計画的な改修が必要です。

さらに、時代の変化に対応した設備、教材の導入が必要であり、常に変化する情報通信技術を活用した設備の導入を進め、学習効果を高める教育環境の充実を図る必要があります。

＜外国人児童生徒*への学習支援＞

多数の外国人児童生徒*が小・中学校に通学しているため、外国人児童生徒*の就学および居住実態を把握し、保護者に対し制度やサービスについての適正な情報を提供するとともに、交流会や進路の懇談会を開催しています。文化・生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる課題もあるため、学校生活に適応し、日本の子どもたちとともに成長していけるよう、学校や関係機関が連携して支援していくことが求められています。

＜特別支援教育の推進＞

巡回相談担当者会議は、巡回相談を受けた児童生徒の情報交換や、支援方針をプランニングする場となっています。発達に特別な支援が必要な子どもの個別の指導計画については、保護者の願いやアセスメント情報を反映させた内容の充実を図っています。また、個別支援移行計画については、進路先との引継会を開催し、義務教育終了後の支援の継続に活用されています。

また、関係機関との連携をさらに強めることにより、教育相談の課題に対応するとともに、不登校の未然防止への取り組みをさらに充実させる必要があります。

＜問題行動への対応と相談事業の充実＞

近年、特に人間関係の構築がうまくいかない子どもたちが増加し、その結果として問題行動や不登校が増えてきています。また、家庭の教育基盤や、生活基盤が脆弱なケースや虐待（特にネグレクト）によるケースも増加傾向にあります。こういった児童生徒のさまざまな悩みや問題・課題に対して、学校や関係機関の適切な支援が求められています。そこで、本市では、SSW（スクールソーシャルワーカー）⁴⁵を配置し、（アセスメントシート⁴⁶を活用した）ケース会議運営や児童生徒への対応方法に助言を行っています。適応指導教室*については、巡回相談を活用し、アセスメントにもとづいた指導を行っています。各校との連携を取りながら学校への復帰をめざした取り組みを進めています。

＜学校・園、地域の安全性の確保＞

通学路などにおける見守り活動やスクールガード対象の研修会の開催などさまざまな取り組みを実施していますが、不審者事案が多く発生しているため、引き続き子どもを見守る体制の維持強化が必要です。

⁴⁵ SSW（スクールソーシャルワーカー）…社会福祉に関する専門的な知識をもち、関係機関などとのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職。

⁴⁶ アセスメントシート…発達検査などの記録を記入するシート。発達検査などとは 各種知能発達検査、日常生活動作（ADL）、各種チェックリストなど。

一方、児童生徒の交通事故は大きな改善が見られず、特に、自転車での無謀な飛び出しによる事故が増えており、加害者にもなりかねない状況が見られることから、安全指導と家庭・地域をあげての安全確保の体制づくりが求められています。

<家庭・地域との連携>

本市では、コミュニティ・スクール⁴⁷や学校支援地域本部事業を導入し、両者の融合を図りながら、家庭、地域との協働と参画による、新しい公共型の学校のあり方や家庭、地域の人々と協力しあって教育活動に取り組んでいるところです。こうした家庭、地域と学校・園が一体となって、未来を担う子ども育てをともに考え、実行していくことは重要であることから、今後もこうした取り組みをさらに継続させ、充実を図っていくことが求められています。

● 幼稚園

園 名	教員数 (人)	学級数 (学級)	園児数(人)		
			男	女	計
石部幼稚園	11	5	41	52	93
石部南幼稚園	8	3	31	26	57
菩提寺幼稚園	7	2	20	18	38
水戸幼稚園(私立)	15	6	78	87	165
三雲幼稚園(私立)	17	6	87	83	170
ひかり幼稚園(私立)	14	6	80	72	152

資料：学校基本調査（平成27年（2015年）5月1日現在）



学校支援地域本部の活動



給食センター

⁴⁷ コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみ。

● 小学校

学校名	教員数 (人)	学級数 (学級)	児 童 数(人)							
			学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
石部小学校	32	15	男	45	31	30	27	32	35	200
			女	25	26	26	29	32	26	164
			計	70	57	56	56	64	61	364
石部南小学校	31	15	男	21	17	20	17	19	39	133
			女	18	18	24	31	29	28	148
			計	39	35	44	48	48	67	281
三雲小学校	32	20	男	38	40	34	44	42	38	236
			女	48	42	35	38	41	31	235
			計	86	82	69	82	83	69	471
三雲東小学校	26	14	男	24	33	23	18	17	35	150
			女	27	23	26	19	22	25	142
			計	51	56	49	37	39	60	292
岩根小学校	23	11	男	16	18	17	18	28	14	111
			女	14	20	18	12	13	15	92
			計	30	38	35	30	41	29	203
菩提寺小学校	32	18	男	29	34	27	33	48	49	220
			女	37	17	50	39	27	38	208
			計	66	51	77	72	75	87	428
菩提寺北小学校	25	13	男	19	27	30	19	36	19	150
			女	25	17	19	23	27	20	131
			計	44	44	49	42	63	39	281
下田小学校	27	14	男	26	18	19	29	22	23	137
			女	23	13	20	23	25	22	126
			計	49	31	39	52	47	45	263
水戸小学校	39	18	男	27	38	41	36	31	45	218
			女	29	29	30	37	28	33	186
			計	56	67	71	73	59	78	404
総数	267	138	男	245	256	241	241	275	297	1,555
			女	246	205	248	251	244	238	1,432
			計	491	461	489	492	519	535	2,987

資料：学校基本調査（平成 27 年（2015 年）5 月 1 日現在）

● 中学校

学校名	教員数 (人)	学級数 (学級)	生 徒 数(人)				
			学年	1年	2年	3年	計
石部中学校	30	14	男	46	59	74	179
			女	60	60	58	178
			計	106	119	132	357
甲西中学校	33	16	男	65	59	86	210
			女	60	66	72	198
			計	125	125	158	408
甲西北中学校	43	19	男	77	87	100	264
			女	80	69	72	221
			計	157	156	172	485
日枝中学校	36	16	男	59	51	63	173
			女	45	65	54	164
			計	104	116	117	337
総数	142	65	男	247	256	323	826
			女	245	260	256	761
			計	492	516	579	1,587

資料：学校基本調査（平成 27 年（2015 年）5 月 1 日現在）

施策

1 教育内容の充実

- 幼稚園や学校ごとの創意を生かした特色ある教育課程を実施し、発達段階に応じた経験や活動、異年齢間の交流を積極的に推進します。また、共感的人間関係を学ぶ学習を取り入れ、基本的モラルや規範意識を醸成し、思いやりの心を育むこころの教育の工夫に努め、健やかな心身と豊かな人間性、生きる力の育成を図ります。
- 平成 25 年度（2013 年度）4 月より本格実施となった「湖南市学力向上プロジェクト」の3つのプログラム①授業改善、②読書活動の推進、③家庭学習の充実の具体的な実践を進め、こなんっ子の学力保障を支えます。
- これらに対応できる指導者の育成と確保をめざし、教職員の専門性を磨きます。また、「夏季教職員全員研修会」、教育研究所が主体となって開催する「教師力アップセミナー」、湖南市と東京学芸大学の連携による「湖南市現職教員アドバンス研修」などにおいて若手・中堅教員の資質向上を図ります。
- 平成 27 年度（2015 年度）より学力向上委員会を主体として、4中学校区において授業改善に資する授業研究会を実施します。

2 就学前教育

- 親の就労などの事情に関わらず、教育・保育の一体的な提供のために、認定こども園*の普及を推進します。
- 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供していきます。

3 教育環境の充実

- 安心・安全を第一とした施設環境と今日の教育課題に対応した環境づくりに努めます。特に子どもたちの安心で安全な学校生活のため、体育館棟における非構造部材や残っている校舎棟の耐震化、空調整備など教育環境の充実を図ります。
- 情報通信技術活用のための環境の整備、教材の充実を図ります。

4 外国人児童生徒*への学習支援

- 日本語の習得度にあわせた少人数指導を実施し、児童生徒の日本語や日本文化に対する理解を深め、日本語教室の充実を図ります。

- 日本語初期指導教室を有効に活用し、支援の充実を図ります。
- 外国人児童生徒*の学習支援の場および子どもや保護者からの相談を受ける場として外国人の子育て支援事業の充実を図ります。
- 不就学ゼロをめざし、通訳同行のもと訪問による実態調査を実施し、適切な情報を提供します。

5 特別支援教育の推進

- 「湖南省発達支援システム」の一環として特別支援教育の推進体制を強化し、個別のケースへの対応やニーズの把握、指導計画の作成・実践・評価の充実によって効果的な支援を図ります。さらに、中学校卒業時での個別支援移行計画の作成と引継を行います。
- 特別支援学級での指導はもとより、通常学級における特別支援教育の充実のために、専門家による巡回相談をさらに活用するとともに、職員研修の充実を図ります。
- 適応指導教室*やことばの教室での取り組みを充実させるとともに、関係機関と学校・園との連携した指導をさらに推進し、就学支援の充実を図ります。
- インクルーシブ教育システム*構築のため、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を行います。
- 各ライフステージ間において支援の引き継ぎが円滑にできるように、個別調整会議や個別ケース会議を重視するとともに、ITネットワーク「KIDS」を活用し、関係機関が連携して継続的に支援する体制をつくります。

6 問題行動への対応と相談事業の充実

- 生徒指導の充実を図るとともに、児童生徒一人ひとりのケースに応じた継続的できめ細かな相談・指導体制の充実を図り、不登校やいじめなどの未然防止と問題行動への対応の充実に努めます。
- 巡回相談を活用し、問題行動を早期発見早期対応できるように努め、適応指導教室*（ふれあい教育相談室）の充実に継続的に取り組みます。
- SSW（スクールソーシャルワーカー）の配置を継続し、学校教育に福祉の視点を取り入れながら諸問題に対応していきます。

7 学校・園、地域の安全性の確保

- 学校構内や学校周辺において教職員などによるパトロールなどを強化するとともに、学校構内への不審者の侵入による被害を未然に防止できるよう通報機器や防犯用具などの整備、充実を図り、防犯体制の強化に努めます。
- 児童生徒が日常生活に潜むさまざまな危険を予測し、適切な意志決定や判断ができる力を育成する安全教育の充実に努めます。
- 各学校の通学路における安全対策については、引き続きPTAやスクールガードなど地域のボランティアに協力を求めるとともに、地域ぐるみで児童生徒の安全を確保する支援体制を推進していきます。

8 家庭・地域との連携

- 地域住民が、学校・園の運営に理解を深め、参画することにより、学校・園の教育力と地域の教育力を生かしながら、地域ぐるみで学校を支える開かれた魅力ある学校づくり・環境づくりをめざします。

みんなで進める身近な取り組み例

- 地域の子どもたちの成長を、すべての大人たちが協力し、地域ぐるみで守り育てましょう。
- 家庭教育を大切にし、幼い頃から子どもの正しい生活習慣や豊かな人間性などを育むよう、努めましょう。
- 発達に特別な支援が必要な子どもを理解し、周囲があたたく見守る地域づくりを進めましょう。
- ボランティアなどの協力による学校環境整備を進めましょう。



授業の様子

3. 若者の社会参画

現状と課題

<青少年の健全育成>

全国的に、核家族化や少子化の進展により、家庭や地域における幼い時からの子ども同士のふれあいや地域活動を通じた社会参加の機会が減少しており、青少年の社会性の育成が課題となっています。本市でもいじめ、不登校、引きこもりや深夜徘徊、非行、犯罪行為など青少年に関わる問題が見られます。

また、青少年の健全育成にあたっては、市民団体や地域まちづくり協議会など関係機関と連携しつつ、青少年自然体験活動研修会やデイキャンプなど体験活動機会を提供しています。巡回活動やあいさつ運動など大人たちのそれぞれの立場からの指導や支援、非行を防ぐことができる地域づくりとともに、青少年を取り巻く環境浄化を図ることが必要です。

<若者の社会活動への参加の促進>

現在、若い世代が、実行委員会形式による成人式の自主運営、友好交流都市北栄町との子ども交流事業や防災キャンプ事業⁴⁸などの市主催の各種事業への参加などにおいて地域や行政との関わりを深めながら活動しています。今後もこうしたまちづくり活動へより多くの若者の参加を促し、たくましさ豊かな心を併せ持つ青少年を育成する必要があります。

施策

1 青少年の健全育成

○青少年に関わるすべての関係部署が連携し、総合的に青少年問題に取り組む体制づくりを図ります。

○青少年育成市民会議、PTA連絡協議会、補導委員会など青少年健全育成団体の活動を積極的に支援するとともに、少年センターなど関係機関とも連携し、家庭・地域・学校が互いに情報を共有しながら青少年の非行防止活動に取り組めます。

⁴⁸ 防災キャンプ事業…想定される災害や被災時の対応などの理解、学校などを避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践するキャンプ。

○青少年にとって有害な広告物や図書の販売などについて関係機関、市民と連携して指導や取締を強化し、地域環境の浄化を図ります。

2 若者の社会活動への参加の促進

○青少年育成大会、県中学生広場、防災キャンプなどへの青少年の参加を促進します。

○子ども会、スポーツ少年団、ガールスカウト、ボーイスカウトなど青少年育成団体の活動を支援します。

○若者が参画できるイベントを通じ、リーダーの役割や手法を学ぶ機会を創出し、地域リーダーとなる若者を育成するとともに、地元企業や学校、また地域との連携による若者の活動の場づくりを進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○青少年を理解し、周囲が活動を支援しましょう。

○大人たちが他人の子どもでも悪い行いはしかり、正しく導くことができる地域づくりを進めましょう。

○世代を超えてみんなが一緒になって地域活動やまちづくりに積極的に参加しましょう。



若者が参画する地域のイベント

4. 社会教育の推進

現状と課題

<生涯学習環境の充実>

少子高齢化、人口の減少、情報通信技術の進展などの社会変化は、わたしたちの生活のさまざまな場面に影響しているため、時代とともに変化する学習ニーズに的確に応えなければなりません。そのため、だれでもいつでもどこでも学習ができ、その成果が生かせるまちづくりをめざしています。

子育てサポーター研修やその他の講座の開催により、地域でさまざまな活動に関わる人材の育成を図っています。生涯学習活動への参加に対する市民ニーズは高まっており、地域で指導的役割として活躍する生涯学習ボランティアの活動は行われていますが、各種事業のリーダーが不足しています。また、学習機会を通じた各世代間の交流も重要です。

今後は、市内の生涯学習施設それぞれが役割を果たし連携しながら、生涯学習のまちづくりを進める必要があります。

<図書館の充実>

図書館は、あらゆる年代の人々が気軽に利用できる施設であり、学校教育だけでなく生涯にわたり自ら学び、考える力や豊かな人間性を育む生涯学習の中核施設です。

市民の読書の要求に応え、知る権利と読む自由を保障する、資料と情報の提供を行う機関として、石部図書館と甲西図書館、移動図書館からなる図書館システムで運営しています。

インターネットや電子メールの活用により、利用者の利便性向上の取り組みを進めています。また、市内の小・中学校などと連携を図ったり、市民グループと協働して絵本の読み聞かせの行事を開催するなど、子どもが図書に親しむ機会を積極的に提供しています。今後は、市民の学習ニーズに応えるサービスの充実とともに、より多くの市民に利用してもらえるようなサービス展開と効果的なPRを図ります。

また、石部図書館、甲西図書館の2館の施設活用、移動図書館の望ましい活用など、市民にひらかれ、まちづくりに貢献できる図書館運営のあり方について検討する必要があります。

<生涯学習拠点の整備>

生涯学習の場として図書館のほか、青少年自然道場、雨山文化運動公園、文化ホールやまちづくりセンターなど多くの施設を有していますが、これらの施設の

中には、経年による施設修理・修繕が必要なものがあります。

また、施設の有効活用、運営の効率化を図るため、施設間の連携や、施設の利用関係機関・団体との調整によって各施設や各種団体の役割分担などをより明確にする必要があります。

さらに、利用団体が増加し、施設の利用が困難になっている傾向がみられるため、各施設間の調整などが必要です。

<地域学習環境の整備>

一人ひとりが主体的に地域で生涯学習のまちづくりに参加できるよう、学習機会を提供していますが、市民の生活様式や余暇、嗜好の多様化や民間学習サービスなどの成長が著しいこともあって、参加率は伸び悩んでいます。このため、より参加しやすい工夫などが必要です。

各地域においては、さまざまな課題があることから、これらの課題を確認し、地域みんなの課題として取り上げ、学習していく機会が必要です。

近年、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化のなかで、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育に関して学習する機会を提供しています。保護者が自信を持って子育てできるよう、関係機関と連携し、子育てに関する情報提供や、子育ての助言や支援を行える人材の育成と資質の向上が必要です。

●図書館利用状況

年度	石部図書館			甲西図書館		
	貸出冊数 (冊)	貸出人数 (人)	新規購入図書数 (冊)	貸出冊数 (冊)	貸出人数 (人)	新規購入図書数 (冊)
平成 22 年	132,886	31,762	2,608	364,857	74,186	9,256
平成 23 年	129,147	31,085	2,881	361,553	72,863	8,909
平成 24 年	125,528	30,327	3,164	356,103	72,144	8,474
平成 25 年	120,728	29,042	2,964	348,009	70,809	8,604
平成 26 年	110,837	26,825	2,973	334,850	69,064	8,602

資料：石部図書館・甲西図書館

施策

1 生涯学習環境の充実

- 平成 27 年度（2015 年度）から、地域まちづくり協議会がまちづくりセンター指定管理者になったことから、学習内容において地域に密着した課題やテーマを取り上げるなど地域の個性が生かされた講座の開催を促します。
- まちづくりセンターなどで開催される講座や教室の開催を、広報「こなん」をはじめ、ホームページなど多様な情報媒体を使って参加啓発や情報提供を進めます。
- 生涯学習のまちづくりのための基本計画を策定し、関係部署による推進体制を充実します。
- リーダーやボランティア育成のための研修機会を充実するとともに、活動の推進母体の育成を進め、定年退職後の活動の受け皿としても有効に活用します。

2 図書館の機能充実

- 情報の発信を行い、市民の知的好奇心を満たすとともに、地域の知の拠点として、まちづくりのひとつの核となり、より一層地域にひらかれ、地域に根ざした図書館となるよう市役所各部や関係機関などと連携をとりながら運営を進めていきます。
- 市民ニーズに対応した魅力ある資料提供に努めるとともに、利用しやすく市民に親しまれるカウンター対応、人と本を結び取り組みや利用促進のためのPRをさらに工夫・継続することで、利用促進や満足度向上に努めます。
- 多くの市民に待ち望まれる移動図書館事業の運営を検討します。
- 地域文化を発信する場として地域資料の収集と情報発信に努めます。

3 生涯学習拠点の整備

- 地域の生涯学習やまちづくりの拠点となるまちづくりセンターは、指定管理者制度の導入により、その地域の個性が生かされた運営ができるよう支援します。
- 既存施設の活用を工夫し、各施設の連携を進めることにより、効率的な運営を進めていきます。
- 市全体として生涯学習を進めるための拠点のあり方について再検討します。

4 地域学習環境の整備

- 就学前児童の学習のために子育て支援センターや幼稚園、保育園との連携によって教職員や保護者を対象とした研修会を開催します。
- 児童生徒の学習のために、学校やPTA組織との連携によって教職員や保護者を対象とした研修会を開催します。
- 家庭教育に関する保護者向け学習講座とともに、家庭教育を支援するための地域人材を養成する講座を実施します。
- 地域の持つ知識や人材（ボランティア活動など）、施設などの学びのための資源を活用し、幅広い年齢層の市民を対象とした講座の開設など、学習機会の提供や支援を進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 生涯を通じて学びあい、高めあえるよう、生涯学習活動に参加しましょう。
- 豊かな教養を身に付け、人生を豊かにするために、図書館の資料などを有効に活用し、身に付けた知識や経験を地域づくりやまちづくりに生かしましょう。



生涯学習の様子

5. スポーツの振興

現状と課題

＜施設利用環境の充実＞

体力づくりや健康づくりに高い関心があるなか、子どもたちや働く人たち、地域住民にとってスポーツを身近に感じ親しむためのスポーツ施設や学校体育施設は、スポーツ活動において重要な役割を果たしています。

施設数は少なくありませんが老朽化した施設も多く、安全性を考慮した計画的な修繕が必要となっています。また、地域住民のニーズに応じて施設の活用方法を工夫し、地域のつながりが実感できるようなスポーツ環境を整える必要があります。

＜スポーツ活動の支援＞

本市では、平成26年（2014年）に「スポーツ推進計画」を策定し、「自立と協働を通じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しみ、いきいきと健康で豊かな未来を創る」をスポーツ推進の基本的な目標として施策に取り組んでいます。総合型地域スポーツクラブ「湖南省ちよいスポクラブ」では、さまざまな種目のスポーツを気軽に楽しむことができ、高齢者の交流の場、子どもにとってはスポーツを始めるきっかけの場となっています。

また、湖南省体育協会は、毎年多くの市民が参加する各競技種目大会を開催し、スポーツを通してまちの活性化に大きく寄与するとともに、湖南省スポーツ少年団においては多様なスポーツ活動が行われており、市ではこれらの活動支援のため事務局を設置しています。

今後も市民のスポーツニーズに応えたスポーツ環境の整備が必要です。

＜身近な健康づくりの場の充実＞

生活様式の多様化により、外遊びも減少するなどの理由で子どもたちの基礎体力や運動能力が低下傾向にあり、体を動かすことができる機会の充実が必要です。

健康増進やリラックスを目的とした「ウォーキング」などの軽い運動を実施している人が多くなっています。健康が重視されるなかでスポーツに対する期待が高まっていることから、健康づくり活動の一環としてのスポーツ活動の推進を図る必要があります。

施策

1 施設利用環境の充実

- 施設の維持管理の充実と老朽施設の計画的な改修、指定管理者制度の導入によって効率的な施設管理を進めます。
- 地域やスポーツ団体と協働で地域住民のニーズに応じたスポーツ環境の整備を進めます。
- 平成 36 年（2024 年）の滋賀国体や全国障害者スポーツ大会も視野に入れ、安全でだれもが利用しやすい施設をめざし、効率的な利用の促進や計画的な施設の改修に努めます。

2 スポーツ活動の支援

- 各関係団体と連携しながら、湖南省スポーツ推進委員（元：湖南省体育指導委員）を中心にスポーツ振興を進め、市民の自主運営による子どもから大人までを対象とした総合型地域スポーツクラブ、体育協会・スポーツ少年団への支援を継続します。
- 気軽にできるスポーツやリラックスできるスポーツ、さらにはボランティアとして支えるなど、スポーツに携わるさまざまな機会づくりを推進します。
- 障がい者スポーツ団体との連携、障がいのある人のスポーツイベントへの支援を進めます。

3 身近な健康づくりの場の充実

- 老若男女を問わず、だれもが気軽に参加できる運動教室などの健康づくり事業を開催し、スポーツ推進委員の健康政策関連事業への積極的な参画により、市民の健康づくりを支援します。
- 健康診断や健康まつりなどのイベント時にウォーキングマップを配布するなど、健康づくりに関する情報提供や啓発活動に取り組みます。
- 年齢、体力にあわせたプログラムの提供や、親子や仲間に参加できるスポーツ機会の充実に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

- 自分にあったスポーツを見つけ、余暇を利用してスポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりを継続的に行いましょう。
- 地域のスポーツイベントに積極的に参加し、自らスポーツリーダーやボランティアの役割を担いましょう。
- スポーツを通して、地域のコミュニケーションを図りましょう。

6. 歴史文化の継承と活用

現状と課題

<歴史文化遺産の保存と活用>

本市には、国宝の建造物を持つ常楽寺、長壽寺、善水寺や東海道五十三次の51番目の石部宿、中世城郭をはじめ数多くの貴重な歴史文化遺産があります。また、現在、道路トンネルとして使用されている最古の隧道などの近代化遺産も見られます。さらに、象の足跡化石が発掘されており、古墳などの考古遺産も見られます。

国・県・市指定文化財については、管理者の努力によって維持管理されていますが、指定文化財の台帳整備が十分でない文化財があり、今後の取り組みが必要です。

また、歴史資料の収集については所有者からの寄贈を受け入れる施設がなく、収集管理システムの再構築が必要です。

一方、まちづくりセンターや図書館などにおいて文化財関連講座を開講するとともに、東海道石部宿歴史民俗資料館で文化財関係資料の展示・公開を行い、市民や来訪者へ歴史文化の情報提供に努めています。また、学校や各種団体からの出前講座の要請にも積極的に対応しています。今後は、東海道石部宿歴史民俗資料館など既存の施設の有効活用が必要です。

また、現在、市史編纂に向けた資料の収集や未指定文化財の調査、埋蔵文化財の発掘調査を進めていますが、次の段階として、収集した資料や調査の成果の活用に向けた具体的な実行プログラムを作成する取り組みが必要です。

<歴史文化遺産の周辺環境の整備と情報提供>

歴史文化遺産の周辺には、交通案内看板や文化財説明看板が整備されていますが、必ずしもわかりやすい状態になっていないものもあり、デザインなどの統一もされていない現状です。

湖南省観光協会と連携し、若い世代に湖南省の魅力を知ってもらい、人に伝えていくきっかけを作るため、中高生のボランティア講座を開催し育成しています。

● 国指定文化財

種 別		指定年月日	名 称	員数	所 在 地	年 代
国 宝	建	明31. 12. 28/昭28. 3. 31	長寿寺本堂	1棟	東寺五丁目(長寿寺)	鎌 倉
	"	明31. 12. 28/昭28. 3. 31	常楽寺本堂	1棟	西寺六丁目(常楽寺)	室 町
	"	明34. 3. 27/昭28. 3. 31	常楽寺三重塔	1基	" (")	"
	"	明32. 4. 5	善水寺本堂	1棟	岩 根 (善水寺)	"
重 要 文 化 財	建	大10. 4. 30	吉御子神社本殿	1棟	石部西一丁目(吉御子神社)	江 戸
	"	昭27. 3. 29	長寿寺弁天堂	1棟	東寺五丁目(長寿寺)	室 町
	"	昭34. 6. 27	白山神社拝殿	1棟	東寺五丁目(白山神社)	"
	"	昭36. 3. 23	多宝塔	1基	菩 提 寺	鎌 倉
	絵	明30. 12. 28	絹本着色十六羅漢像	16幀	東寺五丁目(長寿寺)	"
	"	明32. 8. 1	絹本着色浄土曼荼羅図(伝僧源信筆)	1幅	西寺六丁目(常楽寺)	"
	"	大 元. 9. 3	絹本着色仏涅槃図	1幅	" (")	"
	工	明44. 4. 17	錫杖	1柄	" (")	平 安
	"	昭39. 1. 28	石燈籠	1基	" (")	室 町
	"	平 7. 6. 15	金銅飯食器	1口	" (")	平 安
	"	"	銅飲食器(脚欠)	1口	" (")	"
	"	"	金銅火舎	1口	" (")	"
	彫	明42. 4. 5	木造吉彦命坐像 (附 木造隨身坐像2軀)	1軀	石部西一丁目(吉御子神社)	"
	"	明41. 4. 23	木造阿弥陀如来坐像	1軀	東寺五丁目(長寿寺)	"
	"	"	木造阿弥陀如来坐像	1軀	" (")	"
	"	"	木造釈迦如来坐像	1軀	" (")	"
	"	明41. 4. 23	木造釈迦如来坐像	1軀	西寺六丁目(常楽寺)	"
	"	明45. 2. 8	木造二十八部衆立像	28軀	" (")	鎌 倉
	"	大 2. 4. 14	木造千手観音坐像	1軀	" (")	南 北 朝
	"	明42. 4. 5	木造十一面観音立像	1軀	三 雲 (上乗寺)	平 安
	"	"	木造十一面観音立像	1軀	" (永照院)	"
	"	明37. 2. 18	木造薬師如来坐像	1軀	岩 根 (善水寺)	"
	"	"	木造梵天・帝釈天立像	2軀	" (")	"
	"	"	木造兜跋毘沙門天立像	1軀	" (")	"
	"	"	木造持国天・増長天立像	2軀	" (")	鎌 倉
	"	"	木造四天王立像	4軀	" (")	平 安
	"	"	木造不動明王坐像	1軀	" (")	"
	"	"	木造僧形文殊坐像	1軀	" (")	"
	"	"	金銅誕生釈迦仏立像	1軀	" (")	奈 良
	"	明41. 4. 23	木造金剛二力士立像	2軀	" (")	平 安
	"	明42. 4. 5	木造阿弥陀如来立像	1軀	菩 提 寺 (菩提禅寺)	"
	"	明41. 4. 23	木造十一面観音立像	1軀	正 福 寺 (正福寺)	"
	"	"	木造十一面観音立像	3軀	" (")	"
	"	"	木造薬師如来坐像	1軀	" (")	"
	"	明43. 8. 29	木造地藏菩薩半跏像	1軀	" (")	"
	"	明41. 4. 23	木造大日如来坐像	1軀	" (")	"
書	大 元. 9. 3	紙本墨書常楽寺勧進状	3巻	西寺六丁目(常楽寺)	鎌倉・南北朝・室町	
重要美術品	絵	昭15. 9. 27	絹本着色釈迦如来及四天王像	1幅	西寺六丁目(常楽寺)	鎌 倉
	工	昭16. 4. 9	石造燈籠	1基	菩提寺(八王子神社)	南 北 朝
天然記念物	大10. 3. 3	平松のウツクシマツ自生地		平 松		
史跡	大15. 10. 20	廃少菩提寺石多宝塔および石仏		菩 提 寺		
登録有形文化財	平15. 3. 18	妙感寺本堂(観音堂)	1棟	三 雲 (妙感寺)	昭和12年	

施策

1 歴史文化遺産の保存と活用

- 指定文化財について、台帳の整備を進め、未指定文化財を調査するとともに、国、県、地元住民や所有者との調整を図り、保存に努めます。また、資料管理システムの再構築を図ります。
- 埋蔵文化財の調査を進め、古墳や山城などの考古遺産の保存に努めるとともに、三雲城遺跡の史跡化をめざします。
- 東海道石部宿歴史民俗資料館については、特集展示の開催、小学3年生による社会科見学の受け入れ、文化財講座を開催します。
- 学校教育や社会教育における郷土史への学習機会の提供を行い、市民の郷土史に対する理解を深めるとともに、市史の編纂の方針を検討します。

2 歴史文化遺産の周辺環境の整備と情報提供

- 市民が地域の歴史を学習し、来訪者に対し案内できる、歴史のまちづくりに取り組みます。このため、「湖南三山」を中心にして、地域の埋もれた資源、伝統行事を掘り起こし、歴史資源や東海道石部宿歴史民俗資料館をネットワーク化した巡回ルートや観光ルートを確立します。
- 東海道などの歴史的景観に配慮し、歴史資源周辺においては説明看板、交通案内看板、休憩所、トイレなどを地域・観光協会と連携を図りながら順次整備します。
- 用途に応じた観光情報のパンフレットを作成するとともに、今後も観光協会と協議を重ね、湖南三山めぐりの開催にあわせて中高生を対象としたボランティア講座を行うとともに、退職者の観光ボランティアを育成します。

みんなで進める身近な取り組み例

- 市や身近な地域の歴史文化にふれ、知識を深め、大切にしましょう。

7. 文化芸術活動の振興

現状と課題

＜文化芸術活動への支援＞

市民の日常生活において、心の豊かさや生活の質の向上を求め、文化芸術に親しむニーズが増えています。本市には石部文化ホール、甲西文化ホールなど、市民の文化芸術活動の拠点があります。石部文化ホール自主事業実行委員会「いべっく」と公益財団法人湖南市文化体育振興事業団との連携事業、早春コンサートや湖南アンサンブルフェスティバルを開催しています。今後は、まちづくりセンターなどの活用による身近な地域での活動場所の確保や、文化芸術にふれる機会の提供、指導者など人材の発掘といった活動支援を進める必要があります。

＜新たな文化の創造＞

市民との協働による湖南市としての文化の創造が重要となっており、その機会づくりが必要です。

また、各地域で展開されている地域住民や外国人市民*などによる固有の文化活動についても、それぞれに培われた特徴的な個性や魅力を育て、より豊かな市民生活を送るため、地域に根ざした身近な場での交流などが必要です。

施策

1 文化芸術活動への支援

- 市民との協働のもとに文化芸術振興施策を推進し、個性と魅力あるまちづくりをめざします。
- 地域文化資源を再認識し、有効活用を図ることにより、市民が優れた文化芸術にふれ、学ぶ機会を確保します。
- 文化芸術活動への参加を希望する市民に対し、関連情報を提供します。
- 市民の文化芸術活動に対し、ホール以外の公共施設などを生かした活動場所の確保、指導者などの育成の面で支援します。

2 新たな文化の創造

- 地域まちづくり協議会などと協力し、地域や外国人市民*などによる文化芸術活動への支援を行うとともに、情報発信や市民同士の交流を促進することにより、多様な文化が共存する豊かなまちづくりを進めます。
- まちづくりセンターの指定管理者制度導入により、地域文化の発信を更に強化できる施策が立案できるよう働きかけます。
- より多くの人々が地域文化と接する機会を広めるため、青少年育成市民会議や各学区民会議の広報誌などの発行、ホームページへの掲載、図書館での地域資料としての保存、提供などにより情報発信を推進します。

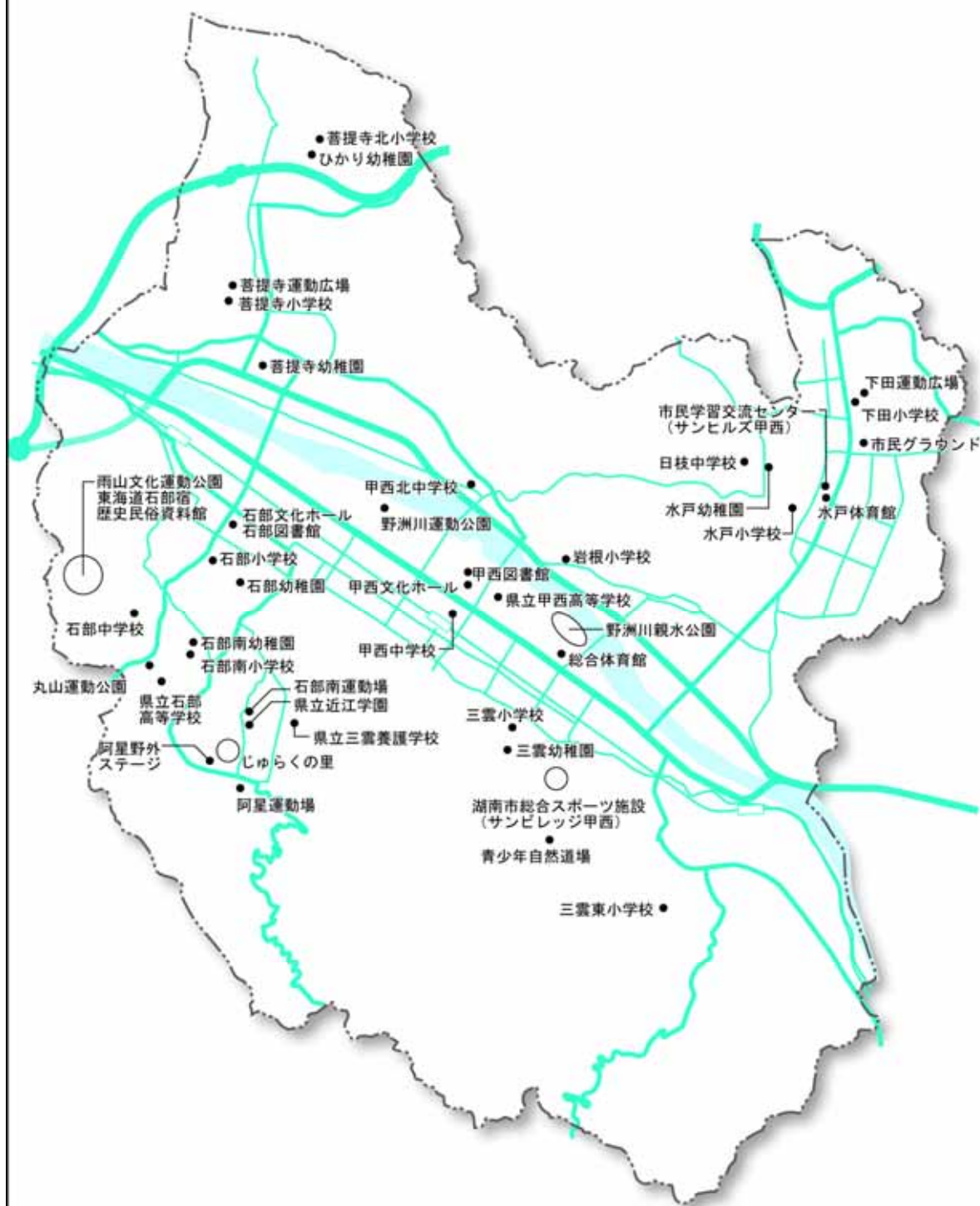
みんなで進める身近な取り組み例

- 湖南省の香り高い文化の創造に向けて、それぞれの立場で積極的に文化芸術活動や交流イベントに参加しましょう。



石部文化ホール

教育・文化・スポーツ施設分布図



ともにめざす目標指標

第5章 いきいきとした暮らしをつくろう

施 策	指 標 名	現況	目標	備 考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
人権教育の推進	人権について話しあい、学ぶ活動に参加する市民の増加	820 人	1,100 人	人権教育研究大会・出あい・気づき・発見講座・青年集会の参加者数
就学前教育・学校教育	「授業の内容がわかりやすいと答える児童・生徒の割合」	76.9%	80.0%	市内 13 小・中学校の平均
若者の社会参画	成人式実行委員会委員数	8 人	12 人	
社会教育の推進	まちづくりセンターの講座の参加者数	2,428 人	2,500 人	
スポーツの振興	スポーツイベント、教室に参画する人数	14,400 人	15,000 人	
歴史文化の継承と活用	歴史・文化財教室、講座などへの参加人数	178 人	200 人	
文化芸術活動の振興	文化ホールなどでの市民企画事業の増加	7 回	10 回	

「 」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第6章

明日を拓くしくみをつくろう

～効率的・効果的な行財政システムづくり～

1. 効率的な行財政運営の推進

現状と課題

＜効率的な行財政運営の推進＞

人口減少社会を迎え生産年齢人口の減少などにより市の歳入の根幹である市税収入においては増収を見込める状況にはありません。また、高度経済成長期に建設された公共施設においては、老朽化が著しく、維持に掛かる経費の増大が見込まれています。現在、「第二次湖南市行政改革大綱」に基づき、公共施設のあり方や施設使用料の適正化・統一化、減免基準の見直しなどを進めているところです。

こうした中、継続可能な財政構造を構築するため経費の削減や財源の確保に限らず各事務事業においてはPDCAサイクルに基づき必要性、達成度を見極め漫然と継続するのではなく、より効率的でコストパフォーマンスに優れた事務事業への転換が求められています。そこで、組織間の連携強化と業務効率化などを目的とした庁内グループウェア⁴⁹とともに、情報システムに係る経費の削減や災害対策にも有効な自治体クラウド方式⁵⁰によるシステム共同化についても検討を進めています。

また、限られた経営資源で多種多様な行政サービスを行政のみが担うことは困難な状況であることから、これからは市民や地域と連携した「まち・ひと・しごと創生法」に基づく諸施策の実施により将来にわたって活力ある社会を維持していく必要があります。

⁴⁹ グループウェア…ネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。

⁵⁰ 自治体クラウド方式…クラウド・コンピューティングの技術を活用して、地方公共団体間の情報システムの統合化・集約化を図り、情報システムの構築・運用などの効率化・低コスト化を図る取り組み。

●一般会計決算状況（平成26年度（2014年度））

単位：万円

歳入	款	決算額	構成比
	市税	865,836	41.5
	地方譲与税	13,593	0.7
	利子割交付金	1,510	0.1
	配当割交付金	5,091	0.2
	株式等譲渡所得割交付金	3,248	0.2
	地方消費税交付金	55,687	2.7
	ゴルフ場利用税交付金	2,909	0.1
	自動車取得税交付金	2,098	0.1
	地方特例交付金	3,912	0.2
	地方交付税	204,278	9.8
	交通安全対策特別交付金	752	0.0
	分担金および負担金	54,573	2.6
	使用料および手数料	28,391	1.4
	国庫支出金	242,666	11.6
	県支出金	129,816	6.2
	財産収入	3,051	0.1
	寄付金	242	0.0
	繰入金	59,067	2.8
	繰越金	38,016	1.8
	諸収入	33,346	1.6
	市債	338,211	16.2
	合計	2,086,293	100.0

資料：財政課

●一般会計決算状況（平成26年度（2014年度））

単位：万円

歳出	款	決算額	構成比
	議会費	19,212	0.9
	総務費	253,166	12.4
	民生費	617,574	30.2
	衛生費	217,217	10.6
	労働費	6,433	0.3
	農林水産業費	34,746	1.7
	商工費	22,799	1.1
	土木費	163,909	8.0
	消防費	68,615	3.4
	教育費	385,179	18.9
	公債費	239,273	11.7
	諸支出金	850	0.1
	災害復旧費	13,959	0.7
	合計	2,042,932	100.0

資料：財政課

施策

1 行政改革の推進

○健全な財政を維持するため、これまでの改革の成果と課題を検証し、より一層の行財政改革の推進を図ります。

2 迅速かつ柔軟に対応できる組織づくりとサービスの向上

○社会情勢や多様な行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制および施設配置を基本に、再編・統廃合・長寿命化などの最適化を進めます。

○現行の組織や業務の問題点を明らかにし、定員適正化計画を進め、持続可能な安定した行政サービスが提供できる組織で効果的な施策展開を図ります。

3 地方分権化に対応した人材の育成

○地方分権化に対応できる人材の育成を図るため、職員の研修や育成人事考課制度を相互に関連づけて総合的に実施します。

○情報収集能力、情報の整理と問題を把握する能力、政策立案能力および政策決定能力といった職員の能力向上と、他律的な自治体運営からの脱却やコスト意識の強化など職員の意識改革を図るため、研修内容の充実に努めます。

○職員配置や任用に育成人事考課制度を活用して職員個々の能力をより生かし、事務事業の遂行能力を高めます。

4 湖南省統合型マネジメントシステム⁵¹による事務事業の改善

○経営内容と経営手順の2面から改善を図る湖南省統合型マネジメントシステムの適切な運用により、現在の社会情勢や市民のニーズに照らしてその必要性、有効性、成果を評価し、今後も多種多様化する事務事業の継続的な改善を進めます。

○外部評価委員会*による行財政改革の進捗を管理するとともに、今後も限りある財源を有効活用すべく事務事業評価による事業の見直しを行います。

⁵¹ 湖南省統合型マネジメントシステム…行政評価を導入するに当たり、事業進捗管理や事務事業評価、業務手順を統合させた独自のシステム。

5 自治体クラウドの推進

○市の基盤システムである住民情報システムについて平成31年度(2019年度)導入をめざして自治体クラウド方式を採用し、システムの運用経費削減、事務の標準化を実現します。

○効率的なシステム運用および共同でのアウトソーシング⁵²を目的に自治体クラウドを推進していきます。

6 財政の健全化

○投資的事業*の年度間調整による平準化、経常的支出の抑制による経常収支比率*の改善に努めます。また、新地方公会計制度*に基づく財務書類などの財務資料を活用し積極的に情報公開することで、わかりやすく透明性の高い財政運営を推進します。

○地方分権に対応し自立した行財政運営が可能な財源の安定確保を図るため、物件費や人件費の抑制など財政のスリム化に向けた総合的な取り組みとあわせて、税など収納率の向上、受益者負担の見直し、広告事業の推進など新たな財源を求めるほか、経営的な視点から市有財産の処分、貸付など有効活用を図ります。また、産業の振興、企業誘致などによる財源の確保に努めます。

○将来を見据えたより適正な職員数の定員管理を行うことを目的に新たな定員適正化計画を策定し、職員の効率的な配置に取り組みます。

⁵² アウトソーシング…組織の機能やサービスの一部を外部の経営資源(人材・財源・知識・技術力など)に委ねること。

2. 広域連携の推進

現状と課題

<広域連携の推進>

湖南・甲賀2市による広域事業として、甲賀広域行政組合を組織し、し尿処理・可燃ごみ処理、消防などの事業を運営しています。

湖南・甲賀2市により運営されている公立甲賀病院については、平成25年度（2013年度）に移転し、甲賀保健医療圏の中核病院*として質の高い地域医療を提供しています。

また、湖南・甲賀・栗東の3市による地域高規格道路甲賀湖南道路整備促進期成同盟会を通じて国道1号バイパスの事業推進に向けた要望活動を進めています。

さらに、湖南、野洲、栗東、守山の4市による野洲川改修促進協議会により、石部頭首工から上流の杣川合流地点までの国直轄化を要望しています。

野洲市および竜王町とは、野洲・湖南・竜王総合調整協議会を設置しており、広域的な開発や課題の整理について総合調整機能の強化を図っています。また、栗東市とは栗東・湖南広域行政協議会を設置し、相互間の連絡調整を図り、広域行政の諸問題についての調査研究も行っています。これらの協議会を通じて情報共有などの活動を進めていますが、広域連合や広域自治については検討には至っていません。国においては、地方公共団体の組織および運営の合理化を図るため、指定都市制度の見直しや、「連携協約」などの新たな広域連携の制度創設などを含む「地方自治法」の一部改正が行われています。また、まち・ひと・しごと総合戦略においても、地域間の広域連携を積極的に進めることが求められています。

JR草津線複線化の実現に向け、滋賀県および他の沿線市（草津市、栗東市、甲賀市、三重県伊賀市）、日野町とともに、滋賀県草津線複線化促進期成同盟会*を組織して、さまざまな取り組みを行っています。

施策

1 近隣市町との連携の推進

○甲賀広域行政組合および公立甲賀病院は、甲賀広域において効率的な経営を進めます。JR草津線の複線化、国道1号バイパスの早期整備（菩提寺～石部緑台区間）、河川改修など共通する行政課題に近隣市町と連携して対応していきます。

○住民サービスの向上や情報システムに係る経費の削減、災害発生時の事業継続性の確保が期待できる自治体クラウドを近隣市町と連携して進めます。

2 新たな広域自治の検討

○竜王町、野洲市あるいは湖南広域圏といった社会的・文化的につながりを持った地域との新たな広域自治の可能性を注視しながら連携強化を図ります。

ともにめざす目標指標

第6章 明日を拓くしくみをつくろう

施 策	指 標 名	現況	目標	備 考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
効率的な行財政運営の推進	行政改革大綱実施計画の進捗管理(評価)	70%	100%	
	経常収支比率*の抑制	94.1%	90.7%	
広域連携の推進	自治体クラウド方式による基幹システムの業務数	0 件	20 件	

「 」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第1章
みんなで共に進める
しくみをつくろう

第2章
うるおいのあるまちをつくらう

第3章
元気あるまちをつくらう

第4章
ほっとする暮らしをつくらう

第5章
いきいきとした暮らしを
つくろう

第6章
明日を拓くしくみをつくらう

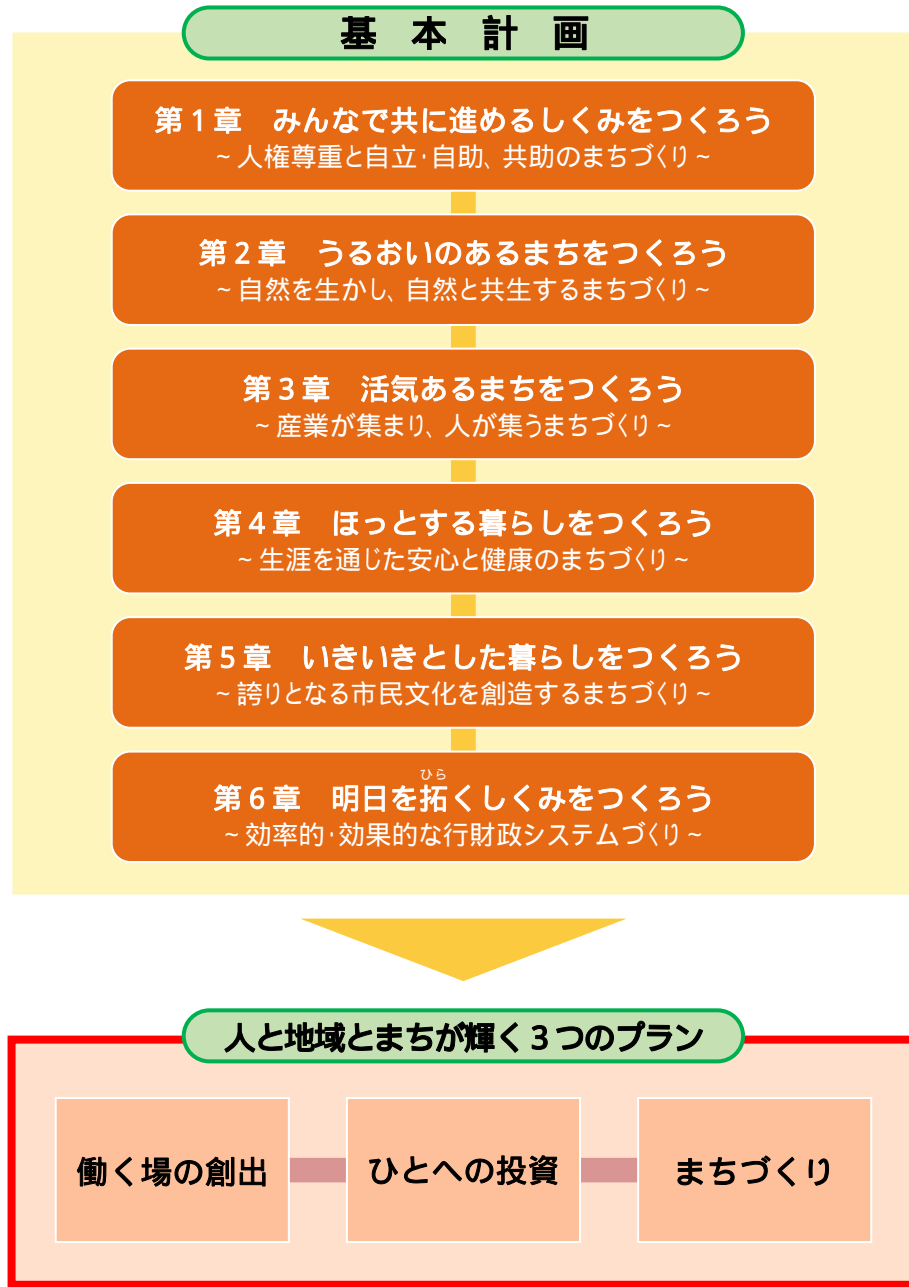
第7章
人と地域とまちが輝く
3つのプラン

第7章

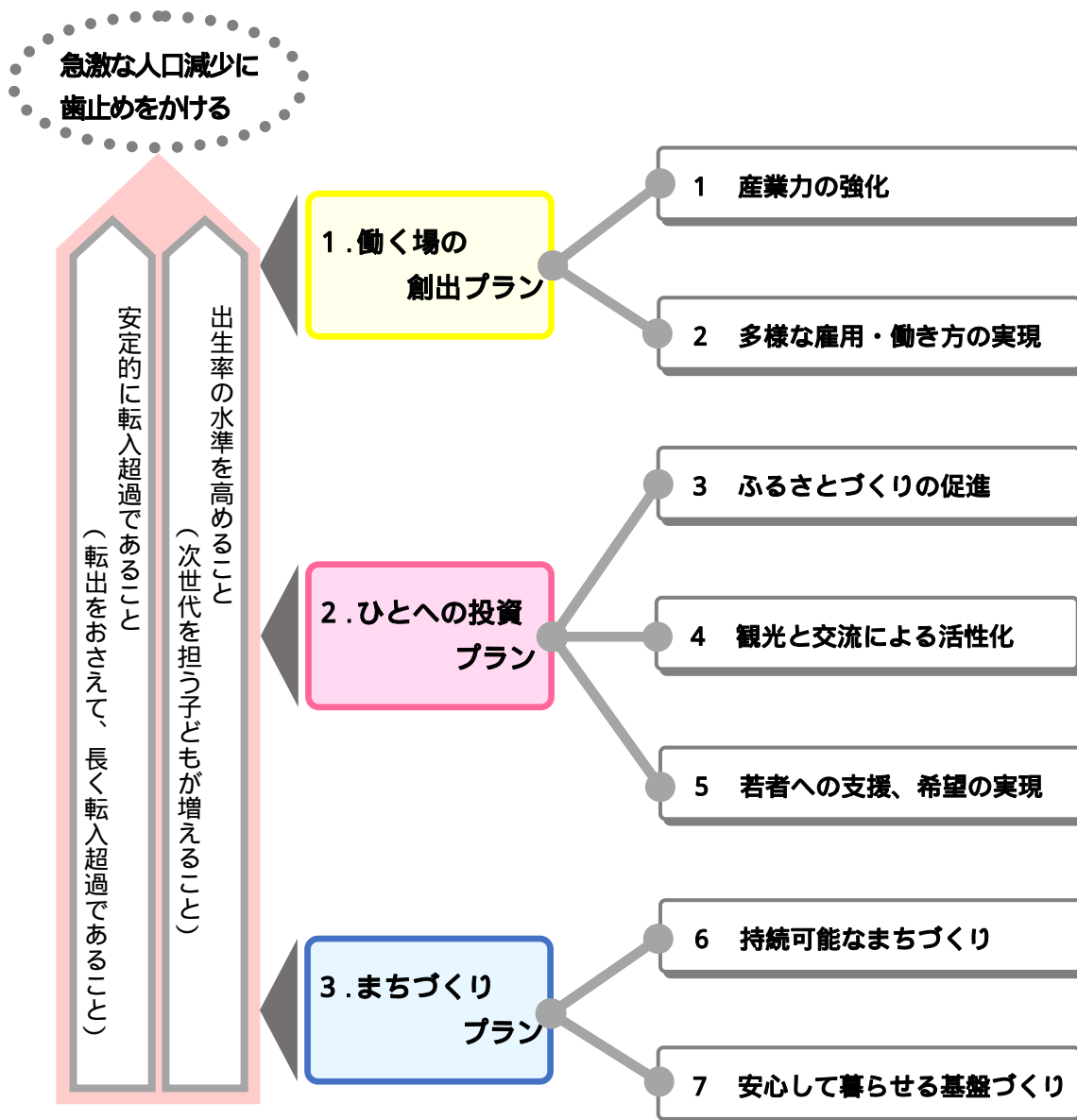
人と地域とまちが輝く3つのプラン

～重点プロジェクトの推進～

本章は、基本計画の第1章から6章の施策のうち優先的に進めるものであり、人口減少に歯止めをかけ、湖南省の活力向上を図り、人と地域とまちが輝くことを実現するための取り組みです。



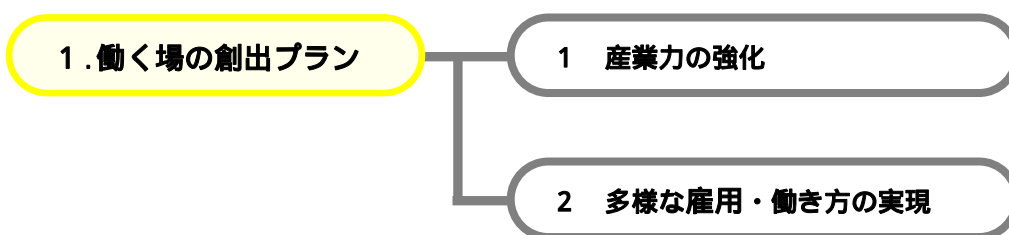
人と地域とまちが輝く3つのプランの体系



1．働く場の創出プラン

背景

人口の減少を抑え、高齢社会を支えるためには、本市で生まれ育った若者の流出を止め、地元定住を促進することが重要です。そのためには、本市に多種多様な産業を集積させるとともに、若者や女性にとって魅力のある働く場を確保することが必要です。



プラン実現のために

1 産業力の強化

- 強みのある産業を中心に関連業種の集積を図ったり、立地優位性を生かして物流拠点を創出するとともに、農産物の6次産業化*や地域に根差した商工業の振興など、産業力を強化します。

2 多様な雇用・働き方の実現

- 若者・女性が働きやすい職場の確保や起業支援、情報通信技術を利用した在宅ワークなど多様な働き方の実現を支援し、働きがいと所得の向上を図ります。

【主な事業】

- 起業の支援
- 事業継承の支援
- 企業誘致
- 産業の活性化
- 若者・女性の雇用の確保
- 求職活動の支援
- 多様な働き方の実現を支援

2．ひとへの投資プラン

背景

地方への新しい人への流れをつくるためには、誰もが湖南省に「住みたい」と考えるよう、まず市民が愛着と誇りを持つことが大切です。そして、移住・定住を促進するためのしくみとともに、若い世代が地方で安心して就労し、結婚・妊娠・出産・子育てができるような環境が必要です。

2.ひとへの投資プラン

3 ふるさとづくりの促進

4 観光と交流による活性化

5 若者への支援、希望の実現

プラン実現のために

3 ふるさとづくりの促進

- 人や地域の支えあう気持ちを育み、特色あるふるさとづくりを進めるとともに、「ふるさと納税^{*}」の普及に取り組みます。また、移住促進のための情報一元化、わかりやすい発信にも取り組みます。

4 観光と交流による活性化

- 湖南三山や東海道の活用、物産館の整備などによる地域間交流の活性化やアール・ブリュットの振興などにより、湖南省の認知度の向上、ブランドの確立を図り、市民の誇りと愛着の醸成により、移住・定住の増加につなげます。

5 若者への支援、希望の実現

- 若者の社会参画を促進するとともに、結婚、出産、子育ての支援策を切れ目なく実施し、将来に希望が感じられる地域社会の実現を図ります。

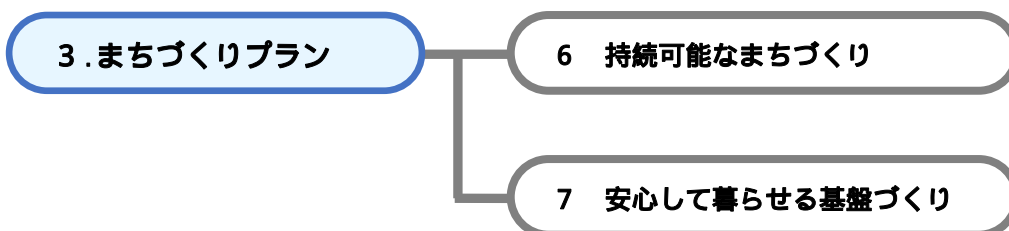
【主な事業】

- 移住・定住の促進
- 観光交流の活性化
- 結婚・出産・子育て支援

3．まちづくりプラン

背景

「働く場の創出」と「ひとへの投資」の好循環を支えるためには、地域資源の利用により活性化が図られるとともに、市民の誰もが安心・安全で暮らしやすく、生活にゆとりと豊かさを実感できるまちづくりが必要です。



プラン実現のために

6 持続可能なまちづくり

- エネルギーや資源の域内循環システムを確立し、新たな価値を創出しながら経済の規模を拡大します。
- 市民との協働のまちづくりをより一層進めるとともに公有財産の有効活用、維持管理の効率化を図ります。

7 安心して暮らせる基盤づくり

- 災害に強い都市基盤整備とともに地域ぐるみの防災体制の強化や見守り・目配りのしくみなど安心・安全な地域社会づくりを進めます。
- 鉄道とバスの連携など子どもや高齢者の移動を支える交通ネットワークの充実を進めます。

【主な事業】

- 多様な担い手が主体となるまちづくりの促進
- エネルギーの地産地消
- 資源の循環、効率的な利用
- 移動の利便性の確保
- 医療・保健の充実
- 福祉の充実
- 防災体制の充実

資 料

■ 湖南省総合計画策定条例

平成 26 年 6 月 27 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の実現に向け、基本となる施策とその目標を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に位置付けられた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、湖南省総合計画審議会条例（平成17年湖南省条例第 1 号）第 1 条に規定する湖南省総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、湖南省議会基本条例（平成24年湖南省条例第16号）第10条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 5 条 市長は、総合計画の策定、又は変更後、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 6 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

■ 湖南省総合計画審議会条例

平成 17 年 1 月 18 日

条例第 1 号

改正 平成 18 年 3 月 15 日条例第 11 号

平成 18 年 9 月 25 日条例第 32 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、湖南省総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の樹立並びに地域づくり推進事業について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項第 2 号に掲げる者が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画の策定及び進行管理に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年条例第32号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

■ 審議会委員

委嘱期間 平成 26 年 10 月 16 日～2 年間

50 音順・敬称略

氏 名	所 属 等	区 分	備 考
伊 地 智 良 雄	市体育協会長	2 号委員	
市 川 徹 二	市民生委員児童委員協議会長	2 号委員	
稲 塚 里 子	学校法人光星学園 三雲幼稚園長	2 号委員	
大 島 正 秀	市地域まちづくり協議会会長会議会長	2 号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
甲 斐 切 稔	市国際協会長	2 号委員	
川 北 智 之	(公社) 水口青年会議所	2 号委員	
黄 瀬 絢 加	市地域おこし協力隊	3 号委員	
北 村 典 子	公募委員	3 号委員	
北 村 紀 嗣	区長会長	2 号委員	27. 7. 1～
木 邑 賢 治	人権団体代表	2 号委員	
久 保 恵 美 子	人権擁護委員	1 号委員	副会長
久 保 憲 二	公募委員	3 号委員	
坂 田 庄 司	市消防団長	2 号委員	
櫻 井 義 男	市地域まちづくり協議会会長会議会長	2 号委員	27. 7. 1～
上 西 佐 喜 夫	甲賀農業協同組合湖南地区担当理事	2 号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
上 西 保	市商工会長	2 号委員	
園 田 英 次	市工業会長	2 号委員	
高 橋 あ つ 子	市健康推進員協議会長	2 号委員	
竹 澤 か づ 子	元教育委員	1 号委員	
龍 池 直 明	市社会福祉協議会長	2 号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
谷 康 彦	市社会福祉協議会長	2 号委員	27. 7. 1～
直 野 静 夫	公募委員	3 号委員	
南 里 明 日 香	滋賀県総務部財政課長	1 号委員	
仁 連 孝 昭	元滋賀県立大学理事・副学長 元滋賀県立大学地域共生センター長	1 号委員	会長
八 太 洋 市	甲賀農業協同組合湖南地区担当理事	2 号委員	27. 7. 1～
福 島 由 美 子	公募委員	3 号委員	
溝 口 弘	NPO 法人ワイワイあぼしクラブ理事長	2 号委員	
森 井 翔 太	市地域おこし協力隊	3 号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
山 村 聰	区長会長	2 号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
吉 田 健 太 郎	市地域おこし協力隊	3 号委員	27. 7. 1～

1 号委員 学識経験を有する者

2 号委員 市内の公共団体の代表者

3 号委員 市長が認める者（公募委員）

■ 審議会諮問文・答申文

湖 企 第 81 号
平成26年（2014年）10月16日

湖南省総合計画審議会会長 様

湖南省長 谷 畑 英 吾

第2次湖南省総合計画の策定について（諮問）

第2次湖南省総合計画を策定するにあたり、湖南省総合計画策定条例
第3条の規定により貴審議会に諮問します。

第2次湖南省総合計画策定にあたっての基本方針（諮問趣旨）

1．第2次湖南省総合計画策定の趣旨

湖南省では、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、湖南省総合計画を策定しています。平成18年(2006年)10月に湖南省総合計画～2015 夢おこし・明日づくりの物語～を策定し、「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろうきらめき湖南」の実現を目指したまちづくりを推進してきました。湖南省総合計画は平成18年度からの10年間を計画期間としており、平成27年度に最終年度を迎えることから、この総合計画を検証し、社会経済情勢の変化や国の新たな政策等に対応した第2次総合計画を策定します。

少子高齢化や人口減少社会、また大規模災害への対応を迫られている今、長期的な視野に立った行財政システムの最適化を行っていくことが求められています。

2．総合計画の構成

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来像に基づき、施策の全体を示したもので、基本構想および基本計画からなるものです。

基本構想は、湖南省の10年後の将来を展望したまちづくりの基本理念と将来像を示すとともに、総合的な行政運営の指針となるものです。

基本計画は、まちづくりの将来像を達成するための基本的な施策を示すものです。

計画期間は、総合計画の期間の前期に相当する平成28年度から平成32年度の5年間とします。

また、平成33年度から平成37年度の後期については、社会経済情勢や住民ニーズの変化などを踏まえ、改めて策定するものとします。

- ・前期計画 … 平成28年度から平成32年度までの5年間
- ・後期計画 … 平成33年度から平成37年度までの5年間

3．市民参加の手法と情報公開

総合計画は、時代の潮流や地域社会の変化、住民ニーズの変化などに対応した計画で、計画の策定段階において、市民と行政が協働して地域の発展を考え、まちづくりを進める仕組みが不可欠です。

総合計画の策定にあたっては、市民などで構成する総合計画審議会が計画策定の中心的な役割を担うものですが、さらに、より多くの市民の意見を反映するため、未来の湖南省を担う中学生や、市民を対象とした意識調査の実施、また、多様な意見や提案を幅広く求めるためのパブリックコメントを実施します。

また、湖南省総合計画策定条例第4条の規定に基づき、湖南省議会の議決を得ることを通じて、市の将来を見据えた最良の意思決定を行います。

4．総合計画策定の推進体制

総合計画の策定にあたっては、市政を担う職員を中心とする総合計画策定委員会を設置し、湖南省のまちづくりを推進するため全職員自ら策定作業にあたります。

5．将来人口の捉え方

第2次総合計画の策定にあたり、各種の将来人口推計調査を実施し、まちづくりの基本となる目標年次における人口規模を推測します。

6．個別計画との調整

湖南省における最上位計画として、まちづくりの方向性を明らかにするとともに、都市計画マスタープランや環境基本計画などをはじめとする様々な分野別の基本方針の策定、改訂に際し、総合計画に示すまちづくりの方向性に即した内容とすることにより、総合的、計画的なまちづくりを進めます。

平成 27 年（2015 年） 9 月 30 日

湖南市長 谷 畑 英 吾 様

湖南市総合計画審議会
会 長 仁 連 孝 昭

第 2 次湖南市総合計画について（答申）

平成 26 年 10 月 16 日付、湖企第 81 号において湖南市総合計画審議会に諮問された「第 2 次湖南市総合計画の策定」について、当審議会では慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりとりまとめましたので答申します。

なお、計画の策定および推進にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重され、「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向けて、別記事項に意見を添えて要請します。

別記

< まち将来像を実現するために - 市民との共有、着実な推進 >

第二次湖南省総合計画は、湖南省のまちづくりにおいて最も根幹となる計画であり、各分野で策定している個別計画の指針となるものである。基本構想には、湖南省のまちの将来像と長期的なまちづくりの基本目標を掲げるだけでなく、重点的に進めるプロジェクトを3つのプランに取りまとめ、さらに市民と共有を図る工夫として、夢のある3つの“物語”に仕立て掲載している。

公的なサービスに対するニーズが多様化し、変化の速度も早まる中、行政だけでできることには限界があり、市民とともにまちづくりに取り組む必要性がますます高まっている。

「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向け、第二次湖南省総合計画が市民一人ひとりに届くよう、市民目線から様々な手段を用い、丁寧な周知を図りながら、地域まちづくり協議会などの多様な主体との協働により、着実に施策展開を図っていただきたい。

< 人口減少対策の推進 - 魅力的なまちづくり >

基本構想の計画期間である今後 10 年の間にも、人口減少や少子高齢化はさらに進行し、その影響は、医療、福祉をはじめとする地域社会のあらゆる分野におよぶことになる。

雇用の拡大、多様な働き方の実現、結婚、出産、子育てに関する切れ目のない支援策を実施するなど、市民にとって魅力的で、豊かさを実感しながら暮らせる環境を整えることが、移住・定住の促進、大幅な人口減少の抑制につながるまちづくりであり、市民の満足度の向上、ふるさとへの愛着や誇りにもつながる。

今般、人口減少対策に関する総合的な計画として、第二次湖南省総合計画と同時に策定する湖南省まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施を通じ、これまで以上に積極的に暮らしやすいまちづくりに取り組んでいただきたい。

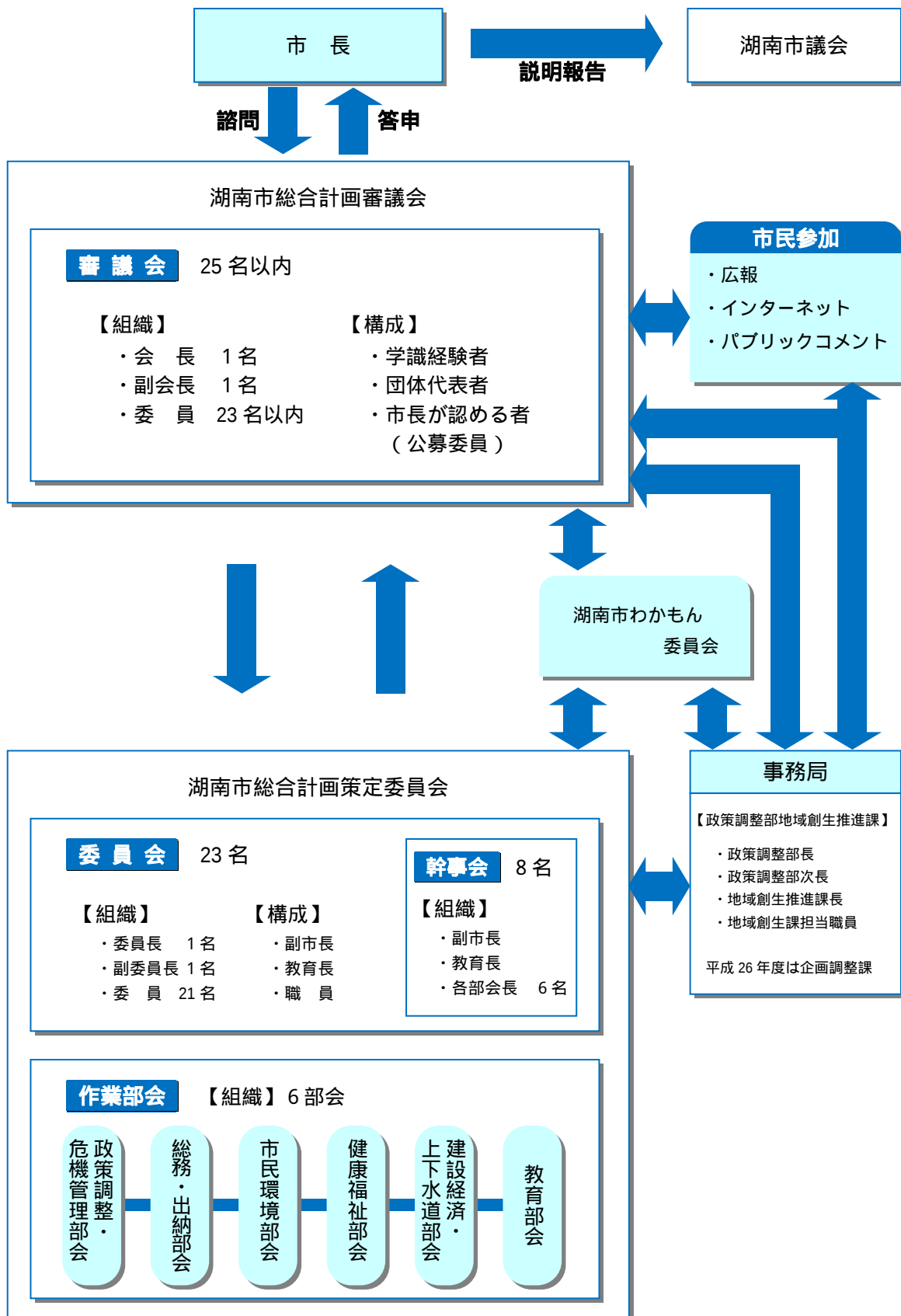
< 湖南省らしい政策の推進 - 独創的なまちづくり >

地域の自然エネルギーの積極的な活用やアール・ブリュット作品を活用したまちづくりなど、湖南省独自の先進的な取り組みが定着し、市民共同発電所の取り組みや湖南工業団地におけるスマートエネルギーシステムの導入、または物産館整備による都市型農業モデルの構築など、さらなる発展を遂げようとしている。

既存の地域資源を活用する「あるものいかし」「湖南省らしさ、良さ」の視点に加え、未来志向で挑戦する都市として、地域の魅力をみんなで磨いたり、明るい未来につながる独創的なまちづくりを進めていただきたい。

また、同時にこれらの湖南省の魅力を積極的に市内外に向けて発信していただきたい。

■ 湖南省総合計画策定組織体系図



■ 策定経緯

年	月 日	経 緯	内 容
平成 26 年	9 月 1 日 ～ 20 日	湖南省総合計画審議会公募委員募集	広報こなん 6 月号に委員募集について掲載
	7 月 10 日	湖南省総合計画審議会公募委員選考委員会	湖南省総合計画審議会公募委員選考委員会要領に基づき、応募人数 4 名を選任
	10 月 8 日	第 1 回湖南省総合計画策定委員会	○第二次湖南省総合計画策定について ○湖南省総合計画に関する市民意向調査について
	10 月 14 日	第 1 回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○湖南省総合計画策定委員会規程について ○第二次総合計画策定組織について ○第二次総合計画策定日程について ○第一次総合計画の検証等について
	10 月 16 日	第 1 回湖南省総合計画審議会	○湖南省総合計画審議会の運営について ○会長、副会長の選出 ○諮問 ○総合計画基本構想、基本計画の説明および第二次湖南省総合計画の策定について ○議題 1 第一次総合計画の検証について ○議題 2 第二次湖南省総合計画策定組織体系図（案）について ○議題 3 第二次湖南省総合計画策定日程（案）について ○議題 4 第二次湖南省総合計画に関する市民意向調査（案）について
	10 月 30 日 ～ 11 月 22 日	市民アンケートの実施 中学生アンケートの実施	
	12 月 18 日	第 1 回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「湖南省の良いところ・悪いところ」
	1 月 22 日	第 2 回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「過去の共有」 ～生活の「便利」をふりかえる～
平成 27 年	2 月 9 日	第 2 回湖南省総合計画策定委員会	○第二次総合計画策定作業資料について ○湖南省わかもん委員会について
	2 月 20 日	第 2 回湖南省総合計画審議会	○議題 1 社会動向について ○議題 2 現況と動向について ○議題 3 まちづくりアンケート調査について ○議題 4 後期基本計画の実施状況の整理、評価について ○議題 5 まちづくりの主要課題の整理について ○議題 6 第二次湖南省総合計画の構成について ○議題 7 湖南省わかもん委員会について
	2 月 24 日	第 3 回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「わかもんが住んでみたいまち」
	3 月 9 日	第 3 回湖南省総合計画策定委員会	○第二次湖南省総合計画基本構想（案）について
	3 月 19 日	第 3 回湖南省総合計画審議会	○議題 1 第二次湖南省総合計画基本構想（案）について

年	月 日	経 緯	内 容
平成 27 年	5 月 1 日	第 2 回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○湖南省総合計画策定状況について ○地方創生「まち・ひと・しごと」について ○湖南省基本構想（原案）について ○基本計画調整シート（現状と課題・施策）の作業について ○作業部会長の選任について
	6 月 10 日 ～ 11 日	第 3 回湖南省総合計画策定委員会作業部会 各課ヒアリング	○基本計画（現状と課題・施策）について ○「みんなで進める身近な取り組み例」について ○目標指標について ○総合戦略体系について ○まち・ひと・しごと戦略茶話会の参加協力について
	6 月 16 日	第 4 回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「シュウジ君物語」 シュウジ君は、湖南省に住む 23 歳の青年。10 年後シュウジ君を取り巻く環境はどのように変化しているのか、まちは？ひとは？しごとは？
	6 月 29 日	第 5 回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「シュウジ君物語」
	6 月 30 日	第 4 回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○話題提供：人口減少が与える将来像 ○意見交換 ○とりまとめ発表
	7 月 21 日	第 4 回湖南省総合計画策定委員会	○第二次湖南省総合計画基本構想（案）について ○第二次湖南省総合計画基本計画（素案）について
	7 月 30 日	第 4 回湖南省総合計画審議会	○議題 1 第二次湖南省総合計画基本構想（案）について ○議題 2 第二次湖南省総合計画基本計画（素案）について
	8 月 17 日	第 5 回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○第二次総合計画基本計画（案）について ○まち・ひと・しごと総合戦略の内容確認・修正について
	9 月 14 日	第 5 回湖南省総合計画策定委員会	○基本計画第 7 章について ○目標指標について
	9 月 24 日	第 5 回湖南省総合計画審議会	○議題 1 基本計画第 7 章および目標指標について
	9 月 30 日	第二次湖南省総合計画審議会答申	
	10 月 6 日 ～ 11 月 5 日	パブリックコメントの実施	○意見の件数（意見提出者数）：3 件（1 人）
	11 月 20 日	湖南省議会議員全員協議会	説明 第二次湖南省総合計画について
	11 月 27 日	平成 27 年 12 月湖南省議会定例会	案件提出 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 10 日	湖南省議会 総務常任委員会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 10 日	湖南省議会 総務常任委員会福祉教育常任委員会 連合審査会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 11 日	湖南省議会 総務常任委員会産業経済常任委員会 連合審査会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 11 日	湖南省議会 総務常任委員会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 16 日	平成 27 年 12 月湖南省議会定例会	○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について（可決）

■ 用語解説

頁	語 句	
8	普通出生率	人口千人あたりの一定の時間内（通年1年）における出生数を人口で割ったもの。
8、19	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。
9	年齢3区分別人口	年齢別人口のうち、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）を年齢3区別人口。
10	自然増減	出生と死亡による人口の増減。
10	社会増減	転入と転出による人口の増減。転入はほかの市町村から湖南市域内に新たに住所を定めること、転出は湖南市域外へ住所を移すこと。
11	昼夜間人口	昼間人口は、就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口。夜間人口（常住人口）は地域に常住（居住）している人口。
13	産業別就業人口	就業者を産業別に分類したもの。産業構成を第1次（「農業、林業」「漁業」を合わせたもの）、第2次（「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」を合わせたもの）、第3次（第1次産業と第2次産業および分類不能の産業以外の項目を合わせたもの。）に分ける。そのため、グラフの第1次産業、第2次産業、第3次産業の割合を足しても100%にならない。
14	a（アール）	面積の単位。1アールは100平方メートル（約30.25坪）。
14	専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家。
14	第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家。
14	第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家。
7、19、42、43	国立社会保障 ・人口問題研究所	厚生労働省本省に設置された研究機関。社会保障・人口問題に関する研究、人口・経済・社会保障の間の関連の研究などを通じて、福祉国家に関する研究と政策とを橋渡しし、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
19、97	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源は除かれる。）のことで、具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど。
20	G D P	Gross Domestic Product の略。国民総生産（GNP）から海外で得た純所得を差し引いたもので、国内の経済活動の水準を表す指標。
20	指数関数的	累乗の指数が変数となる指数関数のように、値が大きくなるに連れて程度や量が飛躍的に増すような状態。ますます増加のペースを早めていくような様子。

頁	語 句	
21、28、45、 68、70、110、 146、154、 156、160、 161、169	N P O	Nonprofit Organization の略。非営利団体一般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法により法人格を得た特定非営利活動法人のみを指す場合がある。
21、125	グローバル化	経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。
23、117、204	滋賀県草津線複線化 促進期成同盟会	沿線地域における産業振興や観光開発をはじめ、経済・文化の動脈として重要な機能を果たしている草津線の複線化促進を目的に、滋賀県と沿線市（草津市、栗東市、甲賀市、湖南市）、日野町および三重県伊賀市で組織している。
37、140、 171	健康寿命	認知症や寝たきりにならない状態で心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のこと。
52、145、 147、181	認定こども園	就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設。
62	モータリゼーション	自家用車をはじめ自動車の普及した社会のこと。
62、143、 204	中核病院	地域の医療連携の中核を担う病院で、複数の診療科や高度な医療機器を備えた病院。
69、78、79	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
74、76、77	D V	ドメスティック・バイオレンス。夫婦や恋人など親密な間柄にある、またはあった者から加えられる身体的、精神的・性的な暴力のこと。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念。
75	こなんし子育てガイドブック	湖南市の子育て支援情報をまとめた冊子。
75	湖南市子育て応援サイト ココフレ	妊娠・出産、子育てを応援する行政サービスに関する情報を提供するサイト。
76、77	セクシャル・ハラスメント	身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真などの掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせるさまざまな行為。
79、211	ふるさと納税	「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」。
80、81、160、 161、195、196	外国人市民	湖南市内に生活拠点を持つすべての外国籍のひとや、働くすべての外国籍のひとのこと。

頁	語 句	
92	マザーレイク 21 計画	滋賀県では、国の 6 つの省庁が平成 9 年度（1997 年度）から 2 カ年にわたり共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」をふまえて、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、平成 12 年（2000 年）3 月に、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）を策定。 マザーレイク 21 計画では、2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、平成 11 年度（1999 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までを第 1 期、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までを第 2 期として、琵琶湖を保全するための幅広い取り組みを進めている。
94	持続可能な滋賀社会ビジョン	地球温暖化など地球規模での環境変化や、琵琶湖流域での環境変化に対応し、滋賀県が持続可能に発展していくために、2030 年という長期的な視点で、その道筋を明らかにするとともに、着手すべき施策や今後の展開方向を示している。
97	コナン市民共同発電所	湖南市地域自然エネルギー基本条例の理念に基づき、市民の皆さんからの出資を元に太陽光発電設備を備えた「コナン市民共同発電所」を設置し、地域経済の活性化に取り組み地域社会の持続的な発展をめざす。
102	公園サポーター制度	市が管理する都市公園等において、市民と行政が協力して快適な公園の維持・保全を図るとともに、公園愛護意識の高揚を図ることを目的とした制度。
105	リサイクル率	排出されるごみの総量（集団回収量を含む）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のこと。
105	下水道整備普及率	下水道処理人口普及率のことをいい、総人口に対して下水道を利用できる区域の割合。
108、109、 110、137	地籍調査	地籍の明確化を目的として、主に市町村が主体となり一筆ごとの土地の所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置と面積を測量する調査を行い、正確な地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成するための調査。
110、122	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。
112、113	滋賀県道路整備 アクションプログラム	滋賀県が「どこに、どんな道路が、いつまでに必要か」を具体的に示した道路整備計画で、県内 8 地域別に策定。「アクションプログラム 2013」では、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間の道路整備計画を示している。
112、113	法定外公共物	道路、河川などの公共物のうち、「道路法」、「河川法」、「海岸法」などの管理に関する法律の適用または準用を受けないもののこと。
113	南部中央線	県道長寿寺本堂線との接続部を起点として、市南部を東西に走り、夏見地先まで至る市道。

頁	語 句	
117、118	甲西駅行き違い設備	単線であるＪＲ草津線の利便性向上を図るための設備。列車同士が行き違いができるよう単線区間の停車場（駅または信号場）において２つ以上線路を設置した部分。
118	福祉運送	身体障がいのある人や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供すること。
119	バスシステム	バスを運行するしくみ。
120	ほ場整備	生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行う。
120	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
120	戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とする制度。
120、121	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。(1) 転作田の団地化、(2) 共同購入した機械の共同利用、(3) 担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取り組み内容は多様。
121、122	生産森林組合	生産森林組合制度は、昭和 26 年の森林法改正において創設。森林組合が、組合員の森林経営の一部（施業、販売など）の共同化を目的にしているのに対し、生産森林組合は、「所有と経営と労働の一致」を理念として、組合員の森林経営の全部の共同化などを行うことを目的としている。
121、130、210	6次産業化	農林漁業者（１次産業従事者）が原材料供給者としてだけでなく、「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギーなど）を有効に活用し、加工（２次産業）・流通や販売（３次産業）に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすこと。
122	林業普及指導員	都道府県に設置されており、森林所有者などに対して、地域の実情に応じて高度な森林施業技術の指導および情報提供、林業経営者などの育成・確保、地域全体での森林整備の促進や木材利用の推進、森林ボランティアや学校教育における森林環境教育の指導者育成などの活動を行っている。

頁	語 句	
123、124、 125、126	公益社団法人 湖南工業団地協会	湖南工業団地に進出した企業が同一地域での労働条件、福利厚生、職場の安全衛生をはじめそのほかの諸問題を幅広く連絡調整する協議機関。工場排水の共同自主管理、地域の環境保全活動や共同安全衛生活動を実施している。
125	サプライチェーン	原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。
126	I S O	International Organization for Standardizationの略。製品やサービスの世界的な標準化およびこれに関連する活動の発展を図ることを目的として、設立された国際標準化機構。
143、158	地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供すること。
147	家庭支援推進保育事業	日常生活における基本的な習慣および態度のかん養などについて、保育を行う上で特に家庭環境などに対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配、職員の研修などを行うこと。
150	重症心身障がい者	重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複している障がい者。
150、154	グループホーム	主として夜間において、共同生活を行う住居で、入居している障がいのある人について相談そのほかの日常生活上の援助を行う。
153	権利擁護支援システム	権利侵害への対応や権利行使に社会的な支援が必要な高齢者および障がい者などに対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に実施するしくみ。
156、157	要介護認定者	介護保険制度において、介護サービスの利用に先立って利用者が介護を要する状態であることを保険者である市から認定された者。
156、158	予防給付	介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防すること。
158	要支援・要介護状態	身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態で、要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する者のこと。
158	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。

頁	語 句	
158	予防重視型システム	平成 18 年の介護保険制度改定において、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう「介護予防」を重視したシステム。
164、166、171	危機管理	大地震などの自然災害や、不測の事態に迅速・的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策。
178、181、182	外国人児童生徒	小・中学校に在籍する外国籍の児童生徒のこと。
178、182	適応指導教室	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善などのための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。
182	インクルーシブ教育 システム	同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点で、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟なしくみ。
202	外部評価委員会	評価自体の客観性や透明性を高めるため、外部の有識者および公募委員で構成する委員会。
203	投資的事業	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備などに要する経費にかかる事業であり、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費から構成されている事業。
203、206	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的（継続性・安定性）に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的（義務的）に支出される経費（経常的経費）に、どの程度充当されているかという割合のこと。この比率が低いほど、一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕を持つこととなり、財政構造に弾力性があるということになる。
203	新地方公会計制度	平成 18 年に公表された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務省）」において、地方公会計改革が打ち出され、人口 3 万人以上の都市においては、平成 20 年度決算までに貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類 4 表の整備に取り組むことになった会計制度のこと。

第二次湖南省総合計画

発行者：湖南省

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

TEL 0748-72-1290(代)

FAX 0748-72-3390(代)

URL : <http://www.city.konan.shiga.jp/>

e-mail : info@city.shiga-konan.lg.jp

発行年月：平成28年（2016年）4月